

2019（令和元）年度版

第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン

年次報告書

2019(令和元)年 10月

三 重 県

2019（令和元）年度版
第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン
年次報告書

目 次

	ページ数
I 年次報告書の考え方	1
1 年次報告書について	
2 施策の体系と推進の考え方	
II 平成 30 年度をふりかえって	3
1 数値目標の達成状況について	
2 人権をめぐる国際社会と国内の状況 <施策分野別>	
● 施策分野 1 「人権が尊重されるまちづくりのための施策」	
人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり	13
● 施策分野 2 「人権意識の高揚のための施策」	
人権施策 201 人権啓発の推進	17
人権施策 202 人権教育の推進	29
● 施策分野 3 「人権擁護と救済のための施策」	
人権施策 301 相談体制の充実	34
人権施策 302 さまざまな人権侵害への対応	41
● 施策分野 4 「人権課題のための施策」	
人権施策 401 同和問題	45
人権施策 402 子ども	51
人権施策 403 女性	57
人権施策 404 障がい者	63
人権施策 405 高齢者	70
人権施策 406 外国人	75
人権施策 407 患者等（患者の権利、HIV 感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等）	80
人権施策 408 犯罪被害者等	83
人権施策 409 インターネットによる人権侵害	86
人権施策 410 さまざまな人権課題（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的マイノリティの人びと、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等）	89
III 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム	93

I 年次報告書の考え方

1 年次報告書について

「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（以下、第三次行動プラン）は、「人権が尊重される三重をつくる条例」（平成9年10月施行）に基づき策定した「三重県人権施策基本方針」（平成27年12月改定）をさまざまな主体で着実に推進していくものです。

人権施策の進捗管理については、第三次行動プランに基づく取組状況を「年次報告書」としてまとめ、次年度に向けた方向性の検討等に活用することとしています。

今回の年次報告書は、2018（平成30）年度の取組状況について取りまとめました。

なお、第三次行動プランでは、進捗管理を客観的に行うため、人権施策全体の成果を計る「数値目標」を設定するとともに、計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組むこととしています。

2 施策の体系と推進の考え方

「三重県人権施策基本方針」では、人権施策を目的に応じた4つの施策分野に体系づけて推進することとしています。

施策分野1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重される社会を実現するために基本となる、豊かな人権文化が創造される地域社会と行政の推進

施策分野2 人権意識の高揚のための施策

一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重のまちづくりの主体を形成

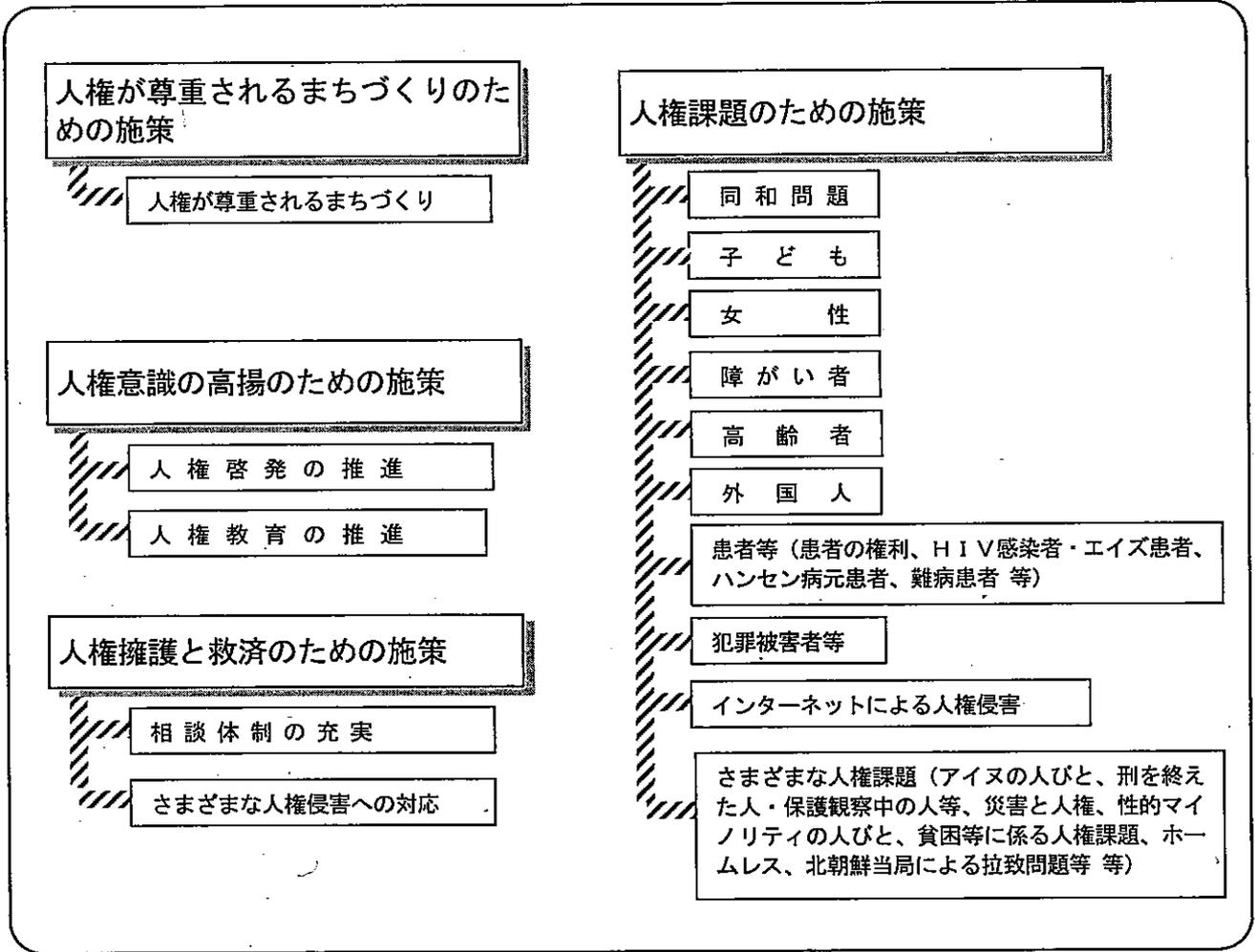
施策分野3 人権擁護と救済のための施策

人権に関する相談及び偏見や差別意識が生む人権侵害に対する救済

施策分野4 人権課題のための施策

前述の3つの施策分野をベース（基礎）にした個別の人権課題への対応

【三重県人権施策基本方針（第三次改定）】施策体系図



II 平成 30 年度をふりかえって

1 数値目標の達成状況について

第三次行動プランでは、以下の表のとおり、プラン全体の数値目標として1項目、4つの施策分野のうち、個別の「人権課題のための施策」を除く3施策分野について、4つの数値目標を設定しています。

目 標 項 目		平成29年度 上：目標値 下：実績値	平成30年度 上：目標値 下：実績値	目標達成 状況
プラン全体	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合（※1）	40.5%	41.5%	0.95
		36.8%	39.5%	
人権が尊重されるまちづくり	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数（※2）	35 団体	35 団体	1.00
		35 団体	36 団体	
人権意識の高揚	人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度（※3）	99.0%	100%	0.97
		97.3%	97.1%	
	人権教育カリキュラムを作成している学校の割合（※4）	90.1%	96.6%	1.00
		90.5%	98.1%	
人権擁護と救済	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度（※5）	98.0%	99.0%	0.99
		97.7%	98.9%	

【数値目標の説明】

- ※1 「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
- ※2 講師・助言者派遣等の県の支援を受けて「人権が尊重されるまちづくり」研修会を実施した団体数
- ※3 人権イベント・講座等の参加者へのアンケートにおいて、当該イベント等によって「人権に関する理解が深まった」と回答した参加者の割合
- ※4 子どもにつけたい力や、発達段階に応じた人権教育の指導内容を定めた人権教育カリキュラムを作成し、その取組を進めている公立小中学校および県立学校の割合
- ※5 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケートにおいて、「人権に関する知識の習得・相談対応力の向上につながった」と回答した受講者の割合

なお、プランの評価にあたっては、上記の数値目標の達成状況とともに、個別の人権課題に関する取組実績等をふまえて、総合的に評価を行うこととします。

2 人権をめぐる国際社会と国内の状況

【国際社会の状況】

人権は、人びとが社会において幸せな生活を営むために必要な固有の権利であり、人権の尊重が人類にとって普遍的な原理であることが、世界人権宣言でも明記されています。

国際社会においては、国連を中心に人権への取組が進められています。

2018（平成30）年8月30日、人種差別撤廃委員会は、日本の人種差別撤廃条約の実施状況に関する総括所見（最終見解）を公表しました。この所見では、2016（平成28）年の「ヘイトスピーチ解消法」や「部落差別解消推進法」、翌年の「技能実習法」などの立法措置を評価しつつも、多くの課題についての懸念と勧告を述べています。

2018（平成30）年12月17日、第73回国連総会本会議において、我が国及びEUが共同提出した北朝鮮人権状況決議がコンセンサス採択されました。この決議は、前年の国連総会決議を基に、北朝鮮の深刻な人権侵害を非難し、その終結を強く要求するとともに、拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国を可能な限り早期に実現することを期待するなどの内容となっています。

【国内の状況】

〈人権が尊重されるまちづくり〉

国連は、1994（平成6）年の「『人権教育のための国連10年』行動計画」等において、人権という普遍的文化を創造することの重要性を示してきました。人権尊重の考え方をベースにしたまちづくりを推進する機運が高まり、全国で人権尊重のまちづくり条例の制定、県や市町の人権施策基本方針等が策定されています。

また、企業等の社会的責任（CSR）に基づいた取組については、2010（平成22）年11月に、人権を含む企業等の社会的責任に関する国際規格であるISO26000が発行されました。このISO26000は、JIS（日本工業規格）化され、2012（平成24）年3月21日にJIS Z 26000（社会的責任に関する手引き）として制定され、人権への配慮を中心に、社会的責任の具体化が求められている状況にあると考えられます。

2016（平成28）年の「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の施行を受け、人権啓発や人権相談等、差別の解消をめざした具体的な取組が求められています。

〈人権意識の高揚～人権啓発・人権教育の推進〉

国連においては、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定めています。また、国（法務省）においては、12月4日～10日の1週間を「人権週間」と定め、広く国民に人権尊重思想の高揚を呼びかける啓発活動を展開しています。

また、人権教育を強化するため「人権教育のための世界計画」を2005（平成17）年からスタートさせ、現在は、その第3段階となっています〔2015（平成27）年～2019（平成31）年〕。第3段階は、第1段階の初等・中等学校における人権教育や第2段階の高等教育とあらゆる教員、教育者、公務員、法執行官等の人権教育への取組を強化しつつ、メディア従事者、ジャーナリストに対する人権教育を促進することとしています。2018（平成30）年9月10日から28日にかけて開催された、国連人権理事会では、その第4段階〔2020（令和2）年～2024（令和6）年〕として、重点対象を「若者」に置くとともに、平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くことを決議しました。また、これまでの3段階についての取組を強化するよう呼びかけ、「持続可能な開発目標」（SDGs）の目標4.7「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献を理解する教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」こととの連携を盛り込んでいます。

国においては、2002（平成14）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。

法務省人権擁護局は、法務省の人権擁護機関等における活動の周知を図るため、公式Facebookページで法務省人権擁護局が所管している施策や取組、イベント等に関する情報提供を2017（平成29）年12月から始めました。

文部科学省は、「人権教育の指導方法等の在り方に関する調査研究会議」を設置し、人権教育の指導方法等のあり方について、2004（平成16）年から2008（平成20）年にかけて、3次にわたる取りまとめを公表しました。また、2009（平成21）年と2013（平成25）年の2回にわたって全国の教育委員会・学校に対して取組状況調査を実施し、その結果を公表するとともに、2011（平成23）年から2015（平成27）年にかけて、人権教育に関する特色ある実践事例の収集・公表を行い、人権教育に関する特色ある実践事例をウェブサイトで紹介しています。加えて、学校教育における人権教育調査研究協力者会議を設置しており、2018（平成30）年1月には、各都道府県・指定都市教育委員会が作成した「人権教育指導資料」や、性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施が議題となっています。

〈人権擁護と救済～相談体制の充実 さまざまな人権侵害への対応〉

法務局は、人権侵犯事件に対する被害者等からの申告を受け、救済手続を開始しています。救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行い、人権侵害の事実が認められれば、法律上の助言等を行う「援助」等の措置を講じます。また、「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権110番」を開設し、人権相談を人権擁護委員と連携し、実施しています。

いじめ、体罰、不登校等の子どもをめぐる人権問題への適切な対応のために、人権擁護委員の中から子どもの人権問題を主体的、重点的に取り扱う「子どもの人権専門委員」制度が設けられています。また、日本語を自由に話すことの困難な外国

人等からの人権相談としては、全国 50 の法務局及び地方法務局において、「外国人のための人権相談所」を設けており、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語の 6 言語による相談に応じています。高齢者をめぐる人権問題の解決を図る取組として、老人福祉施設等の社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談することができるよう、特設の人権相談所を開設しています。

都府県と政令市を構成員とする「全国人権同和行政促進協議会」では、情報交換や今日的課題についての研修や意見交換、国への要望活動を行うとともに、インターネット上における差別書き込み等に係る削除依頼等の取組を行っています。

〈個別の人権課題〉

(1) 同和問題

2016（平成 28）年 12 月に部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として「部落差別解消推進法」が施行されました。

内閣府が 2017（平成 29）年 10 月に実施した「人権擁護に関する世論調査」で「部落差別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」を聞いたところ、「結婚問題で周囲の反対を受けること」が 40.1%で最も高く、次いで、「差別的な言動をされること」が 27.9%、「身元調査をされること」が 27.6%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が 23.5%などの結果となりました。「部落差別解消推進法」を受け、これらの問題を解決していくための取組が必要です。

「部落差別解消推進法」が制定された背景の一つには、インターネット上で差別を拡散・助長するような看過できない行為の発生があります。それに対して、全国の関係自治体で組織する「全国人権同和行政促進協議会」は、法務省に削除要請等を行っています。また、「部落差別解消推進法」等が施行されたことをふまえ、通信関連事業者団体等で作る、一般社団法人テレコムサービス協会において「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」の改訂が行われており、当該モデル条項の「他者に対する不当な差別を助長する等の行為」としていわゆるヘイトスピーチや同和問題に関する解説が明記されました。

住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の抑止や防止を図ることを目的として、事前登録した本人に、住民票の写しや戸籍謄本等を第三者等に交付したことを通知する「本人通知制度」を取り入れている市町村があります。

福岡県は、2019（平成 31）年 3 月 1 日に、1995（平成 7）年に制定した「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を改正し、「部落差別解消推進法」をふまえた規定を加えた「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。また、奈良県は同年 3 月 22 日に「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

(2) 子ども

文部科学省が各都道府県教育委員会等を通じて行った、平成 29 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、暴力行為の

発生件数は 63,325 件、いじめの認知件数は 414,378 件となっています。法務局が扱った人権侵犯事件においても、2018（平成 30）年には、学校におけるいじめ事案が 2,955 件、教育職員による体罰に関する事案が 263 件となっています。

全国人権擁護委員連合会は、いじめの問題を抱える子どもたちや保護者が身近な相談相手として人権擁護委員をより多く活用するよう、2017（平成 29）年 7 月に「いじめ問題に関する再度の緊急メッセージ」を国民の皆さんに発信しました。

児童相談所への児童虐待相談対応件数は 2016（平成 28）年度には 12 万件を超え、5 年前と比べて倍増しているとともに、児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われています。また、2018（平成 30）年 3 月には、東京都目黒区で度重なる虐待を受けていた 5 歳女児が死亡し、女児の両親が逮捕された事件が発生しました。7 月には、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が開催され、国・自治体・関係機関が一体となって子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向け、厚生労働省をはじめ、関係府省庁が一丸となって対策に取り組むこととしています。

（3）女性

日本国憲法では、両性の本質的平等が明記されており、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（「男女雇用機会均等法」）」（昭和 47 年法律第 113 号）をはじめとするさまざまな法整備が進んでいます。しかし、現実には「固定的性別役割分担意識」が社会に残っています。また、性犯罪、配偶者等からの暴力、職場等におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等（いわゆるマタニティハラスメント等）の問題も多く発生しています。

2018（平成 30）年 5 月 23 日には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とし、基本原則、国や地方公共団体・政党等の責務など、基本的施策を定めています。

また、内閣府は、2018（平成 30）年 12 月に「政策・方針決定過程への女性の参画状況及び地方公共団体における男女共同参画に関する取組の推進状況について」を公表しました。それによると、第 4 次男女共同参画基本計画における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に関する 52 の目標項目で、前回公表時以降に最新値が更新された 45 目標項目のうち 40 項目で数値が改善したことが報告されています。

法務局が新規に救済手続を開始した人権侵犯事件は、女性に対する暴行・虐待に関して「夫の妻に対するもの」は 944 件でした。また、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するために、全国 50 の法務局・地方法務局の本局に設置された専用相談電話「女性の人権ホットライン」に寄せられた相談は、暴行・虐待 1,006 件、セクシュアルハラスメント・ストーカー除く強制・強要 839 件、セクシュアルハラスメント 496 件、ストーカー 395 件となっています。

(4) 障がい者

2013（平成 25）年に成立した「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」で、2018（平成 30）年 4 月から精神障がい者を雇用することが企業等に義務付けられました。これをふまえ厚生労働省は、2017（平成 29）年 5 月、民間企業に義務付ける障がい者の法定雇用率を、2018（平成 30）年 4 月に 2.0% から 2.2%に引き上げることを決めました。しかし、同年 8 月には、中央省庁や地方公共団体において雇用する障がい者数に係る問題が発覚し、本県においても、障がい者雇用率の算定に誤りがありました。本県としては、今後二度とこのようなことがないように、再発防止を徹底するとともに、引き続き障がい者雇用の推進に取り組んでいくこととしています。

2017（平成 29）年に内閣府が行った、「人権擁護に関する世論調査」で、日本における人権課題について、関心があるものはどれか聞いたところ、「障害者」を挙げた人の割合が 51.1%と最も高く、また、「障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」との設問に対し、「就職・職場で不利な扱いを受けること」を挙げた人の割合が 49.9%、次いで「差別的な言動をされること」が 48.7%という結果となりました。

厚生労働省は、2018（平成 30）年 12 月に、「平成 29 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」を公表しました。それによると、養護者による障害者虐待の相談・通報は 4,649 件、障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報は 2,374 件でした。

(5) 高齢者

高齢化の進展に伴い、さらに増加が見込まれる認知症高齢者やその介護を行う家族等への支援を図るため、2015（平成 27）年に策定された「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）が 2017（平成 29）年 7 月に改定され、これまで 2017（平成 29）年度末としていた目標設定年度を新たに 2020（令和 2）年度末に定め、数値目標の変更や具体的な施策を提示しています。

また、政府は、2018（平成 30）年 2 月に新たな高齢社会対策大綱を決定しました。大綱では、「全ての年代の人々が希望に応じて活躍できるエイジレス社会を目指す」、「人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る」、「技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する」ことを柱に高齢社会対策を進めることとしています。

厚生労働省は 2019（平成 31）年 3 月に、平成 29 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果を公表しました。それによると、養介護施設従事者等による相談・通報件数は 1,898 件、養護者による相談・通報件数 30,040 件でした。

(6) 外国人

2018（平成 30）年末の在留外国人数は、約 273 万人で、前年末に比べ約 17 万人増加し、過去最高となりました。こうした中、言語、宗教、文化、習慣等の違

いから、外国人をめぐるさまざまな人権問題が発生しており、平成 29 年度に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」の結果でも、「日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」との設問に対し、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」を挙げた人の割合が 41.3%と最も高くなっています。

2018（平成 30）年 12 月には、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が公布されました（一部の規定を除き、平成 31 年 4 月 1 日施行）。この改正法は、在留資格「特定技能 1 号」「特定技能 2 号」の創設、出入国在留管理庁の設置等を内容としています。

（7）患者等

法務省や厚生労働省では、HIV 感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者等の方々が、誤った知識や偏見等から人権が侵害されることのないよう、都道府県や関係団体等と連携し、啓発活動等を行っています。

しかし、内閣府が 2018（平成 30）年 1 月に実施した「HIV 感染症・エイズに関する世論調査」では、エイズに対する印象を聞いたところ、「死に至る病である」を挙げた人の割合が 52.1%と最も高く、「原因不明で治療法がない」が 33.6%で続き、「不治の特別な病だとは思っていない」は 15.7%にとどまるなど、正しい知識と理解が十分に広がっていないとみられる結果となりました。厚生労働省は、12 月 1 日の世界エイズデーに向け、公益財団法人エイズ予防財団やエイズ関連 NGO 等の関係団体と協力し、普及啓発イベントを実施しています。また、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病元患者の名誉回復を図るために「ハンセン病問題に関するシンポジウム（人権フォーラム 2018 in 沖縄）」を 12 月 16 日に沖縄で開催しました。

偏見・差別をなくすためには、一人ひとりが HIV やハンセン病等に対する正しい知識を持つこと、また、患者・元患者、その家族等が置かれた立場を理解することが必要です。

（8）犯罪被害者等

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添った途切れのない支援が必要です。

2016（平成 28）年 4 月に閣議決定された「第 3 次犯罪被害者等基本計画」では、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられています。これをふまえ、警察庁では、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号「#8103（ハートさん）」を導入し、2017（平成 29）年 8 月から運用しています。

また、警察庁では、犯罪被害者等が置かれている状況などについて、国民の理解を深めるため、11 月 25 日から 12 月 1 日までを「犯罪被害者週間」として、広

報啓発事業を実施しています。

(9) インターネットによる人権侵害

2018（平成30）年に法務局・地方法務局において新たに救済手続きを開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、前年の2,217件を307件下回る1,910件でした。

スマートフォンやアプリ・公衆無線LAN経由のインターネット接続が普及する中、青少年が有害情報を見ることが広がる一方、フィルタリング利用率が低迷していることから、フィルタリングの利用促進を図ることを目的として、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が、2017（平成29）年6月に改正され、2018（平成30）年2月に施行されました。この法律を受け、2018（平成30）年7月に子ども・若者育成支援推進本部は、法改正を踏まえたフィルタリングの更なる利用促進や子どもの低年齢期からの保護者・家庭への支援、SNS等に起因するトラブル・いじめや被害の抑止対策を推進するため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」を策定しました。

法務省は、2019（平成31）年3月に、インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理についての考え方を整理するとともに、人権侵犯性を認めるに至らない場合の取扱いを定めた「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」を通知しました。それによると、「インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領」（平成16年）における「不当な差別的言動」は、「特定の者」に対する差別的言動を削除要請等の対象としてきたものの、集団等が差別的言動の対象とされている場合であっても、その集団等を構成する自然人の存在が認められ、かつ、その集団等に属する者が精神的苦痛等を受けるなど具体的被害が生じている（又はそのおそれがある）と認められるのであれば、救済を必要としているとの見解を示しました。

(10) さまざまな人権課題

(アイヌの人びと)

1996（平成8）年の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」の提言を受け、1997（平成9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行されました。また、2007（平成19）年には、国際連合において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、翌年、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が行われました。

2019（平成31）年2月、先住民族への配慮を求める国内外の要請等に鑑み、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興等を含めた様々な課題を早急に解決することを目的とした「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立しました。

(刑を終えた人・保護観察中の人等)

政府は、2016（平成 28）年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 30 年度から令和 4 年度末までの 5 年間を計画期間とする「再犯防止推進計画」を策定し、2017（平成 29）年 12 月に閣議決定しました。罪を犯した者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現をめざしています。

内閣府が 2018（平成 30）年 9 月に行った「再犯防止対策に関する世論調査」で、「再犯防止のために、具体的にどのようなことが必要か」を尋ねたところ、「刑事司法関係機関（刑務所、少年院、保護観察所等）による一人ひとりの問題性に応じた、きめ細かな指導や支援を充実する」が 54.6%、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」が 50.6%、「被害者の置かれた状況や心情を理解させる」が 41.3%などの結果となりました。

(災害と人権)

内閣府は 2017（平成 29）年 4 月に、「平成 28 年度 避難所における被災者支援に関する事例等報告書」を公表しました。どのような災害においても、ひとたび避難所が開設されれば、高齢者や障がい者、妊産婦、外国人等、さまざまな方々が生活を送る場となり、不自由な生活を強いられることがあります。本報告書では、避難所や福祉避難所だけでなく、車中泊等、避難所以外の避難も含めた避難所における被災者支援の実態や課題のほか、対応策として各地で進められている先進事例等がまとめられています。

また、2016（平成 28）年の「熊本地震」、2017（平成 29）年の「平成 29 年九州北部豪雨」を受け、2018（平成 30）年 8 月には、「指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策検討調査報告書」を作成しました。

(性的マイノリティの人びと)

2017（平成 29）年、「男女雇用機会均等法」に基づく改正セクハラ指針が施行され、被害者の性的指向・性自認にかかわらず職場におけるセクハラが対象となることが明記されました。また、人事院規則の運用通知が改正され、性的指向や性自認をからかいやいじめの対象とする言動もセクハラに当たり、許されないことが明確にされました。また、「いじめ防止対策推進法」に基づく基本方針が改定され、LGBT への対応が盛り込まれました。その他にも、2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会において開催に必要な物品・サービスの調達基準や運用方法などを定めた調達コードに、LGBT などを含めた「社会的少数者」の権利尊重が規定されました。

2018（平成 30）年に法務局が新規に救済手続を開始した差別待遇に係る人権侵犯事件は、性的指向が 5 件、性自認が 13 件でした。

(貧困等にかかる人権課題)

2014（平成26）年に施行された、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざし、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、「子供の貧困対策に関する大綱」が2014（平成26）年8月に閣議決定され、それに基づいた取組が進められています。

(ホームレス)

国は、ホームレス自立支援施策として、2002（平成14）年に成立した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、2003（平成15）年に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定し、ホームレスの自立支援施策を推進しています。2016（平成28）年の調査で明らかとなったホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化など、最近のホームレスの動向やそれを取り巻く環境の変化等をふまえ、2018（平成30）年7月に、新たな基本方針「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定しました。

(北朝鮮当局による拉致問題等)

2013（平成25）年、国は拉致問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、「拉致問題対策本部」を設置し、政府一体となった取組を推進しています。また、2017（平成29）年4月には、政府、拉致議連役員、各党拉致問題対策機関代表等による「政府・与野党拉致問題対策機関連絡協議会」を開催したほか、同年11月には、拉致問題の解決に資するあらゆる方策を検討するため、有識者の知見を政府の政策立案に活用する「拉致問題に関する有識者との懇談会」を開催しました。

2018（平成30）年12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」には、「国際シンポジウム 拉致問題を含む北朝鮮人権状況改善に向けた北朝鮮の具体的な行動を引き出すための国際連携のあり方」を開催しました。

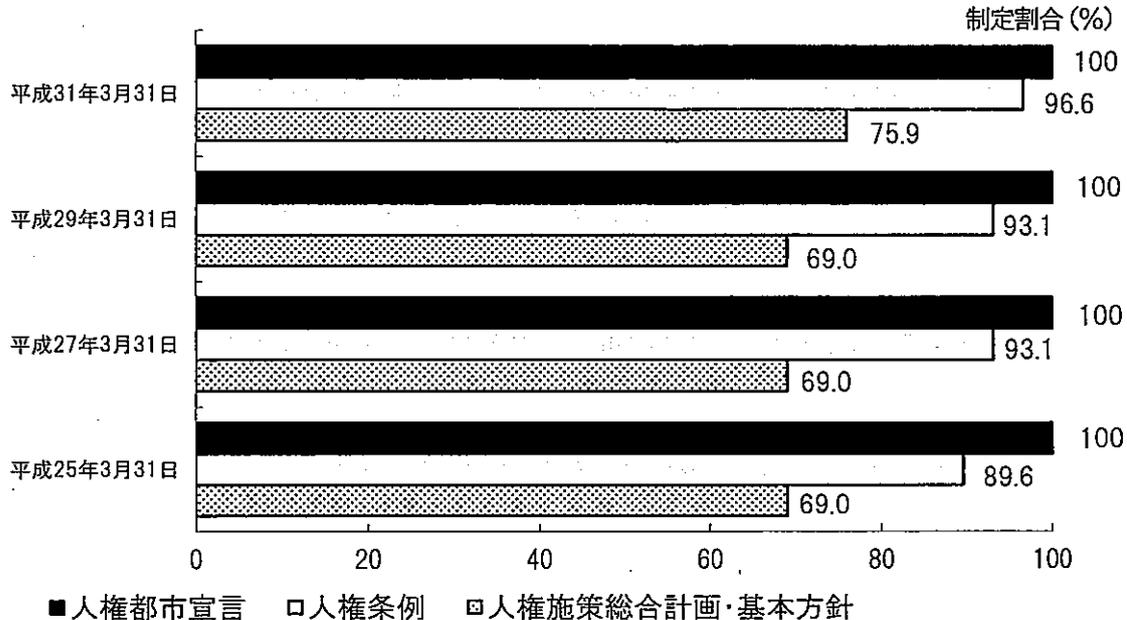
〔施策分野1〕 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権施策 101

人権が尊重されるまちづくり

■ データからみた状況

市町の人権条例等の制定状況（三重県）



データに関するコメント

平成31年4月1日現在で、県内の全市町において「人権都市宣言」が制定されています。また、「人権条例」が制定されている市町は28市町で96.6%となっています。

1 県の主な取組状況（平成30年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 住民、企業、NPO等の団体等が人権の視点で活動をするための取組の推進

- ① 企業、住民組織・NPO等への活動支援
 - ② 人権に関する講座を修了した人材への支援
 - ③ 企業等社会的影響の大きい組織の組織運営、経営に人権の視点が浸透するような取組
- 人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等を支援するため、36団体に講師を派遣し、団体等の活動の充実や、新たな地域での事業の活用につなげました。また、人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等の拡大を図るため、学習事例集『みんなで取り組もう 人権が尊重されるまちづくり』を発行しています。今後も、人権のまちづくり研修会が県内全域で開催されるよう支援していきます。
- 〔すべての人にやさしい人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕
- 人権が尊重されるまちづくりに取り組む、県内の企業、住民組織、NPO・団体等8団体の活動状況を把握しました。調査した内容は年次報告書等に掲載し、他の団体

等の取組の参考にしてもらえるようにしています。〔人権文化に溢れたまちづくりパートナー等活動把握事業／環境生活部人権課〕

- ・ 性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、多様な人びとが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、平成 29 年度に策定した「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」に基づき、その考え方の浸透を図るため、ワークショップの開催などの取組を行いました。

〔ダイバーシティ社会の推進／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

(2) 県民、企業、団体、行政の協働による人権尊重のまちづくりの推進

- ① 地域の状況に応じたさまざまな主体のネットワークの形成と充実
- ② さまざまな主体による人権のまちづくりの促進
- ③ 人権のまちづくりを推進するための課題の明確化と取組促進
- ④ 人権のまちづくりの人材育成を行う学びの場づくり

- ・ 同和問題をはじめとする人権問題に関する行政を推進するため、その方策の検討と各種の調査研究を行うとともに、県および市町相互の連絡調整を図ることを目的に三重県人権・同和行政連絡協議会が運営されています。人権・同和問題に関する啓発や、人権・同和行政推進の研修に県、各市町が連携して取り組みました。〔三重県人権・同和行政連絡協議会への参加／環境生活部人権課〕

- ・ 人権擁護委員法に基づき、人権相談や人権啓発活動を行っている人権擁護委員連合会と「子ども(家族を含めた)をとりまく現状と相談への対応について」の情報交換を行いました。〔三重県人権擁護委員連合会との情報交換会／環境生活部人権課〕

- ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組む地域の団体等に対して、「支え合うまちづくり」、「インターネットと人権」、「外国人と地域づくり」等の研修会開催を支援しました。〔すべての人にやさしい人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕

- ・ ボランティア活動に参加しやすい体制を整備するため、ボランティアコーディネーターの養成等を実施する県ボランティアセンターの活動を支援しました。引き続き、県ボランティアセンターの活動への支援を通じて、ボランティア活動の推進を図っていきます。〔ボランティアセンター事業／子ども・福祉部地域福祉課〕

(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ① ユニバーサルデザインの意識づくり
- ② 安全で自由な移動や安心して快適な施設利用ができる環境づくり
- ③ 施設整備を担う人たちへの啓発等
- ④ わかりやすい情報の提供のための意識づくり
- ⑤ 誰もが住みよい住宅の普及

- ・ 外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマーク(ヘルプマーク・ヘルプカード)を導入し、県市町の窓口で配布するとともに、ユニバーサルデザイン(UD)セミナーの開催や、県の広報媒体や民間事業者との連携などにより啓発を行いました。引き続き、すべての人々が安全で快適に生活できるようヘルプマークの普及啓発を進める必要があります。〔ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕

- ・ 次世代を担う子どもたちを対象に、ユニバーサルデザイン学校出前授業を 20 校に

対して実施しました。広く県民へユニバーサルデザインの考え方を普及するため、UDアドバイザーを中心として、さまざまな主体相互間の連携を図りながら、次世代を担う子どもたちを中心に「意識」の啓発を進める必要があります。〔ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕

- ・ 障がい者や妊産婦、けが人等、歩行が困難な方の外出を支援する「三重おもいやり駐車場利用証制度」について、平成31年3月末現在の利用証交付者数は72,812人(累計)、「おもいやり駐車場」の登録届出数は2,160施設、4,343区画となるなど、着実に制度が定着しつつあります。一方、依然として「おもいやり駐車場」で利用証を掲示していない車が多くみられることなどから、引き続き制度の啓発を行うなど、ユニバーサルデザインの意識づくりを進める必要があります。〔三重おもいやり駐車場利用証制度展開事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、数値目標を設定し、県立学校の多機能トイレやエレベーター等の整備に取り組んでいます。平成30年度は、学校の実情に応じてスロープや手すりの設置等に取り組みました。引き続き、誰もが過ごしやすい学習環境の整備に向けた取組を進める必要があります。〔学校施設のバリアフリー化／教育委員会学校経理・施設課〕
- ・ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく整備基準に適合する施設を増やしていくため、ホームページ等を通じて事業者、設計者等へ周知に取り組みました。また、同条例に基づき、商業施設や公共施設について設計段階で事前協議を行い、完成した施設に対して適合証を交付しました。各建設事務所、各市町の窓口での指導に加え、ユニバーサルデザインに対する事業者、設計者の理解、賛同を得るための啓発が必要です。〔ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 職員等がわかりやすい情報提供を日常的に意識してもらうように、職員研修、職員セミナー等で「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を配布して啓発を行いました。引き続き、職員等への研修を通して、わかりやすい情報の提供について、啓発を行います。〔「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」の活用／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 高齢者等に配慮した住宅供給や居住環境の向上を進めるため、1戸の高齢者仕様改善を実施しました。住戸内の改善は入居したまま実施するため、入居者の理解を得るとともに、調整を円滑に行う必要があります。〔公営住宅ストック総合改善事業／県土整備部住宅政策課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 高齢化が進む団地内で、高齢者の生活を支援する訪問サービスや介護予防をねらいとする通所サービスを行っているNPO法人があります。訪問サービスや通所サービスで人と人とのつながりが生まれています。

(事例2) 子どもと大人が安心できる居場所づくりとして、子ども食堂を始めた団体があります。この取組を始める際には、目的意識の共有に時間をかけました。集まった人が困ったことも含めて話ができたり、別の場所で出会ったときにも声をかけあえたりするつながりを作りたいと考えています。

(事例3) 過疎化、高齢化が進む地域において、買い物弱者支援として移動販売等を行う企業があります。

(2) 市町の取組事例

- 津市では人権尊重の地域づくりの実現をめざして、さまざまな団体、個人が集い、話し合える人権ネットワークづくりを進めています。幼稚園、学校、各種団体、地域住民で組織された団体が主体となって開催する人権フェスティバルや人権教育講演会では、地域住民や児童生徒が人権課題への理解を深めたり、人権意識を見直したりする場となっています。
- 松阪市では、官民協働の組織が中心となり、差別のない、多文化がいきいきと共生する松阪市をめざし、講演会や交流イベント「松阪やたいむら」等を開催しています。

■ 今後の取組方向 (令和元年度以降の取組方向)

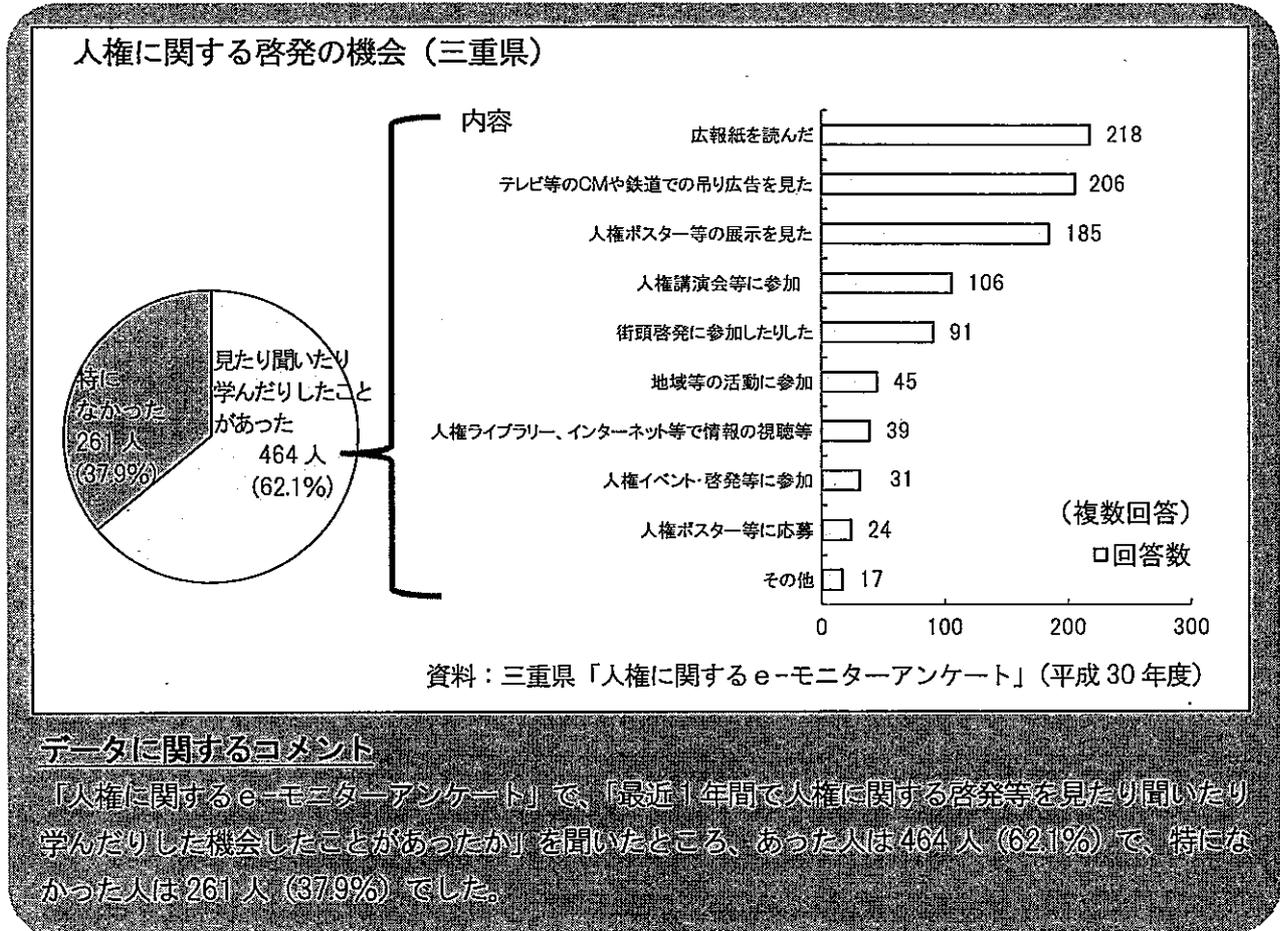
- 人権が尊重される社会を実現するため、「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、住民組織・NPO等の団体、国、市町等と連携・協働して、人権施策を推進します。また、ダイバーシティ社会の実現に向けて、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」に基づき、その考え方の浸透を図る取組や情報発信を行い、県民の皆さんと共に取り組んでいけるよう気運醸成などを図ります。
- 人権が尊重されるまちづくりが県内全域に広がるよう、住民、企業、NPO等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を行います。研修会にあたっては、学習事例集『みんなで取り組もう 人権が尊重されるまちづくり』を提供します。また、事業未実施の地域に向け、事業活用についてのPRを積極的に進めていきます。
- 人権が尊重されるまちづくりに取り組む企業、住民組織、NPO・団体等の活動状況を調査します。調査結果は、啓発資料等に活用します。
- 平成31年3月に策定した「第4次ユニバーサルデザイン(UD)のまちづくり推進計画(2019～2022)」に基づき取組を進めます。特に、さまざまな主体と連携し、学校出前授業の実施や「おもいやり駐車場利用証制度」、「ヘルプマーク」の普及啓発など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めるとともに、県有施設におけるユニバーサルデザインに配慮された整備を進めるため、現地調査等により現状を把握し、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の基準等に照らしての評価・結果のフィードバック等を実施します。

〔施策分野2〕人権意識の高揚のための施策

人権施策 201

人権啓発の推進

■ データからみた状況



1 県の主な取組状況（平成30年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 効果的な啓発活動の推進

- ① 「世界人権宣言」「人権が尊重される三重をつくる条例」等の理念・内容の普及・啓発
 - ② 人権啓発の機会の充実
 - ③ 多様な手法による啓発活動の実施
 - ④ 人権啓発拠点機能の活用
 - ⑤ 「差別をなくす強調月間」・「人権週間」における重点的な啓発活動の実施
- ・ 「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づく三重県人権施策審議会に対して、県の人権施策の推進状況について報告を行うとともに、意見を伺いました。〔人権施策総合推進事業／環境生活部人権課〕
 - ・ 県人権センターでは、あらゆる差別が解消され、人権が尊重される社会の実現を図るため、「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」を中心に県広報紙、テ

レビ・ラジオ等の各種媒体や県人権センターの施設を活用したイベント・講演会の開催等、さまざまな機会を通じて啓発事業を実施しました。

○世界人権宣言採択 70 周年記念事業 世界人権宣言の今日的意義について、「世界人権宣言と差別撤廃の課題」をテーマに講演会を開催しました。

○人権を考えるつどい開催事業 同和問題をはじめとするあらゆる差別を撤廃し、差別のない社会を築くため、障がい者差別・ヘイトスピーチ・部落差別解消のための3つの法律の趣旨をとらえて、子どもから高齢者まですべての県民が幅広く参加できる「人権を考えるつどい」を松阪市及び津市で開催しました。

(9月 松阪市 参加者 264 人、3月 津市 参加者 210 人)

○電波による啓発事業 人権啓発は身近に感じとれることが必要であることから、県民に親しまれているメディアを活用した啓発として、テレビスポットの放映や、人権メッセージを募集 (3,018 点応募) するとともに、優秀作品をラジオスポットにおいて放送しました。

○各種パネル展 県人権センターアトリウムを活用して各種パネル展を実施しました。

○人権フォトコンテスト事業 「自分らしく生きる姿・共に生きる姿・命の大切さ」をテーマに募集し、255 点の応募の中から選定した入選作品をパネルにして、県人権センターおよび各県庁舎において展示しました。

○移動人権啓発事業 幅広い人権啓発を実施するため、「連携と協力による包括協定」締結企業等の協力を得て、休日のショッピングセンター等に啓発ブースを設け、9 市町で 11 回の移動人権啓発を開催しました。

○人権啓発車内広告事業 近鉄電車の車内広告を活用して、差別をなくす強調月間および月間中における主な人権啓発イベントの周知を図りました。

○街頭啓発事業 差別をなくす強調月間中に市町等と連携して、県内主要駅やショッピングセンター等(18 市町 36 か所)において街頭啓発を実施しました。

○スポーツ組織と連携した啓発 日本女子サッカーリーグ加盟の「伊賀フットボールクラブくノ一」と連携し、伊賀市及び東員町において、人権啓発試合の開催やサッカー教室等での啓発を実施しました。

○各地域防災総合事務所・地域活性化局において、市町や人権擁護委員協議会等と連携して、地域の実情に即した人権講演会や、人権問題に対する理解を深め、各地域で人権啓発を推進するリーダーを育成するために連続講座等を実施しました。

機 関 名	事 業 概 要
桑名地域防災 総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 北勢地域人権啓発セミナー H30.11.21 参加者 70 人 「多様性の時代の生きかた」 羽衣国際大学教授・タレント にしゃんた 北勢地域人権まちづくりトップセミナー H30.11.7 県桑名庁舎 参加者 45 人 「差別問題と市民の人権」 近畿大学人権問題研究所教授 奥田 均
四日市地域防 災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 北勢地域人権啓発セミナー H30.8.27 菰野町役場 参加者 35 人

	<p>「高齢者の幸せを実現する人権保障の視点」 修文大学健康栄養学部教授 山本克司</p>
鈴鹿地域防災 総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 北勢地域人権啓発セミナー H30.11.29 県鈴鹿庁舎 参加者38人 「LGBTをはじめ誰もが自分らしく生きられる社会に」 LGBTアクティビスト 東 小雪
津地域防災総 合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 津地域ミニ人権大学講座 H30.9.27～12.5 (全4回) 県津庁舎 参加者延べ279人 「へこたれへん～人はきつとつながれる～」 みえ人権教育・啓発研究会 代表 松村智広 他3講座 津地域人権まちづくりトップセミナー H30.8.10 県津庁舎 参加者34人 「障害者差別解消法を生かすために」 大阪市立大学非常勤講師 松波めぐみ
松阪地域防災 総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 松阪地域人権啓発事業 H31.1.19 斎宮歴史博物館 参加者116人 映画「彼らが本気で編むときは」上映会&プレトーク (公財)反差別・人権研究所みえ 研究員 岡本真里子 H31.2.23 松阪市産業振興センター 参加者140名 「RAMOトーク&ライブ」 RAMO 松阪地域防災総合事務所管内人権トップセミナー H30.12.7 県松阪庁舎 参加者89人 「ネット社会における差別の現実～「部落差別解消推進法」と今後の課題 (一社)山口県人権啓発センター 事務局長 川口泰司
伊賀地域防災 総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 伊賀地域ミニ人権大学講座(関係団体・機関共催) H30.6.19～H31.2.3 期間中14講座 参加者延べ1,783人 「子ども家庭支援最前線～知っていますか?子どもを取り巻く現状と課題～」 大阪府認定子ども家庭サポーター 辻 由紀子 他13講座 伊賀地域人権まちづくりトップセミナー H30.11.2 県伊賀庁舎 参加者104人 「命をつなぎ 母子を育む～こうのとりのゆりかごの経験を通して～」 (一社)スタディライフ熊本 特別顧問 田尻由貴子
南勢志摩地域 活性化局	<ul style="list-style-type: none"> 南勢志摩地域人権啓発講座(人権問題懇話会) H30.7.18 参加者110人 「若者が語る部落問題の今」 教育コーディネーター 武田 緑

	<ul style="list-style-type: none"> 南勢志摩地域人権啓発講座（地域人権セミナー） H30.10.30～11.13（全3回）県伊勢庁舎、県志摩庁舎及び伊勢市ハートプラザみその 参加者 487人 「障害者差別解消法と社会に求められる合理的配慮」 社会福祉法人 AJU 自立の家 理事・就労支援部長 水谷 真 「私の生き立ちと部落差別」 京都府木津川市役所加茂支所支所長補佐 丸田 光昭 「LGBT トーク&コンサート～自分らしく生きる～」 シンガーソングライター 悠以（ゆい）
紀北地域活性化局	<ul style="list-style-type: none"> 東紀州地域人権大学講座 H30.11.29～H31.1.10（全4回） 参加者延べ 278人 「貧困問題」 （公財）反差別・人権研究所みえ 事務局長 松村元樹 他3講座 人権トップセミナー H31.2.8 県尾鷲庁舎 参加者 38人 「女性の人権」 （公財）反差別・人権研究所みえ 事務局次長 本江優子 みんなでつくる啓発ツール 人権に関する絵・ポスター・標語の募集とカレンダー作成
紀南地域活性化局	<ul style="list-style-type: none"> 紀南地域ミニ人権大学講座 H30.10.9～11.30（全3回） 県熊野庁舎他 参加者延べ 156人 「おとなの学び～部落差別の現状と課題・わたしにできること～」 （公財）反差別・人権研究所みえ 事務局次長 本江優子 他2講座 人権トップセミナー H31.2.15 県熊野庁舎 参加者 38人 「部落差別解消推進法と社会的差別の解消へむけた課題」 （一社）部落解放・人権研究所 所長 谷川雅彦 紀南地域出前人権講座 H31.2.14 熊野市文化交流センター 参加者 60人 「部落差別の現状と課題・わたしたちにできること」について （公財）反差別・人権研究所みえ 事務局次長 本江優子 人権ポスターの募集、啓発ツールの作成 人権ポスターを活用してカレンダーを作成、配布

〔人権啓発事業／環境生活部人権センター、地域連携部地域連携総務課、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕

・ 県人権センターのホームページを活用して、県人権センターでの啓発イベントや講座、県内各市町の事業等を紹介しました。引き続き、ホームページの工夫を行い、わかりやすい情報を提供していきます。〔インターネットを活用した情報提供／環境生活部人権センター〕

- ・ テレビにおける人権啓発として、スポット放送「いのちの輝きはみんな同じ」を実施しました。また、ラジオにおいては、心に訴える啓発放送として、人権メッセージを募集（3,018点応募）し、スポット放送を行いました。また、人権啓発ポスターとして、「それぞれの味 つながる仲間」を制作するとともに、県内小中高生等を対象に人権ポスターを募集（取組生徒数23,931人）し、入選作品を巡回展示や人権カレンダーに使用し、啓発に活用しました。〔同和問題等啓発事業／環境生活部人権センター〕
 - ・ テレビおよびラジオによる県広報番組を活用し、テレビ、FMラジオ放送において、分かりやすい広報に努めました。特に11月11日～12月10日の「差別をなくす強調月間」の期間中は、11月の三重テレビ「県政チャンネル～輝け！三重人～」で、人権意識の啓発を図るための広報番組を放映しました。〔電波広報事業／戦略企画部広聴広報課〕
 - ・ 県広報紙「県政だより みえ」や県データ放送「暮らしの便利帳」（三重テレビにおいて放送）により、広く人権をテーマとする情報提供に努め、年間を通じて、人権意識の啓発に努めました。特に、11月11日～12月10日の1ヶ月間は「差別をなくす強調月間」であるため、「県政だより みえ」11月号では、「あらゆる差別をなくし、人権が尊重される社会をつくるのはわたしたち」として、人権に関する広報及び人権に関するイベントの案内等を行いました。〔県政情報発信事業／戦略企画部広聴広報課〕
 - ・ 「差別をなくす強調月間」の期間中に、伊勢・産経・中日・朝日・読売・毎日新聞の主要6紙の朝刊において、第3回県民人権講座の案内等を掲載し、新聞紙面を活用した人権に関する啓発を行いました。〔新聞広告事業／戦略企画部広聴広報課〕
 - ・ 性的マイノリティの人権に係るパネル「一人ひとりが生きやすい社会のために～性のあり方から考える～」を7～8月に展示しました。また、県人権センターアトリウムを活用して各種パネル展を実施しました。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕
 - ・ 「差別をなくす強調月間」中に、国や市町、人権擁護委員等と連携し、県内各所での街頭啓発に取り組みました。〔人権啓発事業（街頭啓発事業）／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
 - ・ 県政だより11月号の特集記事で、部落差別解消推進法、障害者差別解消法及びヘイトスピーチ解消法と差別をなくす強調月間事業の周知を図りました。また、テレビでスポット放送「いのちの輝きはみんな同じ」を、ラジオで県民から募集した人権メッセージ等を放送しました。今後も、県民にわかりやすく、感性に訴える啓発を行っていきます。〔差別をなくす強調月間における広報事業／環境生活部人権センター〕
- (2) さまざまな主体との協働による啓発活動の推進**
- ① さまざまな主体と連携した啓発の実施
 - ② 地域の特性を生かした啓発活動の実施
 - ③ 隣保館との連携による啓発活動の推進
 - ④ 企業・団体等に対する啓発の推進及び活動支援
- ・ 日本女子サッカーリーグ加盟の「伊賀フットボールクラブくノ一」と連携し、伊賀市及び東員町において各1回、人権啓発試合の開催やサッカー教室等での啓発を実施しました。〔スポーツ組織と連携協力した啓発／環境生活部人権センター〕

- ・ 県内各地の商業施設やイベント等、11 か所で人権啓発事業に取り組みました。今後も、関心の度合いや年齢層に応じて啓発方法を工夫し、県民一人ひとりに届く啓発活動に取り組んでいきます。〔移動人権啓発事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 隣保館において、地域社会の実情をふまえて実施されている啓発活動に支援をしました。隣保館が地域の福祉と人権の拠点施設として活動ができるよう、支援を行う必要があります。〔隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
- ・ 関係機関との連携により県内の企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・事業所等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」（参加者 59 人／29 社・団体）と「人権啓発懇話会総会講演」（参加者 45 人／36 社・団体）を開催しました。引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等企業の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕

(3) 効果的な啓発の調査・研究

- ① さまざまな主体との連携による調査・研究
- ② 人権学習資料や啓発資料の調査・研究

- ・ 「三重県人権施策基本方針」で掲げる人権課題のうち、インターネットによる人権侵害に関する正しい理解と認識を深めるための啓発パネルを作成しました。今後も時代のニーズや関心の高まりを敏感に捉え、わかりやすい啓発資料を作成する必要があります。〔人権啓発事業(学習・啓発資料の調査・研究)／環境生活部人権センター〕

(4) 啓発活動を担う人材の養成

- ① 地域において啓発活動を担う人材の養成

- ・ 各地域防災総合事務所・地域活性化局において、ミニ人権大学等の地域で人権啓発を推進する指導者を養成するための講座を開催しました。今後も、各地域の実情に応じて、地域や職場で啓発を推進していくリーダーを養成する仕組みづくりが必要です。〔人権啓発指導者養成研修事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 各地域防災総合事務所・地域活性化局において、市町長や市町議会議員、市町の幹部職員等を対象に部落差別解消推進法をテーマとした「人権トップセミナー」等を開催しました。今後も、県と市町との連携強化を図るとともに、市町がより主体的に同和問題をはじめとする人権課題に取り組むことができるよう、各自治体が情報や意識を共有することが必要です。〔人権啓発事業(人権トップセミナー等の開催)／地域連携部地域連携総務課、各地域防災総合事務所・地域活性化局、環境生活部人権センター〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

- (事例1) 県人権センターの近隣の津市一身田地区で 11 月に開催される地域の祭りである寺内町まつりに啓発ブースを設けて、来場者に人権啓発を行いました。

(2) 市町の取組事例

市町名	事業概要
桑名市	<ul style="list-style-type: none"> • 人権・同和問題学習講座 H30.8.29～10.29 計5講座 参加者延べ182人 「部落差別解消推進法の意義と具現化に向けて」 (公財)反差別・人権研究所みえ 事務局長 松村元樹 他4講座 • 長島人権講演会 H30.11.20 参加者158人 「私たちはなぜ生まれてきたのか?小説「あん」でハンセン病回復者の人生を描いた意味」 作家 ドリアン助川 • 人権フェスタ in くわな 人権講演会 H30.12.8 参加者640人 「これがわたしの生きるRUNWAY(みち)」 タレント アイヴァン
いなべ市	<ul style="list-style-type: none"> • 男女共同参画連携映画祭 「海よりもまだ深く」H30.6.9 参加者561人 • 人権映画会 「校庭に東風吹いて」 H30.7.14 参加者293人 「はなちゃんのみそ汁」H30.8.11 参加者312人 「人生フルーツ」 H30.9.8 参加者426人 「八重子のハミング」H30.10.13 参加者395人 • 市民つながり人権講座 H30.9.29 参加者39人 「生きてるだけで100点満点!」 タレント 奥山佳恵 • 第14回いなべ市民人権フェスティバル H30.12.9 参加者633人 午前の部 人形劇団むすび座「かくれ山の冒険」 午後の部 やさしくなあに 映画上映&トーク • 「愛」をテーマにしたポスター募集事業 538点 • 「愛」をテーマにした標語募集事業 520点 • 中学校人権推進教育事業 大安中学校 講師 ちゃんへん氏 H30.8.6 430人 北勢中学校 講師 佐々木祐滋氏 H30.8.6 393人 藤原中学校 講師 KOGAKUSYU-翔 H30.10.20 249人 員弁中学校 講師 笑福亭鶴笑氏 H30.11.21 274人 • メシエいなべ 地域交流活動 藤原地区 お楽しみ交流会 H30.11.18 210人 北勢地区 親子ふれあい広場 H30.9.15 103人 親子で楽しむふれあい遊び H31.3.7 88人 員弁地区 メシエお楽しみ会 H30.7.9 71人 メシエ子ども交流会 H30.10.27 396人 「人権の花」植栽 H30.11.10

	<p>大安地区 いのちの花いっぱいのもちづくり 三里小学校 花植え作業 H30.10.29 253人 丹生川小学校 花植え作業 H30.11.10 109人 石樽小学校 花植え作業 H30.11.11 300人 笠間小学校 花植え作業 H30.11.17 229人</p>
木曾岬町	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 H30.12.9 参加者132人 「中途失明を乗り越えて、盲導犬デイリーと笑いを届ける噺家」 落語家 桂 文太
東員町	<ul style="list-style-type: none"> 映画会 H30.12.1 参加者415人 人権啓発映画「この世界の片隅に」上映 人権講演会 H30.5.26 参加者82人 いのちの言葉プロジェクト 代表 鷲見三重子 人権標語コンクール 人権の花運動 稲部小学校
四日市市	<ul style="list-style-type: none"> 人権フェスタ2018 H30.12.8 映画「八重子のハミング」上映 原作者講演 陽（みなみ）信孝（元萩市教育長） 人形劇「かくれ山の大冒険」 人形劇団むすび座 人権啓発リーダー養成講座（人権大学8回講座、ステップアップ講座4回講座）参加者延べ1,266人 人権の花運動 橋北小学校
菰野町	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発物品作成・配布等 H30.12.4
朝日町	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 H31.2.16 参加者120人 「知ろうとするより感じてほしい」 RAMO
川越町	<ul style="list-style-type: none"> 参加型人権学習会 H30.11.5、7、8、12、13 町内5地区の公民館（町内10地区のうち、5地区ずつ隔年実施） 参加者126人 「あたりまえってなんだろう？～知ることを大切に～」 公益財団法人・反差別・人権研究所みえ 研究員 吉原隆行 人権ポスター展示 H30.11.17～H30.12.10 町内小学5・6年生による人権ポスターの展示 川越ふれあい祭2018 H30.11.3 人権啓発ぬりえコーナー、人権啓発物品の配布 人権週間街頭啓発活動 H30.12.5 近鉄川越富洲原駅にて街頭啓発（人権啓発物品の配布）
鈴鹿市	<ul style="list-style-type: none"> じんけんフェスタ in ずずか 講演会 H31.1.26 参加者435人 「あなたが輝く言葉とメロディ～トークと朗読+音楽の時間～」 俳優 紺野美沙子 人権を考える市民のつどい H31.1.27 参加者213人 「命想い（ぬちうむい）～紡ぐ生命の尊さを～」

	<ul style="list-style-type: none"> 人権ふれあい劇場 H30.8.11 参加者 500 人 影絵劇「とべないホタル」 人権尊重まちづくり講演会（各地域）13 か所 参加者 563 人 人権啓発カレンダーおよび人権啓発手帳の作成・配布
亀山市	<ul style="list-style-type: none"> 「ヒューマンフェスタ in 亀山」 H30.12.8 参加者約 400 人 講演「福島で生きてゆくー震災から7年の映像記録ー」 映像ディレクター・ジャーナリスト 笠井千晶 中学生による人権作文発表、高校生・一般の方による人権スピーチ、各参画団体によるブース展示 人権講演会 H30.12.26 参加者 58 人 「出会いこそ、生きる力」 (一社) 山口県人権啓発センター 事務局長 川口泰司
津市	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 H30.11.11~H31.1.19 計4会場 参加者延べ1,250人 「出会いこそ、生きる力」 女優・タレント サヘル・ローズ 他3講座 市民人権講座（津地域）H30.5.23、H30.5.30 計4講座 参加者延べ93人 「高齢者の人権」 ユニバーサルデザインまちづくりの会 代表 木下美佐子 他3講座 市民人権講座（安芸地域）H31.1.11~H31.3.2 計8講座 参加者延べ340人 「ジェンダーの視点から見る非正規雇用の課題」 三重県男女共同参画センターフレンテみえ所長 石垣弘美 他7講座 市民人権講座（久居・一志地域）H30.10.4~H31.2.21 計10講座 参加者延べ465人 「発達障がいのある子どもの理解」 津市立修成小学校 校長 鶴飼節夫 他9講座 人権啓発物品作成・配布 人権啓発カレンダーの作成
松阪市	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会（心をつなぐ集い） H30.6.24 講演会参加者410人 「一隅を照らす～自分の持ち場で一所懸命」 落語家 露の団姫 人権文化フェスティバル松阪 H30.12.9 参加者150人 映画「ズートピア」上映 法務局人権擁護委員サンサングループによる人形劇「ハピふたりって楽しいな」
多気町	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 H30.12.8 参加者167人 「知ろうとするより感じてほしい」

	RAMO
明和町	<ul style="list-style-type: none"> 福祉と人権のまちづくり講演会 H30.12.2 参加者約 200 人 「違いを楽しみ、力にかえる」 羽衣国際大学教授・タレント にしゃんた 街頭啓発活動
大台町	<ul style="list-style-type: none"> 人権映画会 H30.12.8 参加者 159 人 「ソング・オブ・シー 海のうた」 中学生による人権作文発表
伊勢市	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度人権講演会 H30.12.15 参加者 320 人 「違いを認める思いやり」 俳優 藤田弓子 第 3 回 ISE HUMANRIGHTS MOVIE JAM (いせ人権映画祭) H31.2.16 参加者 250 人
鳥羽市	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画連携映画祭 H30.7.7 参加者 200 名 「彼らが本気で編むときは、」(テーマ:性的マイノリティ)上映 街頭啓発 ひだまりフェスタ H30.10.21 参加者 200 名 人権風車作成 人権に関するポスター展示 H30.11.23~H30.12.10 作品数 155 点 「男女共同参画週間」図書館特設コーナー設置 H30.6.14~H30.6.29 「女性に対する暴力をなくす運動」図書館特設コーナー設置 H30.11.15~H30.11.25 「差別をなくす強調月間」図書館特設コーナー設置 H30.11.27~H30.12.11
志摩市	<ul style="list-style-type: none"> 人権を考える市民の集い H30.10.6 参加者 410 人 映画「湯を沸かすほどの熱い愛」上映 人権の花運動 大王小学校
玉城町	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 H30.12.9 参加者 250 人 「いつも傍にいるよ」 パーソナリティ・書道家 矢野きよ実 街頭啓発活動
度会町	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 H30.11.10 参加者 550 人 「今伝えたいこと」 国際弁護士 八代英輝
南伊勢町	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 H30.8.19 参加者 130 人 「みんなちがってみんないい~心の豊かさが本物の笑顔になる~」 アマデウス大西
大紀町	<ul style="list-style-type: none"> 大紀ふれあいまつり H30.10.14 エコバッグ配布
伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> ひゅーまんフェスタ 2018 H30.7.14 参加者 250 人

	<p>人権講演会「ダイバーシティ時代の人権を考える～ちがいを豊かさに～」</p> <p>(一財)ダイバーシティ研究所代表理事 田村太郎</p> <p>映画上映会「めぐみ～引き裂かれた家族の30年～」他</p>
名張市	<ul style="list-style-type: none"> • 人権学習会 H30.6.2 参加者 120 人 「へこたれへん～ひとはきつとつながれる～」 みえ人権教育・啓発研究会 代表 松村智広 • 人権学習会 (一ノ井市民センター) H30.6.12 参加者 49 人 • 人権学習会 (比奈知文化センター) H31.2.16 参加者 47 人 ドキュメンタリー映画「獄友」上映会 • 人権啓発企業研修会 H30.10.26 参加者 64 人 「ダイバーシティ時代に求められる人権知識・感性を磨く」 大阪企業人権協議会サポートセンター長 芝本正明 • 人権相談力アップ研修会 H30.10.30 参加者 59 人 「見た目問題～アルビノってなあに?～」 アルビノ・ドーナツの会 代表 薮本 舞 • 人権啓発資料作成「広報なばり掲載ひまわり～人権尊重をくらしのなかに～」2018 年度総集編 • 「2018 年度人権作品集 (作文・標語・図画・ポスター)」 • 三重県内男女共同参画連携映画祭 H30.7.1 参加者 136 人 映画「彼らが本気で編むときは、」上映 • 男女共同参画推進フォーラム 2019 H31.2.2 参加者 130 人 第 1 部 男女共同参画川柳表彰式 第 2 部 講演「2 軸を持ってイノベーションを」 井村屋グループ株式会社代表取締役副会長 中島伸子 • 人権啓発まちづくりリーダー養成講座 H30.10.7 参加者約 1,000 人 国際交流屋台村「世界の国からコンニチワ！」in 隠街道市 • 市民文化講座 H31.2.24 参加者 104 人 映画「隣る人」 • 第 70 回人権週間 街頭啓発 H30.12.4 市内 11 箇所 啓発物品配布 • 第 70 回人権週間行事 ふれ愛コンサート H30.12.9 参加者約 650 人 第 1 部 人権に関する図画・ポスター、作文、標語の表彰式 第 2 部 「市岡裕子～トーク&ゴスペルライブ～」 • 第 38 回比奈知地区文化祭 H30.12.1～2 • 第 42 回一ノ井解放文化祭 H31.2.16～17 • 人権の花運動 名張市立箕曲小学校
尾鷲市	<ul style="list-style-type: none"> • 人権の花運動 尾鷲市立宮之上小学校
紀北町	<ul style="list-style-type: none"> • 街頭啓発活動 H30.9.8 啓発物品の配布 (きほく燈籠祭会場内) • 街頭啓発活動 H30.12.5 啓発物品の配布 (町内スーパー等)
熊野市	<ul style="list-style-type: none"> • 人権講演会 H31.3.2 参加者 81 人

	<p>「ほのぼの人権嘸」 落語家 桂こけ枝</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 H31.3.15 参加者 80 人 「ゴスペル音楽で人権を学ぼう」 ソウルシンガー・メッセンジャー Hanna Bunya 街頭啓発活動 H30.12.4 人権週間において啓発物品の配布
御浜町	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 H31.2.15 参加者 37 人 「多様な『性』に生きるわたしたち」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 研究員 吉原隆行 街頭啓発活動 H30.8.25 御浜町あいあい祭り、11.4 御浜町みかん祭りで啓発物品の配布等
紀宝町	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 H30.11.18 参加者 300 人 「みんな違ってみんないい」 タレント オスマン・サンコン

■ 今後の取組方向 (令和元年度以降の取組方向)

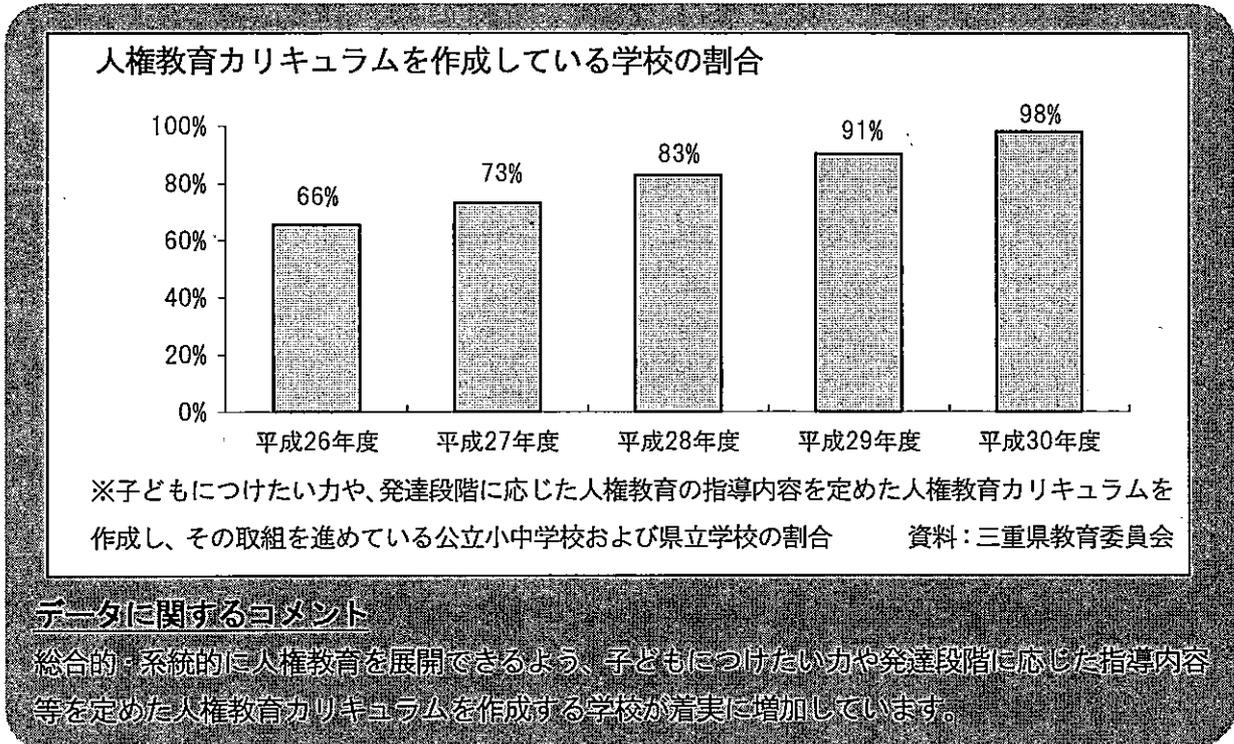
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、人権課題に係る県民一人ひとりの意識の高揚をめざした啓発を、さまざまな主体と連携を図り、より一層推進します。
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の目的を実現するため、人権課題や年齢層、関心の度合いに応じた多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供し、理解や共感を得るための人権啓発を推進します。
- 県人権センターにおいて、常設展示室や図書室等の機能を活用した啓発を推進するとともに、人権ポスター・人権メッセージの募集など参加型の人権啓発を実施します。また、メディアを活用した啓発やイベント・講座の開催、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、人権啓発活動を推進します。
- スポーツ組織と連携した人権啓発イベント等、親しみやすく地域に密着した人権啓発を実施します。また、今までに人権啓発に接することのなかった県民に人権啓発を届けることができるよう、商業施設や地域のイベントで移動人権啓発等を実施します。

(施策分野2) 人権意識の高揚のための施策

人権施策 202

人権教育の推進

■ データからみた状況



1 県の主な取組状況 (平成30年度の実績、成果と課題)

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 学校教育における人権教育の推進

- ① 総合的・系統的なカリキュラムに基づいた実践
- ② 子どもの主体的な人権学習の促進
- ③ 人権学習教材の活用・定着と開発

指導主事が各市町教育委員会や学校を訪問し、人権教育カリキュラムの作成や人権学習の実施に向けた助言等を行いました。また、市町人権教育主管課長会議と市町人権教育担当者会議を開催し、人権教育の総合的な推進について県の取組を説明するとともに、学校への効果的な支援のあり方に関し、情報の交換及び共有を行いました。今後も、市町等教育委員会との連携を深め、各地域の実態に応じた支援を行う必要があります。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕

県内全ての学校において人権教育カリキュラムが作成・活用されるよう、各学校の管理職や人権教育担当者に対して人権教育カリキュラムの目的や意義、作成する上で留意すべきこと等について説明しました。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕

各私立学校の人権教育推進担当者の活動の条件整備や、教職員人権教育研修及び人権教育推進協議会等の運営、人権を考える児童・生徒の集いなどを推進する17校に

対して支援しました。〔私立学校人権教育推進補助金／環境生活部私学課〕

・ 人権学習教材及び人権学習指導資料の活用促進や学習指導案のホームページへの掲載等を通して、学校における「個別的な人権問題に対する取組」の推進を図りました。今後も、教職員向け指導資料「人権教育ガイドライン」や中学校向け人権学習指導資料「みらいをひらく」をはじめとする指導資料等を活用し、子どもや地域の実態に応じ、「個別的な人権問題に対する取組」が実施されるよう、必要な情報の提供や支援を行う必要があります。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕

・ 「人権まなびの発表会」を開催し、県立学校の生徒が各学校で取り組んでいる人権学習活動についての発表及び意見交流を行いました。また、県内6地区で生徒による人権学習活動の交流を行いました。今後も、各学校で充実した様々な取組が実施されるよう、実践事例の提供等の支援を行っていく必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕

・ 県立学校において、人権学習指導資料等を活用した個別的な人権問題に関わる学習と人権教育カリキュラムに基づく総合的な人権教育に関する研究に取り組みました。今後も、個別的な人権問題を取り上げた学習及び学校全体で取り組む人権教育の研究を進める必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕

・ 三重県人権教育基本方針が示す、学校教育としてその解決に向けて取り組むべき16の人権問題に対する学習内容を掲載した中学校向け人権学習指導資料「みらいをひらく」を作成し、公立中学校及び特別支援学校中学部等に配付しました。学校において、本資料等が活用され、個別的な人権問題に対する取組が積極的に行われるよう、必要な支援を行う必要があります。〔指導資料作成事業／教育委員会事務局人権教育課〕

(2) 社会教育における人権教育の推進

- ① 市町等との連携・協働
- ② 住民の主体的な人権学習の促進
- ③ 家庭・地域と協働した取組の推進

・ 県内29市町に対して人権教育に係る実態把握調査を行うとともに、各市町を訪問し、社会教育施設等の活用や取組の状況等を把握しました。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕

・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等を支援するため、36団体に講師を派遣しました。今後も、人権のまちづくり研修会が県内全域で開催されるよう支援していきます。〔すべての人にやさしい人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕

・ 33中学校区において、学校・家庭・地域が連携し、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情や学習意欲を向上させる活動を行いました。指定中学校区では、家庭や地域とともに取り組む人権学習活動や学習支援、体験活動等により、子どもの自尊感情や学習意欲が向上しました。〔子ども支援ネットワーク・グローイングアップ事業／教育委員会人権教育課〕

(3) 企業・民間団体における人権教育の推進

- ① PTAへの人権教育の働きかけ
- ② 企業・団体の人権教育の取組促進
- ③ 企業・団体を対象とした人権研修会の開催

- ・ P T Aが人権講演会等を主催したり、各校の人権教育の取組に意見を反映したりする体制を整えるよう、各県立学校に働きかけました。今後もP T Aが各校と連携し人権教育を推進していく必要があります。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする企業・団体を支援するため、36団体に講師を派遣しました。今後も、子どもたちの育ちを支える組織や企業においても研修会が開催されるよう支援していきます。〔すべての人にやさしい人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕
- ・ 関係機関との連携により県内の企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・事業所等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」（参加者 59 人／29 社・団体）と「人権啓発懇話会総会講演」（参加者 45 人／36 社・団体）を開催しました。引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等企業の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕
- ・ 農林漁業関係団体の役職員等を対象に、人権問題啓発研修会を県内各地域で 13 回実施しました。研修会には 693 人の参加がありました。〔人権問題啓発推進事業／農林水産部農林水産総務課〕
- ・ 三重労働局・各ハローワークと連携し、県内5か所の会場において、企業・事業者向けに「公正採用選考研修会」を開催し、公正採用の徹底等の人権啓発に努めました。今後も、公正採用選考に関する事業所等の理解度を高めるため、引き続き研修会を実施していくとともに、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課〕

(4) 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

- ① 県・市町職員の人権研修の推進
- ② 教育職員等の人権研修の推進
- ③ 警察職員の人権研修の推進
- ④ 保健・医療、福祉関係者への人権研修の推進
- ⑤ 保育関係者への人権研修の推進
- ⑥ 福祉事務所職員の人権研修の推進
- ⑦ 報道機関関係者における人権教育の自主的な取組の促進

- ・ 県の行政職員においては、人権問題に関する県職員意識調査結果をふまえた職階に応じた人権研修を行うとともに、本庁・地域機関の各職場において、全職員を対象にした人権研修を実施しました。引き続き、人権問題を自らの課題として認識し、その解決に積極的に取り組む職員の育成に努めていく必要があります。〔人権等研修事業／総務部人事課、各部、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 教育委員会事務局及び県立学校では、各職員が主体的に人権研修の受講やDVD教材等の視聴を行うことにより、人権意識の向上及び人権感覚の醸成を図り、自己啓発に努めました。引き続き、職員が自己啓発に取り組みやすいように、さまざまな研修機会の提示や、各所属の工夫した研修事例について情報提供していきます。〔教育委員会事務局職員及び県立学校事務職員等の人権教育研修／教育委員会教職員課〕
- ・ 県立学校及び小中学校等の管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象に、人権教育推進

のための研修会を実施しました。また、人権教育推進のリーダー養成を図るために、三重県人権大学講座に教職員を派遣しました。今後も、教職員の人権意識や指導力の向上を図るため、効果的な研修を実施する必要があります。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕

- ・ 人権学習教材「わたし かがやく」や人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」、「みんなのひろば」、「性的マイノリティの人権」、いじめの問題を解決するための指導資料「ともに つくる あした」、教職員向け指導資料「人権教育ガイドライン」が学校で積極的に活用されるよう、学習展開例に沿った活動を実際に体験したり、具体的な実践事例や研修の実施方法を紹介したりする研修講座を開催しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 保健・医療・福祉関係者という人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修及び啓発を行いました。今後も、保健・医療・福祉など人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権意識と業務の質を高めるため、研修等を行う必要があります。〔人権問題研究費／医療保健部医療保健総務課、子ども・福祉部子ども福祉総務課〕
- ・ 福祉事務所の新人生活保護担当職員を対象とした「後期生活保護担当新任職員研修」において、「子どもがいる世帯に対する人権に配慮した関わり」について研修し、ケースワーク活動で直面する人権問題について理解を深めました。〔生活保護指導監査費／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 報道機関と県の広報及び人権施策に関わる関係部局による意見交換を実施しました。〔報道機関との意見交換会開催事業／戦略企画部広聴広報課〕

(5) 人材の養成と活用

① 人権教育のリーダー育成

② 県職員の人権問題解決に必要な専門知識の習得

- ・ 県立学校及び小中学校等の管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象に、学校における人材育成や推進体制づくり、「人権感覚あふれる学校づくり」や「人権尊重の地域づくり」に係る取組についての研修を実施しました。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 人権啓発、人権教育のリーダー人材の育成を目的として、三重県人権大学講座に職員を派遣しました。〔人権等研修事業／総務部人事課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 公益社団法人三重県人権教育研究協議会は、人権教育の研究・推進に取り組み、教育実践研究の成果や手法等、県内の人権教育の推進に大きな役割を果たしています。同協議会等が主催する「三重県人権・同和教育研究大会」には県内各地より2日間で延べ6,000人の参加がありました。

(事例2) 行政等が主催する人権・同和問題に係る地区別懇談会に協力している団体があります。地元の小中学校や地区学習会の人権学習の講師としても定着しており、中学校卒業後も人

権活動を続けていきたいという若者の受け皿にもなっています。

(事例3) 約30年近くにわたって、地域の歴史や子どもたちに部落問題をどのように話すか等を学びあっている会があります。仲間とのつながりを大切にして活動してきたこの会は、部落問題についての不安等を本音で話す場となっているとともに、差別をなくしていくエネルギーを培う場となっています。

(事例4) 人権啓発推進委員会を設置し、階層別研修計画の策定、管理職研修の企画等に取り組んでいる企業があります。

(事例5) 同じ学齢の子どもを持つ保護者たちが同和問題(部落差別)について語り合う集いを継続している組織があります。同和問題(部落差別)を自分の問題として考える機会を繰り返し持つことで、意識を変えるような学びの場とし、保護者間の連携を深めることにつなげています。

(2) 市町の取組事例

- 四日市市では中学校ブロックにおいて、子どもたちに人権尊重の精神を養い、差別をなくす実践力を育てるために、子ども人権フォーラムを開催しました。小・中学生がともに身近な人権問題について考え合い、児童・生徒が主体的に企画・運営する取り組みを通して小・中学校における一貫した人権教育を推進しました。
- 鈴鹿市の中学校区では、幼小中が連携し、子どもの実態やつきたい力について議論したり、各校の取組内容を交流したりしながら、幼稚園から中学校までを見通した人権教育カリキュラムを作成しました。また、校区のすべての小学校でカリキュラムに基づく学習を公開し、作成したカリキュラムが効果的なものであるか検証しました。
- 東員町では、放課後や夏季休業中に、家庭での学習環境が整いにくい子どもを対象とする地域住民等の支援による補充学習が行われました。参加した子どもたちは地域の人との係わりの中での会話や励まし等により、学習意欲や自尊感情を高めることができました。

■ 今後の取組方向 (令和元年度以降の取組方向)

- 人権についての理解と認識を深め、人権尊重の意識と実践行動力につながる意欲・態度や技能を育てるため、人権教育カリキュラムの作成や改善に取り組めます。
- 教職員が日々の教育実践に生かせるよう、人権学習教材や人権学習指導資料の活用促進を図る研修講座や実践事例の提示などを行います。
- 人権教育推進協議会や子ども支援ネットワーク(注)の活動を充実させ、学校・家庭・地域が連携し、子どもの人権意識や自尊感情の向上を図る人権尊重の地域づくりに取り組めます。
- 県内の農林漁業関係団体の役職員をはじめ、保健・医療・福祉関係者等の人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修会等を開催し、人権教育を推進します。
- 公正採用の徹底を図るため、三重労働局・各ハローワークと連携し、県内企業・事業者に向けた「公正採用選考研修会」を引き続き開催します。

注) 子ども支援ネットワーク いじめ等によって、安心して学び、生活することを阻害され、学習意欲を奪われている教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの学びを保障するため、子どもが生活の基盤を置く中学校区をベースとして、子どもと保護者、地域住民等の多様な主体が一緒に取り組む組織。

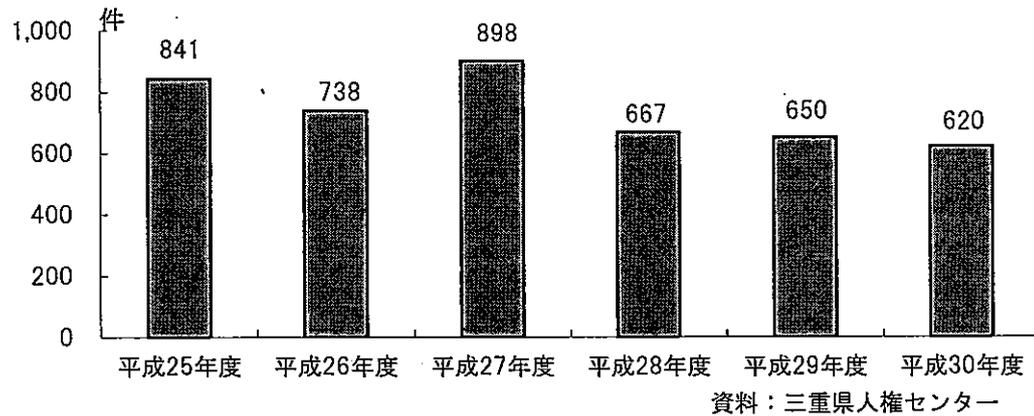
〔施策分野3〕 人権擁護と救済のための施策

人権施策 301

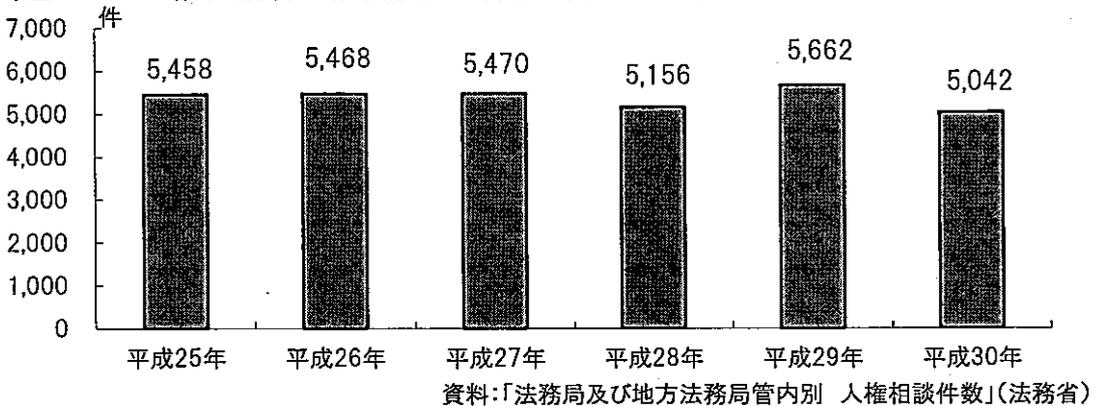
相談体制の充実

■ データからみた状況

【関連データ1】 三重県人権センター相談受案件数



【関連データ2】 法務省人権相談受案件数（津地方法務局総数）



データに関するコメント

【関連データ1】 三重県人権センターでは、さまざまな人権問題の相談に応じています。平成30年度には620件の相談がありました。

【関連データ2】 平成30年において、津地方法務局及び管内の人権擁護委員が取り扱った人権相談の受案件数は5,042件（職員取扱2,438件、人権擁護委員取扱2,017件）でした。

1 県の主な取組状況（平成30年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 相談窓口の広報と充実

① 相談内容に応じた相談窓口の充実

② 幅広い広報手段を活用した相談窓口の周知

・ 交通事故相談窓口において、交通事故被害者や加害者の本人及びその家族に対して、

- 賠償問題を円滑に進めるための相談業務を実施しました。また、法的手続きが必要と判断される相談や相談者から希望があった場合は、弁護士会等専門機関を紹介するなど、相談者支援に努めました。〔交通事故相談事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 三重県人権センターにおいて、相談員による電話・面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談を実施しました。相談者のニーズに適切に対応するためには、相談員の資質向上を図るとともに、相談機関相互の連携を充実させる必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕
 - ・ 性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ相談窓口である「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」について、「よりこ」とその支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を実施しました（15回開催、参加延べ人数 998人）。また、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談員による電話相談、面接相談をはじめ、メール相談、相談室を有した車両を用いた出張相談、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
 - ・ 職員が警察安全相談に適切に対応することができるよう、巡回教養や各種専科教養等を推進しました。〔相談業務の充実／警察本部広聴広報課〕
 - ・ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、誰もが性別にかかわらず自分らしく生きていく上でのさまざまな悩みについてサポートするため、女性のための総合相談（電話相談、面接相談、法律相談）や男性のための電話相談等の相談事業を実施しました。また、専門家による相談員研修（スーパーヴィジョン）を実施し、相談員の資質向上と相談体制の充実を図りました。今後も、関係機関と連携を密にしながら、相談者の支援のため、さらに相談事業を充実させていく必要があります。〔男女共同参画センター事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
 - ・ 妊娠期からの虐待予防に向けて、電話相談「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」を実施（相談件数 85件）するとともに、高等学校、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等にカードを配布（988か所、カード配布数：約 72,000枚）し、相談窓口を周知しました。〔若年層における児童虐待予防事業／子ども・福祉部子育て支援課〕
 - ・ DV（注1）被害者からの相談を三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）等で受けるとともに、DV被害に遭った母子の一時保護を行いました。また、昼間に仕事等で相談できない人のための夜間の電話相談や、心的外傷を有する被害女性に対して心理相談や心理療法等を行い、心のケアに努めました。〔女性相談事業／子ども・福祉部子育て支援課〕
 - ・ 労使双方から寄せられるさまざまな労働相談に対して、専門相談員が電話や面談等による助言や関係機関の紹介を行うほか、法令に関する専門的な相談には弁護士相談を行いました。相談内容は、年々複雑化し多岐にわたる傾向にあることから、関係機関と連携しながら、的確な対応に努めます。〔労働相談事業／雇用経済部雇用対策課〕
 - ・ 外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談内容について、市町では配置が難しい少数言語も含めた多言語（7言語）での窓口及び電話相談に応じました。また、市町、市町国際交流協会、NPO等の外国人住民向け相談員や、外国人住民に直接接する業務を担当する職員等に対して、相談を受けるにあたっての心構えや対応方法につ

いて、臨床心理士や実践者からノウハウを学ぶ、外国人相談窓口担当者を対象とした研修を開催しました。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 三重県障害者相談支援センターでは、身体障がい者及び知的障がい者に対して、医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、医療、補装具、個別支援等に関して、専門的な相談を行いました。〔三重県障害者相談支援センター運営／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 福祉サービスに関する苦情の適正な解決を図るため、県社会福祉協議会に対して、利用者等からのさまざまな苦情、相談に応じ、必要な助言や適切な専門機関の紹介等、相談者の立場に立った苦情解決の支援を行う「苦情解決委員会」の設置・運営に要する経費を補助しました。〔福祉サービス運営適正化事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 医療安全関係研修に医療相談員が積極的に参加することにより相談窓口の対応力向上を図りました。また、県内医療関係団体とも連携し、迅速かつ的確な医療安全相談対応に努めました。〔医療安全支援事業／医療保健部医務国保課〕
- ・ 三重県こころの健康センターでは、「ひきこもり」、「依存症」、「自殺予防・自死遺族」等、センターで行っている精神保健福祉に関する相談の案内を行うとともに、県内の精神科診療機関・相談窓口・社会資源の情報を掲載した「こころのケアガイドブック」を作成し、ホームページで公開するなど、幅広く支援機関の情報発信に取り組んでいます。〔こころの健康センター管理運営事業／医療保健部健康づくり課〕

(2) 相談窓口機能の強化と支援体制の充実

- ① 身近な地域で気軽に相談できるための環境整備
 - ② 利用しやすい方法、場所で相談に応じられる体制整備
 - ③ 相談窓口の専門職員の確保・充実
 - ④ 相談内容の検討（分析）によって、各種相談に適切な対応ができる体制づくり
- ・ 県内には 38 館の隣保館が設置され、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ、適切な援助を行っています。隣保館活動が広く福祉と人権のまちづくり拠点施設として、地域住民が抱える地域生活課題の解決に資するよう、今後もさまざまな活動について支援を行う必要があります。〔隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
 - ・ 民生委員・児童委員の活動を支援するため、各地区民生委員児童委員協議会に対して組織的な活動を強化するための経費を助成しました。引き続き、市町とも連携しながら、民生委員・児童委員の活動を支援していきます。〔民生委員組織活動費補助金／子ども・福祉部地域福祉課〕
 - ・ 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び「障害者差別解消法」に基づく相談体制の整備として、障がい者差別に関する障がい者及びその家族その他関係者からの相談等に的確に対応するため、子ども・福祉部障がい福祉課及び三重県障害者相談支援センターに相談窓口を設置し、対応しました。また、相談事案の共有等を行うため、関係行政機関や当事者団体等で構成する三重県障がい者差別解消支援協議会を開催しました。〔「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び「障害者差別解消法」に係る対応／子ども・福祉部

- ・ 障がい福祉課]
 - ・ 学校教育分野における、障がいのある児童生徒及びその家族や関係者からの相談に対する窓口を教育委員会人権教育課に設置し、対応しています。今後もこの相談体制が活用されるよう、広く周知していきます。〔「障害者差別解消法」に係る対応／教育委員会人権教育課〕
 - ・ 学校における体罰の問題について、生徒が学校や教員に直接相談しにくい例もあることから、三重県総合教育センターに「体罰に関する電話相談窓口」を設置し、本人及び保護者からの相談に応じています。〔子どもの心サポート事業／教育委員会研修企画・支援課〕
 - ・ いじめ問題に対する早期発見・早期対応が全国的に求められている中、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、「いじめ」に関する電話相談を毎日 24 時間実施しています。平成 30 年度は 215 件の相談がありました。〔いじめ相談電話事業／教育委員会研修企画・支援課〕
 - ・ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、相談員による電話相談、面接相談をはじめ、メール相談、相談室を有した車両を用いた出張相談、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
 - ・ 児童虐待相談における対応の的確性を高めるため、リスクアセスメントツール（平成 26 年度運用開始）（注 2）およびニーズアセスメントツール（平成 27 年度運用開始）（注 3）の運用による対応を行っています。また、児童相談所が虐待相談として受理したケースの進行管理を的確に行うため、民間団体に委託したモニター強化事業を実施しています。さらに、被虐待児童の安全確保や指導等を必要とする児童を保護するため、県内 2 か所の一時保護所や、施設等への委託一時保護において児童を一時保護し、心のケアやカウンセリングを行っています。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部子育て支援課・児童相談センター〕
 - ・ 外国人家庭からの児童相談については、通訳者の派遣で対応してきましたが、日時的な制約や対応言語に限られる等の課題が多くなってきたため、平成 31 年度から電話通訳も利用することを想定し、試行を行いました。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部子育て支援課・児童相談センター〕
 - ・ 教職員を主な対象として、効果的な人権学習の実施や指導資料の活用方法など人権教育を推進する上での相談に対応しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
 - ・ 三重県人権センターには多様な課題の相談が寄せられており、相談員の研修においては、さまざまな課題に沿った講師を迎えて、当事者に寄り添った相談が行える体制づくりに努めました。〔地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕

（3）相談員等の資質向上

① 相談員等の資質向上と専門性の確保

- ・ 各種相談事業に従事する相談員（官・民の相談員）に対し、人権に配慮した相談対応ができるよう、資質向上を図る「人権に関わる相談員スキルアップ講座（12 講座）」を開催し、延べ 669 人の参加者がありました。今後とも、相談員が多様化する相談内

容に対応できるよう資質向上を図る必要があります。〔みえ地域人権相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター〕

- ・ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の女性相談員の、性犯罪・性暴力被害者からの相談や支援等に係る専門的知識の習得及び資質向上のために、専門機関の実施する研修会に参加するとともに、相談員の代理受傷防止のために、スーパーバイザーを招いたケース検討会議等を開催しました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（10市町12回）や、児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（7市町21回）を行いました。また、市町職員に対する各種研修等の充実を図りました。〔市町児童相談体制支援推進事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

（4）相談機関等相互の協働・連携の強化

① 各種相談機関との連携の充実による実効ある相談・支援体制の構築

② 相談ネットワークの構築と支援体制の構築

- ・ 性犯罪・性暴力被害者からの相談に関し、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」と関係機関や警察、行政が相互に緊密な連携を図り、迅速かつ適切に支援を行うことを目的に、性犯罪・性暴力被害者支援事業に係る連携機関会議を開催しました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 人権に係る相談に関し、相談担当者の資質向上や相互の緊密な連携を図り、的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の18相談機関）を開催しています。さらに、地域の相談機関を交えて「人権に関わる相談員交流会」を開催し、連携・交流の促進を図りました。さまざまな人権問題で悩んでいる相談者の課題解決に向けて、身近な地域での相談支援体制が充実するように努めていく必要があります。〔人権相談事業・地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 各種相談事業に従事する相談員（官・民の相談員）に対し、人権に配慮した相談対応ができるよう、「人権に関わる相談員スキルアップ講座（12講座）」を開催し、延べ669人の参加者がありました。今後とも、相談員が多様化する相談内容に対応できるよう資質向上や、相談ネットワークの構築を図る必要があります。〔地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 自殺対策事業に取り組む市町、保健所、民間団体との連携をはかるために、ネットワーク会議を開催します。〔地域自殺対策緊急強化事業／医療保健部健康づくり課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

（1）民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) LGBTについて知ってもらい、理解を深めてもらうことで、当事者が自分らしく生きていくことができるよう、講演活動やSNSを活用した相談や就職相談等に取り組んでいる団体があります。

(事例2) 難病患者同士や家族同士が悩みを話し、相談ができるように、ピア・サポート(注4)や会員相互の交流会・相談会等を開催している団体があります。

(事例3) ハラスメント相談員を置き、ハラスメント相談を受ける体制を整備している学校があります。また、校内でハラスメントが発生しないように、独自の「ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン」を定めたり、リーフレットを発行したりして、ハラスメントの定義やハラスメントを受けたときの対応について啓発を行っています。

(事例4) 子育て中の母親が相談しやすい環境を行政と協働しながら作っている団体があります。

(2) 市町の取組事例

- 独自に専門の人権相談窓口を設けている市町、また、年に数回、人権擁護委員による「特設人権相談」を開設している市町があります。
- 市町の運営する各隣保館において、人権相談、生活相談、職業相談、健康相談、福祉相談等を随時実施し、適切な支援に努めています。
- 津市では、認知症や障がいのある方々が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、成年後見制度に関する相談、手続きの支援などを行う「津市成年後見サポートセンター」を開設し、成年後見制度の利用促進を図っています。また、医療機関と介護事業所等の関係者間の連携を推進することを目的とした、「津市在宅療養支援センター」を開設するとともに、同センターが中心となって、在宅医療と介護サービスを利用する際に役立つ「津市在宅医療・介護あんしんブック」を発行しました。
- 松阪市では、三重労働局と雇用対策協定を締結し、生活困窮者等、障がい者・子育て世代の方・高齢者等を対象とした求職者相談コーナー「就労の広場」を拡充しました。

■ 今後の取組方向(令和元年度以降の取組方向)

- 法的措置等を含めた実効性のある人権救済制度が早期に確立されるよう、県から国に対し要望を行っていくほか、関係都府県・政令指定都市で構成する「全国人権同和行政促進協議会」を通じて、国に制度の確立を求めています。
- 三重県人権センターにおいてさまざまな人権相談に対応するとともに、相談内容に応じた適切な相談機関の窓口を紹介します。
- 多様化・複雑化する人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員等に対する研修を行い、資質向上を図ります。また、国、県、市町の相談機関の連携強化に取り組むとともに、地域における相談ネットワークを充実していきます。
- 三重県人権センターのホームページ内の「主な人権侵害と救済制度」をはじめ相談ネットワーク機関の紹介や、「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」の開催案内等、相談に関わる取組を県民に対し周知していきます。
- 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県内の関係機関や女性相談員とのネットワークを活かし、相談員の資質向上を図るとともに相談機関同士の連携を深めていきます。

- 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、相談員の配置及び諮問機関として調査・審議を行う三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。
- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できる窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、相談員による電話相談や面接相談、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等を行い、相談者の心身の早期回復などが図られるよう、関係機関・団体と連携し、切れ目のない支援を行っていきます。
- 児童相談所における児童虐待への早期対応、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、リスクアセスメントツールやニーズアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入型支援を推進します。加えて、市町をはじめとする関係機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営強化に取り組む市町を支援するとともに、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう、人材育成を支援します。さらに、多機関連携、協同面接、アドボカシー（権利擁護・代弁）研修の実施など、子どもの権利擁護を重視した取組を推進します。
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第5次計画）」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進するとともに、同計画に基づく取組や実績をふまえながら、次期計画（令和2年度～令和4年度）の策定に取り組みます。
- 三重県労働相談室において、労使双方から寄せられるさまざまな労働相談に対して助言や関係機関の紹介を行うほか、的確なアドバイスができるよう相談体制の充実に努めます。

注1) DV ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) の略。夫婦や恋人等親密な関係にある、または、あつた者からの身体的・心理的暴力等をいいます。

注2) リスクアセスメントツール 児童虐待通告時における児童相談所の初期対応の的確性、客観性を高めるための危険度を評価するシートと使用ガイドライン

注3) ニーズアセスメントツール 一時保護後、家庭に復帰する場合の中長期的な支援を行うためのシートと使用ガイドライン

注4) ピア・サポート 同じ課題や不安等を共有している当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、課題や不安の解決に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取組

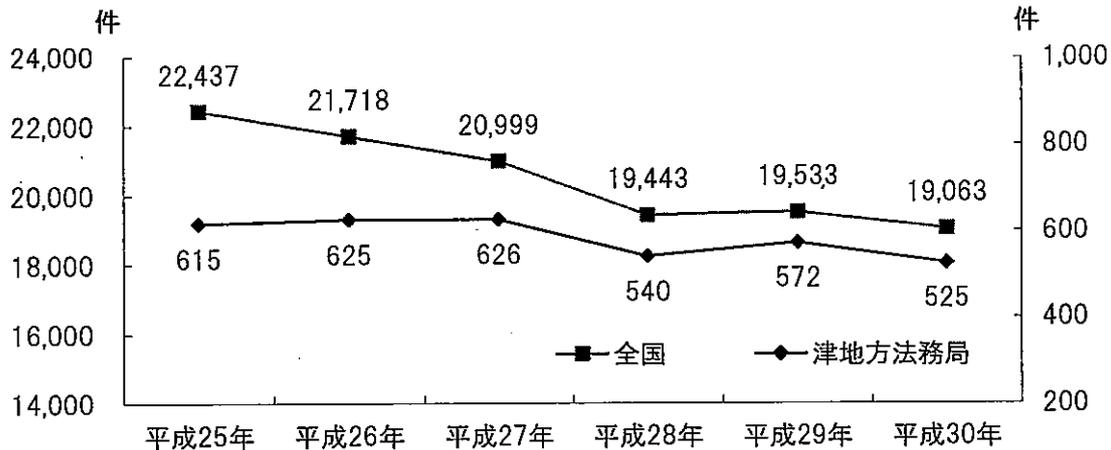
(施策分野3) 人権擁護と救済のための施策

人権施策 302

さまざまな人権侵害への対応

■ データからみた状況

全国および県内の人権侵害事件の新規受理件数



資料:「法務局及び地方法務局管内別人権侵害事件の受理及び処理件数」法務省

データに関するコメント

全国の法務局および津地方法務局で取り扱った人権侵害事件の年間受理件数(新規)の推移を示しています。平成30年は、全国、県内の状況とも、減少しました。

1 県の主な取組状況 (平成30年度の実績、成果と課題)

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 人権侵害に対応するための取組

- ① 人権侵害への対応のための行政等による連携と体制づくり
- ② 差別事象に対する関係機関の連携した取組
- ③ 人権侵害被害者へのケア・支援と関係者への啓発
- ④ 虐待等の早期発見・早期対応の推進と被害者のケアの充実
- ⑤ いじめ等を受けた児童生徒のケアと未然防止への取組
- ⑥ 犯罪被害者の精神的・経済的支援
- ⑦ インターネット等による差別表現の早期把握・削除と防止に向けた取組
- ⑧ 人権に係る相談機関の充実とネットワークづくり
- ⑨ 人権救済制度の確立に向けた取組

人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議(行政・公益法人の18相談機関)を設置しています。多岐にわたる相談者のニーズに対して適切なアドバイスが行われるよう、連携・情報交換の会議を開催しました。さまざまな人権侵害に適切に対応するためには、相談機関相互の

さらなる緊密な連携が必要です。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕

- ・ 差別事象の発生の際に、迅速で適切な対応ができるよう、関係機関と連携して、通報連絡体制を整備しています。〔調査・研究事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 複雑化、多様化、深刻化するDV事案の相談に適切に対応できるよう、女性相談員等の資質向上に向けた研修の充実に取り組みました。また、DV相談窓口やDVに対する支援施策等の周知を徹底することにより、DV事案の潜在化防止に取り組みました。引き続き、相談対応力の充実や啓発に取り組む必要があります。〔DV対策基本計画推進事業（配偶者暴力相談支援センター事業）／子ども・福祉部子育て支援課〕
- ・ 市町及び関係機関と連携して、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動の一環として、高校生を含む女性を中心にDV相談啓発ポケットティッシュを、県内の主要駅や商業施設等29か所で配布（街頭啓発）しました。

DVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けて周知・啓発に継続して取り組み、DVが起こらない社会、DV被害に気づくことができる社会にしていく必要があります。〔DV対策基本計画推進事業（配偶者暴力相談支援センター事業）／子ども・福祉部子育て支援課〕
- ・ インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、インターネット上の差別書き込みの現状や人権課題についての理解、差別表現発見方法の習得と削除要請などの演習を行い、59人の参加がありました。インターネット上の差別的な書き込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるよう支援していく必要があります。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 各種相談事業に従事する相談員に対し、人権に配慮した相談対応ができるよう、資質向上を図る「人権に関わる相談員スキルアップ講座（12講座）」を開催し、延べ669人の参加者がありました。今後も、相談員が多様化する相談内容に対応できるよう資質向上を図る必要があります。〔みえ地域人権相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 実効性のある人権侵害救済制度が早期に確立されるよう、国に対して要望を行いました。〔人権救済のためのあり方検討／環境生活部人権課〕

（2）人権侵害への対応に関する啓発と広報

- ① 救済につながる相談窓口、制度の広報
 - ② 差別事象等の再発防止に向けた啓発の推進
 - ③ インターネットによる差別表現防止に向けた適正利用のための啓発・広報
 - ④ 虐待等に係る啓発と早期発見・通報のしくみづくり
- ・ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」について、「よりこ」とその支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を実施しました。（15回開催、参加者延べ998人）〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
 - ・ インターネットの適正な利用とメディアへの接し方等をテーマに、教育・啓発・広

報活動に取り組みました。今後とも、インターネットやSNSにおける人権侵害に対しては、メディア・リテラシー（注）の向上を図るための啓発・広報に取り組んでいくことが必要です。〔インターネット人権モニター事業・地域人権相談支援事業、人権啓発事業／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・各地域活性化局〕

- ・ 名刺サイズの「DV相談機関一覧」カード（日本語および多言語版）を県内関係機関に配布し、加害者の目を気にせず相談窓口の情報を入手できる環境を作りました。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「女性に対する暴力防止セミナー」（参加者 69 人）を開催するとともに、女性に対する暴力の根絶メッセージとなる「パープル・ライトアップ」を三重県総合文化センターで実施しました。また、女性が自らの持つ性別役割分担意識に気づき、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養う「自己尊重・自己主張トレーニング」（10 回、参加者延べ 184 人）や高等学校等へのデートDV出前講座（9 回、参加者延べ 2,027 人）を実施しました。今後もDVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けて周知・啓発に継続して取り組み、DVが起こらない社会、DV被害に気づくことができる社会にしていく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) こどもほっとダイヤルは、県内の18歳未満の子どもを対象にしており、子どもを問題解決の主体として捉え、子どもの気持ちや感情に耳を傾け、ありのままを受け止めることで自信や自己肯定感を高めています。また、問題をサポートし、子ども自身の意思によって改善の道筋を考えていくことにより、子どもの最善の利益を保障しています。

(事例2) DV被害相談専門のカウンセラーによる面接相談や同行カウンセリングに取り組んでいるNPOがあります。

(2) 市町の取組事例

- 各市町の施設等において、人権擁護委員による「特設人権相談」が実施されています。このほか、独自に専門の人権相談窓口を設けている市町もあります。
- 本人通知制度は、事前に登録した方に対して、その本人の住民票の写しや戸籍謄本・抄本等の証明書を第三者に交付した場合に、その事実を登録者本人にお知らせする制度です。県内では、伊賀市、四日市市、桑名市、鈴鹿市が導入しています。住民票の写し等を交付したことを通知することで、第三者による不正請求を抑止し、個人の権利の侵害を防止することを目的としています。
- 伊賀市では、「あらゆる差別を許さず、互いを尊重するまちづくり」をめざし、市民一人ひとりの人権が大切にされる社会の中で、性の多様性を認め合い、誰もが自

分らしく暮らせるよう、「伊賀市パートナーシップ宣誓制度」の運用と「ALLYの取り組み」を推進しています。

■ 今後の取組方向（令和元年度以降の取組方向）

- 県人権センターにおいて、多様化・複雑化する人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員の資質向上に努めるとともに、相談機関との連携を深め、必要な情報を提供し、内容に応じた専門機関の紹介を行います。
- 相談者が身近な地域において気軽に相談できる環境の整備をめざして、「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」を開催するとともに、各相談機関とネットワークの充実に努めます。
- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できる窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、女性相談員による電話相談や面接相談を行うほか、相談者の心身の早期回復などが図られるよう、切れ目のない支援を行っていくため、関係機関・団体と連携し、初期の産婦人科的処置や心理相談、法律相談等のニーズに対応していきます。
- インターネット上の差別事象が大きな課題となっていることから、インターネット及びスマートフォン等のサイト上における三重県に関連する差別的な書き込みについて、モニタリングを行います。発見した差別的な表現の書き込みについては、国等の関係機関と連携を図りつつ、削除要請を行います。
- インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、インターネット上の差別書き込みの現状や人権課題についての理解、差別表現発見方法の習得と削除要請などの演習を行い協力者の養成に努めるとともに、インターネットの適正な利用や社会全体で有害情報から子どもたちを守る取組を進めます。
- 差別事象の発生については、関係機関と連携しながら、迅速な通報及び適切な対応に努めていきます。
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第5次計画）」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進するとともに、同計画に基づく取組や実績をふまえながら、次期計画（令和2年度～令和4年度）の策定に取り組みます。
- 平成24年に発生した2件の児童虐待死亡事例の検証をふまえ、未然防止や早期発見・対応に取り組むとともに、市町要保護児童対策地域協議会に警察も参加してもらうなど、関係機関相互の連携を強化して、児童虐待に的確に対応していきます。さらに、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーンを実施し、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む気運を高めていきます。

注) メディア・リテラシー メディアが発信する情報をそのまま受け入れるのではなく、自らの判断で主体的に読み解き、活用する能力。

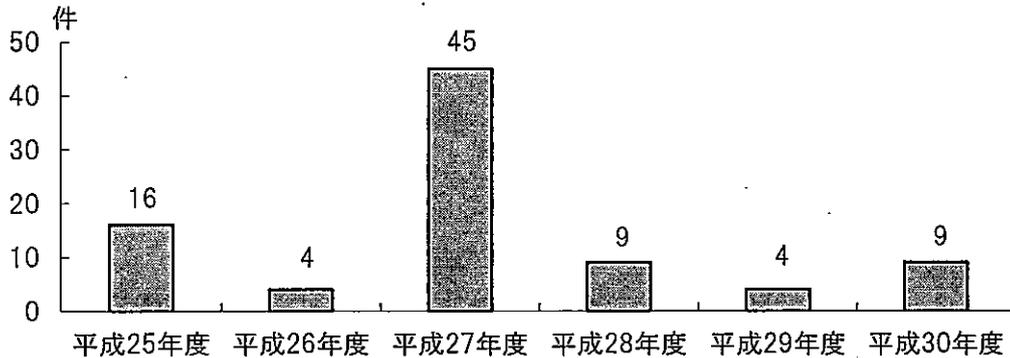
〔施策分野4〕 人権課題のための施策

人権施策 401

同和問題

■ データからみた状況

県人権センターで受けた同和問題の相談件数



資料：三重県人権センター

データに関するコメント

平成30年度に県人権センターが受けた同和問題の相談件数は9件でした。平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」をふまえ、今後も部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図る必要があります。

1 県の主な取組状況（平成30年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 同和問題の解決に向けた啓発活動の推進

- ① 同和問題の解決に向けた正しい理解が県内に広く定着していくような啓発活動の推進
- ② 各地域における啓発活動の展開
- ③ 地域で啓発を推進する人材の養成
- ④ 企業等における公正採用選考の確保と主体的な研修の推進
- ⑤ 差別事象への対応と啓発への活用
- ⑥ 「えせ同和行為」排除に向けた取組

同和問題をはじめとした人権啓発は、身近に感じ取れることが必要であることから、県民に親しまれているメディアを活用した啓発として、テレビスポットの放映や人権メッセージを募集（3,018点応募）するとともに、優秀作品をラジオスポットにおいて放送しました。また、啓発ポスターを作成し、県内主要駅やコンビニエンスストア等に掲示するとともに、ポスター図案を使用した手提げ袋を作成・配布しました。差別につながる身元調査の解決に向けては、参加型の学習会（5回）と講演会（2回）を開催しました。今後も、日常生活の中で行動に移していけるような啓発となるよう工夫が必要です。〔同和問題等啓発事業（差別身元調査等の解決に向けた啓発事業）〕

／環境生活部人権センター]

- ・ 同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため、県民人権講座において、「部落差別解消推進法」をテーマに講演を行いました。また、同和問題についてのリーフレットを配布しました。今後とも、同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため、県民への啓発と人材育成が必要です。〔同和問題等研修事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 「部落差別解消推進法」等について理解していただくため、啓発ポスターを作成し、関係機関等に配付し、掲示しました。〔平成 28 年に施行された「部落差別解消推進法」等の啓発／環境生活部人権課〕
- ・ 平成 29 年度に実施した「第 2 回宅地建物取引に関する人権問題の実態調査」の結果を踏まえ、裏面がシールとなっている人権ステッカーから、大きさを 2 倍にした人権ポスターに変更し、三重県に店舗を持つすべての宅建業者に配布しました。〔宅地建物取引業者への普及啓発／県土整備部建築開発課〕
- ・ 県、宅地建物取引業者及び業界団体の責務を明記した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」（平成 25 年 4 月）を、業界団体を通じ県内の宅地建物取引業者に周知するとともに、業界団体を実施する研修会等でも周知を図りました（法定講習 13 回、関係団体の支部研修会等 9 回、新規業者向け説明会 2 回）。今後も、業界団体と連携して、宅地建物取引業者を対象とした研修会等、啓発活動を実施していく必要があります。〔宅地建物取引業者の対応／県土整備部建築開発課〕
- ・ 地域防災総合事務所及び地域活性化局において、ミニ人権大学講座やトップセミナー、講演会等を実施しました。〔人権啓発事業（人権啓発活動推進事業、地域人権啓発事業）／環境生活部人権センター、地域連携部地域連携総務課、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 地域の福祉向上と人権啓発の拠点施設として設置されている隣保館で行われる啓発及び広報活動、地域交流事業等の取組に対して支援を行いました。今後も、隣保館においてさまざまな活動が実施されるよう、支援を行っていく必要があります。また、隣保館職員の人材育成・資質向上のための研修会等を実施しました。〔隣保館運営費等補助金、隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
- ・ 県職員においては、人権問題に関する県職員意識調査結果をふまえた職階に応じた人権研修を行うとともに、本庁・地域機関の各職場において、全職員を対象にした人権研修を実施しました。また、人権啓発、人権教育のリーダー人材の育成を目的として、三重県人権大学講座に職員を派遣しました。引き続き、人権問題を自らの課題として認識し、その解決に積極的に取り組む職員の育成に努めていく必要があります。〔人権等研修事業／総務部人事課、各部、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 関係機関との連携により県内の企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・事業所等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」（参加者 59 人／29 社・団体）と「人権啓発懇話会総会講演」（参加者 45 人／36 社・団体）を開催しました。引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等企業の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕

- ・ 三重労働局・各ハローワークと連携し、県内5か所の会場において、県内の企業・事業者向けに「公正採用選考研修会」を開催し、公正採用の徹底等の人権啓発に努めました。今後も、公正採用選考に関する事業所等の理解度を高めるため、引き続き研修会を実施していくとともに、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ 社会現場で発生した差別事象について、市町・関係機関とともに分析検討を行うとともに、再発防止に向け、学習会や研修会を実施し、事後の取組についても検証するように努めています。今後も、差別事象に関して的確に実態を把握し、分析・研究を行って対策を講じ、効果的な人権啓発手法へ活用する必要があります。〔調査・研究事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 「えせ同和行為」の発生について県人権センターへの相談・報告は1件でした。今後も発生する可能性があることから、対応方法などについて関係機関へ周知や、注意喚起を継続します。「えせ同和行為」については、従来から啓発冊子を県関係機関、市町等に配布し周知、注意喚起に努めていますが、チラシを作成し、雇用経済部と連携しながら各企業等への啓発を行っており、今後も、国等の関係機関と連携を密にしながら、「えせ同和行為」の排除に向け、取り組んでいく必要があります。〔えせ同和行為への対応／環境生活部人権センター〕

(2) 同和問題の解決に向けた教育の推進

① 同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育の充実・発展

② 学校、家庭、地域等の連携した推進体制の充実

③ 実践力の向上をめざした教職員や指導者の育成

④ 社会教育における住民による主体的な活動支援

- ・ 部落差別解消推進法の趣旨や取組内容等を示した「人権教育ガイドライン」をホームページ上に公開するとともに、指導主事が学校や教育委員会等への指導・助言を行う際に参考として周知しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 部落問題を解決するための教育に関わる実践事例を「教職員実践事例集」として、ホームページで公開しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 県内29市町に対し、人権教育に係る実態把握調査を行うとともに、各市町を訪問し、社会教育施設等の活用や取組の状況等を把握しました。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 部落問題を解決するための学習が学校で積極的に行われるよう、教職員を対象に、人権学習教材「わたしかがやく」や人権学習指導資料「みらいをひらく」、「みんなのひろば」、「気づく つながる つくりだす」等の活用促進を図るための研修講座を開催しました。教職員のニーズを把握し、指導方法等の研修を充実していく必要があります。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 県立学校及び小中学校等の管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象に、人権教育推進のための研修会を実施しました。また、人権教育推進のリーダー養成を図るために、三重県人権大学講座に教職員を派遣しました。今後も、教職員の人権意識や指導力の向上を図るため、効果的な研修を実施する必要があります。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕

- ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする団体等を支援するため、36 団体に講師を派遣し、そのうちの3 団体で同和問題(部落差別)の解決に向けた研修会を実施しました。〔すべての人にやさしい人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕

(3) 学力保障や進路保障等、自己実現の図れる社会環境づくり

- ① 公正な採用選考の確立や就労促進のための取組
- ② 子どもの健全な育成のための取組

- ・ 三重労働局・各ハローワークと連携し、県内5 か所の会場において、企業・事業者向けに「公正採用選考研修会」を開催し、公正採用の徹底等の人権啓発に努めました。今後も、公正採用選考に関する事業所等の理解度を高めるため、引き続き研修会を実施していくとともに、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課〕

(4) 同和問題の解決に向けた人権尊重のまちづくりの推進

- ① 住民交流の拠点となる隣保館の機能を発揮するための取組の促進
- ② 人権尊重のまちづくりの取組の支援

- ・ 県内には 38 館の隣保館が設置され、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ、適切な援助を行っています。隣保館活動が広く福祉と人権のまちづくり拠点施設として、地域住民が抱える地域生活課題の解決に資するよう、今後もさまざまな活動について支援を行っていく必要があります。また、隣保館職員の人材育成・資質向上のための研修会等を実施しました。〔隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
- ・ 隣保館のバリアフリー化等機能の維持や強化に必要な修繕等に対して支援しました。平成 30 年度は2 市2 館で修繕等が実施されました。今後も、計画的な整備が図られるよう、支援していく必要があります。〔隣保館整備費補助金／環境生活部人権課〕

(5) 同和問題の解決に向けた人権擁護の推進

- ① 三重県人権センターにおける人権相談ネットワークの推進
- ② 隣保館における相談活動等の支援
- ③ インターネットによる差別表現の早期把握と防止に向けた対応

- ・ 相談員による電話相談、面接相談、弁護士による法律相談を実施しました。相談者の悩み等に対して、適切な助言を行い、必要に応じて、相談機関の紹介等を行いました。今後も、相談員の資質向上を図るなど、相談事業を充実させていく必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 地域で各種相談業務に従事する相談員等を対象として、さまざまな人権課題や知識を拡充し、各種相談に対して人権に配慮した相談対応ができるよう、資質や能力を高める講座「人権に関わる相談員スキルアップ講座(全12 講座)」のなかで、同和問題の講座を4 講座実施しました。〔地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 市町が設置している隣保館が住民からの各種相談に対応する身近な機関として機能を果たせるよう支援しました。〔隣保館における相談活動等の支援／環境生活部人権センター〕
- ・ インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。イン

ターネットや携帯サイトにおける人権侵害に対しては、実効性のある法的措置が求められます。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 公益社団法人三重県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会三重県本部は、県と連携して、会員を対象とした土地差別問題等に関する人権研修会を開催するとともに、宅地建物取引士の更新時講習の際に、人権学習の機会を設けるなど、人権問題に関する研修機会の充実に取り組んでいます。また、「同和問題に関する啓発ポスター」を会員業者に配布し、掲示を依頼したり、外国人、障がい者、高齢者、母子・父子家庭等の入居差別を解消するため、家主向けの普及啓発として、県と協力し「家主向け入居差別解消チラシ」を活用した啓発活動を行うなど、宅地建物取引に関する人権問題の解消に向けた啓発を継続しています。

(事例2) 中学校区内の小中学校・幼稚園・保育所・家庭・地域等が連携し、企画・運営を含めた校区ぐるみのイベントを開催し、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす地域づくりをめざしている組織があります。

(事例3) 保護者や教職員が同和問題(部落差別)やそれに類似する体験を語りあうことで、これからの生き方や子育て等を考えあっている組織があります。

(事例4) 広域で人権活動に取り組む青少年友の会があります。高校等を卒業して地元に戻り、地域での次世代育成を担っています。

(2) 市町の取組事例

- 鈴鹿市では、「部落差別解消推進法」に則り、市ホームページにて法律の周知を行うことに加え、市職員への研修や市主催の啓発事業で啓発物品を配布するなど啓発を行いました。
- 伊賀市では、部落差別解消推進法の理念と意義を周知するため、人権問題地区別懇談会などの機会を捉え、市民向けの解説チラシを用いた説明を行いました。
- 法務局において開催されている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」には、国や県、三重県人権・同和行政連絡協議会等の関係機関が集まり、えせ同和行為の排除に向けた情報共有等に努めています。
- 市町の設置する隣保館では、各地域の状況に応じて同和問題の解決に向けた相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に取り組んでいます。

■ 今後の取組方向（令和元年度以降の取組方向）

- 平成28年12月に施行された「部落差別解消推進法」の趣旨をふまえつつ、同和問題に関する差別意識の解決に向けた啓発・教育、相談体制の充実に係る取組を、国や市町等と連携して進めていきます。
- 同和問題の解決に向けた取組においても、「差別をしない、させない、許さない」とい

うことを人びとの心に訴えていくため、テレビ・ラジオやポスター等、親しみやすい啓発活動や県民を対象とした講座等の開催等に取り組んでいきます。

- 人権問題を自らの問題として考え、行動する人づくりをめざして、年齢層、関心の度合いに応じたさまざまな手法による啓発を進めていきます。また、県内の小・中・高等学校等の児童生徒を対象にした人権ポスターや人権メッセージを募集し、これらを生かした人権カレンダーの作成等を行います。
- 平成 25 年度に策定した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」に基づき、業界団体と連携し、平成 29 年度、30 年度に作成したパンフレットや人権ポスター、家主向けチラシ等の啓発ツールを活用し、宅地建物取引業者や宅地建物取引士を対象とした人権研修を実施するなど、啓発を推進していきます。
- 県民を対象に差別につながる身元調査に係る講演会や参加型の学習会を地域機関や市町等と連携して取り組みます。
- インターネット上における差別的な表現の書き込み等について、モニタリングを実施し、早期発見に努め、早期の拡大防止や削除要請に取り組みます。
- 地域社会の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を持つ隣保館において、相談事業や人権課題の解決に向けた事業等の市町の取組を引き続き支援します。
- 公正採用の徹底を図るため、三重労働局・各ハローワークと連携し、県内企業・事業者に向けた「公正採用選考研修会」を引き続き開催します。

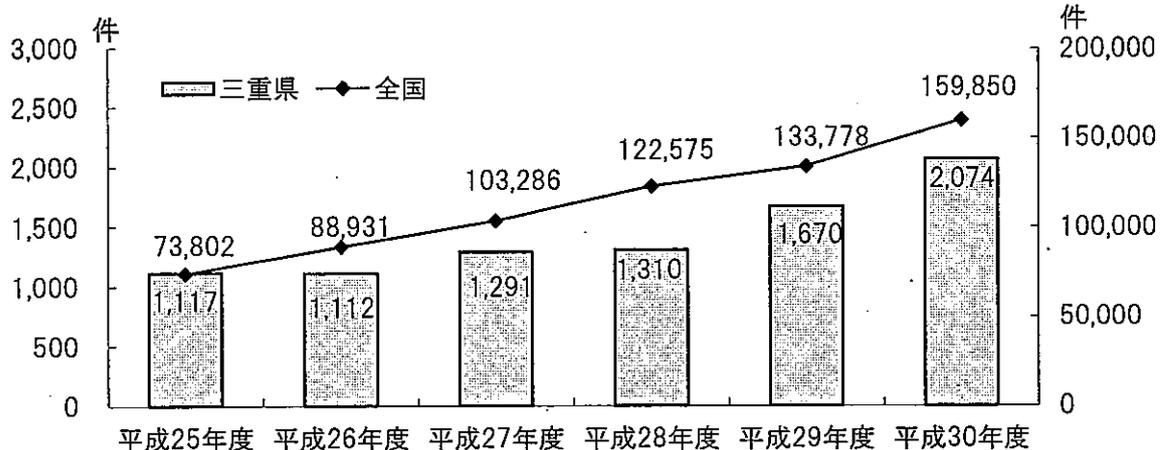
〔施策分野4〕人権課題のための施策

人権施策 402

子 ども

■ データからみた状況

児童虐待相談対応件数の推移（全国・三重県）



資料：（全国）厚生労働省、（県）三重県児童相談センター

データに関するコメント

児童相談所では子どもの養育や障がい等に関するさまざまな相談を行っていますが、子どもを取り巻く社会環境の変化により、児童虐待に係る相談件数は、全国集計では年々増加を続けています。三重県における平成30年度の相談対応件数は2,074件で、初めて二千人を超え、相談内容も複雑かつ深刻なものが多くなっています。

1 県の主な取組状況（平成30年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 子どもの権利に関する理解を深める取組や啓発活動の推進

- ① 児童の権利に関する条約を子ども、保護者等が学習する機会の充実
- ② 企業や地域等と共に取り組む子どもの育ちの見守りや子育て支援の充実
- ③ 児童虐待に対する啓発活動の充実

・ 「三重県子ども条例」については、親子が集うイベント等でチラシを配布し、啓発を行いました。また、子ども条例に係る出前トークを複数回実施し、条例への理解度向上に努めました。〔子どもの育ちの推進事業／子ども・福祉部少子化対策課〕

・ 「子どもを虐待から守る条例」に基づき、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、イベントの開催等による啓発活動を行いました。引き続き、地域社会全体における児童虐待防止の気運を高めていくことが必要です。〔児童虐待等相談対応力強化事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

(2) 人権を尊重し、子どもの主体性を育む保育、教育の推進

- ① 「三重県教育ビジョン」、「三重県人権教育基本方針」等に基づいた人権文化創造の主体となる意欲、態度、実践力を育てるための教育の推進
 - ② 三重県人権保育基本方針等に基づいた豊かな人間性が育まれるような保育の推進
 - ③ 発達障がいに関する正しい知識の普及と個別支援の充実
- ・ 「地区別人権学習活動交流会」や「人権まなびの発表会」を開催し、県立学校の生徒が人権学習活動の発表・交流を行いました。今後も、協力・参加・体験を中核とした学習や活動を通して、生徒の主体性を育む必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕
 - ・ 保育士が人権問題についての専門的な知識を習得し、人権を大切にすることを育てる保育を推進するため、県内 11 市町で合計 25 回の人権保育専門講座を開催しました。社会の急激な変化の中では、新たな人権に係る問題への対応が必要であることから、多様な視点から人権感覚を磨くことができる研修内容としました。〔人権保育専門研修事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
 - ・ 保育現場での人権保育を推進するため、各保育所で取組事例の調査を行い、その調査内容をパンフレットとして作成し、ホームページで公開しました。〔人権保育推進支援事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
 - ・ 発達障がい児等に対する早期支援を目的に市町が設置する「発達支援総合相談窓口」における専門人材育成のため、三重県立子ども心身発達医療センターに市町職員（5人）を受け入れ、「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」を養成する長期研修（1年間）を実施しました。引き続き、市町職員の人材育成を支援するとともに、「CLM（発達チェックリスト）と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進していくことが必要です。〔発達障がい児への支援事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

(3) 子どもの権利擁護の推進

- ① 家庭や地域住民と学校、児童相談所等の関係機関による連携の強化及び相談体制のネットワーク化に向けた取組
 - ② いじめをなくす取組
 - ③ 児童虐待防止と社会的養護の推進
- ・ 児童虐待相談対応件数の多い北勢児童相談所に、職員 1 人を増員しました。また、法的対応や介入型支援を強化するため、児童相談センターに弁護士や警察官を配置しています。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部子育て支援課、児童相談センター〕
 - ・ 市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（10 市町 12 回）や、児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（8 市町 21 回）を行いました。また、市町職員に対する各種研修等の充実を図りました。〔市町児童相談体制支援推進事業／子ども・福祉部子育て支援課〕
 - ・ 子どもの権利擁護を推進するため、新たに配置したコーディネーターを中心とした、児相、警察、司法、医療等の多機関連携の推進や、虐待を受けた子どもの負担軽減を目的とした児相、警察、検察の三者による協同面接の導入、児童の本音や事実を聞き取るためのアドボカシー（権利擁護・代弁）研修の実施、適切な家庭復帰に向けた手法の構築に取り組みしました。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

- 子どもたちが困りごとや悩みごとを相談できるような教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の計 507 校に配置しました。また、子どもたちを取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなどして、福祉的な視点から課題解決への対応を図るため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを 11 人配置し、学校への支援を行いました。〔スクールカウンセラー等活用事業／教育委員会生徒指導課〕
- 「三重県いじめ防止基本方針」を三重県いじめ防止条例の基本理念等に基づいた内容に改定しました。この基本方針には、いじめの防止に向けた対策に関する基本的な考え方や、三重県や学校が実施するいじめの防止のための具体的な施策等が明確にされています。〔三重県いじめ防止基本方針の改定／教育委員会生徒指導課〕
- いじめや不登校の未然防止を図るため、魅力ある学校づくりについての調査研究を伊勢市で行い、取組の成果を県内の学校や市町教育委員会に周知しました。また、県内 20 か所の教育支援センター（適応指導教室）の活動の充実を図るために、指導員のスキル向上を目的とした実践交流会等を年間 5 回実施するとともに、不登校児童生徒への支援を行っているフリースクールの取組を支援しました。〔不登校対策事業／教育委員会生徒指導課〕

(4) 子どもの健やかな成長のための環境づくり

- ① 相談窓口の整備充実等の子育てを支えるための施策の推進
 - ② 学校と地域等の連携による活動への支援及びネットワーク化に向けた取組
 - ③ 子どもの健やかな成長を支援するための環境づくりの推進
 - ④ インターネット上の人権侵害への取組の充実
 - ⑤ 子どもが幅広い人間性を身に付ける機会の充実
 - ⑥ 地域社会と行政が連携した子どもが健やかに育つための環境づくり
 - ⑦ 子どもの貧困対策
- 33 中学校区において、学校・家庭・地域が連携し、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情や学習意欲を向上させる活動を行いました。指定中学校区では、家庭や地域とともに取り組む人権学習活動や学習支援、体験活動等により、子どもの自尊感情や学習意欲が向上しました。〔子ども支援ネットワーク・グローイングアップ事業／教育委員会人権教育課〕
 - 子どもを持つ親等に対してネット被害防止の重要性、フィルタリングサービスの必要性のほか、家庭における携帯電話利用のルールづくり等の取組を促進するため、携帯電話事業者や関係機関と意見交換を行いました。〔青少年健全育成条例施行事業／子ども福祉部少子化対策課〕
 - 児童生徒一人ひとりが、インターネットの利用に係る設問を自ら解答することにより、基礎知識の習得や情報モラル向上につなげることをめざし、「みえネットスキルアップサポート」を実施(小学校 40 校、中学校 20 校)しました。また、専門業者によるネット上での不適切な書き込みの検索、監視等（ネットパトロール）を実施（15 日間×3 回）するとともに、県内各地で保護者を対象としたネット啓発講座を開催（29 講座）しました。今後も、スマートフォン等の適切な使用について、児童生徒の主体的な活動や保護者への啓発を進めていく必要があります。〔インターネット社会を生き抜く力の育成事業／教育委員会事務局生徒指導課〕

- 子どもや子育て家庭を地域全体で支えるという趣旨に賛同する企業・団体が構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」（平成31年3月末現在1,570会員）等と連携し、「子育て応援！わくわくフェスタ」や「子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーン」等を行いました。〔子どもの育ちの推進事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- 子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら継続して相談を受け、子どもが自らの力を回復して解決していくことができるよう支援しています。虐待やいじめ等、子ども自身の力だけでは解決できないような場合には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しました。地域における子育て家庭を支える人材の育成として、市町と連携し子育て・子育てマイスター養成講座3市町（57人養成）、孫育て講座3市町（64人養成）を実施しました。（平成31年3月現在）〔子どもの育ちの推進事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- 「三重県子どもの貧困対策推進会議」（以下「推進会議」という）の取組の一環として、行政や子どもの貧困対策に取り組む団体等を対象に講演会や意見交換などを行いました。また、平成29年度に実施した子ども食堂の実態調査の結果をふまえ、多くの団体が活動に参画できるよう、運営等のノウハウをまとめたハンドブックを作成するとともに、子ども食堂開設講座を開催しました。さらに、県内の子ども食堂関係者をつなぐ「三重こども食堂ネットワーク」の設立を支援しました。〔子どもの貧困対策推進事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

- (事例1) 三重弁護士会子どもの権利委員会では、いじめ予防の観点から児童等のいじめに関する理解を深めるために、希望の小学校を対象に「いじめ予防授業」を実施しています。また、子どもたちがいじめの問題を主体的に考えるワークシートを、県教育委員会と共同で作成しました。
- (事例2) 子育て中の母親が相談しやすい環境を行政と協働して作っている団体があります。週一度の子育てサークルの時に保健師に来てもらったり、保健師に母親と子育てサークルとをつないでもらったりして連携を図っています。
- (事例3) 飛び出し注意喚起看板の設置・維持管理事業に対して企業から協賛金を得て、収益の一部を広域対応型学童保育事業に生かしているNPOがあります。
- (事例4) 地域で子どもの居場所づくりに取り組む団体があります。「子ども食堂」等の取組で、住民が交流し、助け合いができる地域づくりや、地域の課題解決につなげています。
- (事例5) 保育施設を設け、従業員の子どもを保育している企業があります。また、いくつかの企業では、施設を従業員以外にも開放しています。

(2) 市町の取組事例

- 児童福祉法の改正により、市町が第一義的な児童家庭相談の窓口となり、市町で児童相談が実施されています。また、全ての市町で要保護児童対策地域協議会が設

置され、関係機関間での連携強化に向けた取組が進められています。

- 各市町において、福祉、教育、保健が連携して発達障がい児等への途切れのない支援に向けた取組が行われています。
- 小中学生による「子ども人権フォーラム」が各市町で開催されています。人権についての体験や学習をもとにした自分の考えや意見を交流しています。
- 津市では、平成 30 年度より津・香良洲・白山の三地域において、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ「認定こども園」を運用開始しており、本年度は、一志地域においても新たに市立の認定こども園を開園しました。また、子育て支援施設「津市たるみ子育て交流館」をオープンし、未就園の子どもと親が遊んだり、子育て相談を受け付けたりする子育て支援センターとしての活用を図っています。なお、津市たるみ子育て交流館は、妊産婦等の要配慮者が長期間の避難生活が必要になった時に、避難することができる拠点福祉避難所として運用することを想定しています。
- 尾鷲市は、保護者が出産や病気、一時的にリフレッシュしたいときに子どもを一時的に預かる「一時預かり保育」を実施しています。

■ 今後の取組方向（令和元年度以降の取組方向）

- 子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりを進めるため、引き続き「三重県子ども条例」の周知に努めます。また、条例に基づき、子どもの主体的な活動への支援、子どもの育ちを見守り支えることのできる人材を養成するなど、県民が行う活動への支援等に取り組みます。
- 関係機関等の協力を得て、啓発活動を行うなど、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む機運を高めていきます。また、北勢地域で増加する児童虐待相談に機動的に対応できるようにするため、県鈴鹿庁舎内に平成 31 年 4 月 1 日に児童相談所を設置します。
- 児童相談所における児童虐待への早期対応、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、リスクアセスメントツールやニーズアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入型支援を推進します。加えて、市町をはじめとする関係機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営強化に取り組む市町を支援するとともに、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう、人材育成を支援します。さらに、多機関連携、協同面接、アドボカシー（権利擁護・代弁）研修の実施など、子どもの権利擁護を重視した取組を推進します。
- 人権が尊重される保育を推進するため、保育所等の職員を対象に、多様な人権感覚を磨くことができる内容とし、保育現場での人権保育の実践につながる専門的な知識が習得できる講座を開催します。
- 保育現場での人権保育を推進するため、各保育所の取組事例等をまとめたリーフレットを作成し、啓発に努めます。
- 子ども支援ネットワークの取組が充実するよう、市町等教育委員会と連携し、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情の向上を図っていきます。
- 「三重県いじめ防止条例」をふまえ、強化月間の取組や、いじめの防止に向けた子どもたちやいじめ防止応援サポーターの取組を交流し合ういじめ防止サミットを開催し、社会総がかりでの取組につなげます。また、SNSを活用した相談窓口「子どもLINE相談みえ」を実施し、いじめに悩んでいる子どもたちに適切に対応します。
- 「三重県子どもの貧困対策計画」が最終年度を迎えることから、県内の貧困家庭等の実態

を把握するとともに、推進会議の意見等をふまえ、次期計画（令和2年度～令和6年度）を策定します。また、引き続き推進会議等を活用し、子どもの貧困対策に取り組む関係団体間での顔の見える関係づくりや連携強化を進めます。さらに、「三重こども食堂ネットワーク」が進める子ども食堂の充実に向けた取組に対し、引き続き支援していきます。

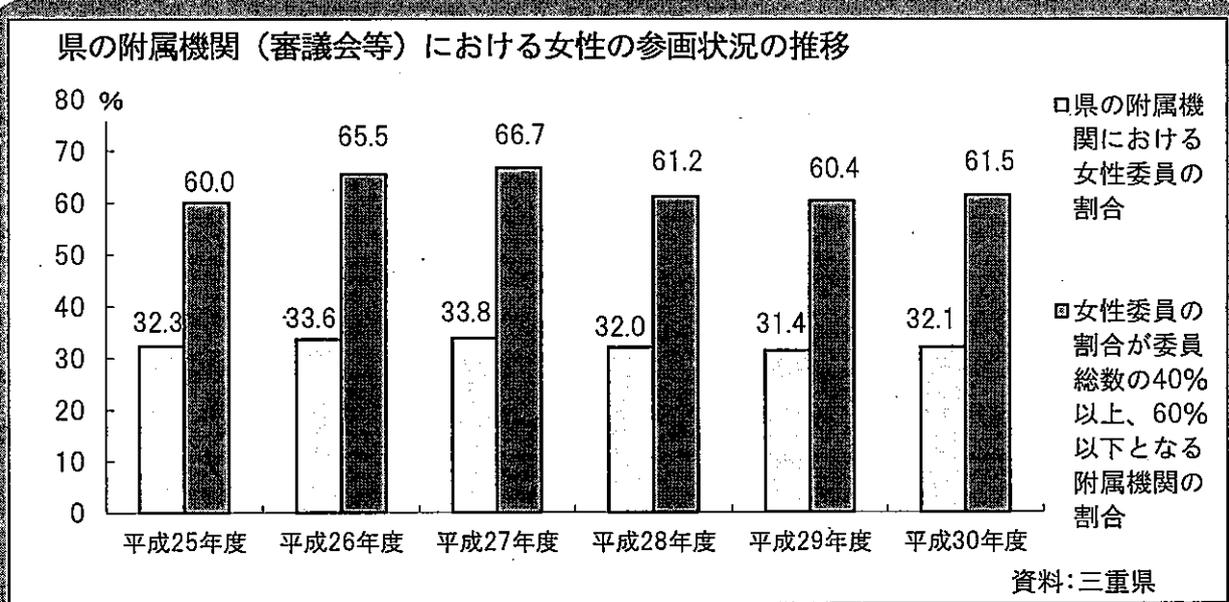
- 発達障がい児等への途切れない支援を行うため、市町の発達支援総合窓口等との連携を強化するとともに、引き続き、専門的な職員の育成を支援します。また、保育所・認定こども園・幼稚園への「CLM（発達チェックリスト）と個別の指導計画」の導入を促進するとともに、大学等の保育士や幼稚園教員の養成施設での研修会の開催等の取組を進めます。さらに、発達支援に関する研修会を開催するなど地域の医療機関とも連携を深め、重層的な支援体制の構築をめざします。

（施策分野4）人権課題のための施策

人権施策 403

女性

■ データからみた状況



データに関するコメント

「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、県の附属機関への委員の選任にあたり、各部局へ女性の参画を働きかけた結果、平成30年度の女性委員の割合及び女性委員の割合が委員総数の40%以上、60%以下となる附属機関の割合は、前年度より増加しました。

1 県の主な取組状況（平成30年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）女性の地位向上と政策・方針決定の場への参画促進

- ① 女性の政策・方針決定過程への参画に向けた支援
- ② 市町、民間企業、団体等での女性参画についての理解促進に向けた啓発の推進
- ③ 農林水産業・商工業等における女性の参画に向けた支援
- ④ 女性の就労支援の推進

・ 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、県の附属機関への委員の選任にあたり、各部局へ女性の参画を働きかけました。引き続き、各部局へ女性委員の登用を働きかけるとともに、女性委員のいない附属機関等の解消を図る必要があります。〔県審議会等への女性委員の登用促進／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

・ 三重県男女共同参画審議会による事業実施課に対するヒアリングを実施し、男女共同参画施策の実施状況について中間評価を取りまとめました。女性の活躍推進が求められる中、平成27年度の知事への提言・評価に対する取組状況や施策の実施状況を

継続して把握し、総合的に施策を推進していくことが必要です。〔男女共同参画連絡調整事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 市町担当課長会議や担当者研修において、男女の委員構成が均衡のとれたものとなることを目的に県が定める「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」を示しながら、女性委員の割合を高めるよう働きかけを行いました。引き続き、市町等に対して働きかけ、男女共同参画を推進していく必要があります。

〔男女共同参画連絡調整事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 「みえ・花しょうぶサミット」のネットワークを生かして、構成団体の交流を深めながら、さらなる女性の社会進出と活躍を促進するための気運の醸成を図るフォーラムを開催し、講演を行うとともに、各団体間でのディスカッション等を行いました。今後も、さらなる女性の活躍を促進し、地域経済の活性化につながる取組を展開していく必要があります。〔女性の就労支援事業／雇用経済部雇用対策課〕

(2) 男女の固定的な役割分担意識を是正する継続的な教育・啓発活動の推進

① 男女共同参画を阻害する制度や慣行の見直し促進のための啓発・広報活動の推進

② 生涯を通じた男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- ・ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「男性講座」（2回、参加者44人）、「地域リーダー養成講座」（1回、参加者32人）、「女性のためのエンパワメント講座」（全2講座、延べ6回、参加者延べ75人）等、さまざまな講座・セミナーを開催しました。また、「男女共同参画フォーラム」、「男女共同参画週間」関連事業等の参画交流事業を国、市町、地域の活動団体等と連携して実施し、男女共同参画の理解と意識の普及、気運の醸成を図りました。〔男女共同参画センター事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、市町や企業、学生・生徒等を対象にセミナー（17回、参加者499人）、出前講座（136回、参加者7,477人）等を開催し、広く県民に男女共同参画についての教育・学習の機会を提供しました。今後も、男女共同参画への一層の理解促進、意識浸透のために、引き続き、各種事業への男性、若年層、企業等を含む新規参加者の増加に向け、企画内容等を工夫していく必要があります。〔男女共同参画センター事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

(3) 働く場における男女の均等待遇が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり

① 男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた取組促進

② 雇用の場における男女の均等待遇に向けた普及・啓発の推進

③ 雇用の場における妊娠、出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いの防止に向けた啓発

④ 育児・介護期の労働者に対する支援

⑤ 農林水産業、商工業等の自営業における女性の経営参画の促進

⑥ 性や妊娠・出産に関する正しい知識の教育、普及・啓発及び健康対策の充実に向けた取組

- ・ 県内の女性活躍推進の気運醸成を図るため、「女性の活躍推進三重県会議」への加入の働きかけを行った結果、賛同いただく会員団体数は累計434団体となりました。また、本会議の企画運営を行う企画委員会を年間6回、女性活躍推進法に基づく協議会である連絡会議を3月5日に開催しました。女性活躍推進の気運は徐々に高まってきたため、今後も引き続き三重県会議への加入を促進し、企業等のネットワーク

づくりを進めるとともに、県内企業や経済団体、国、市町等、さまざまな主体と連携し取り組んでいきます。〔みえの輝く女子プロジェクト事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

10月25日、「みえの輝く女子フォーラム2018」において、県内企業等のトップや管理職等のリーダー層および男性をターゲットに、「男性の家事・育児参画」に関する基調講演および県内外の中小企業経営者を招いての「女性の活躍」や「ダイバーシティ経営」に関するトークセッションを開催しました。また、UN Women（国連女性機関）が進める「HeForShe」（女性の地位向上に男性の参加を呼びかける運動）への賛同セレモニーを都道府県で初めて開催するとともに、県内で働く女性の「挑戦」を称え、応援するアワードを開催し、さまざまな職業分野で働く女性のロールモデルを新たに10人創出しました。〔みえの輝く女子プロジェクト事業・みえの輝くロールモデル創出事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

これまでに創出した30人のロールモデルをより身近に感じていただき、「働く女性のお手本」としていただくため、県内各地で「ロールモデルカフェ」を開催しました。

○第1回 平成30年7月29日 場所：華王殿（松阪市）

目的：チャレンジャーズ・アワードへの応募促進

○第2回 平成30年12月1日 場所：OCK-Bami（尾鷲市）

目的：働く女性のロールモデルが少ないといわれる東紀州エリアにおける、働く女性とロールモデルとの交流及び東紀州エリアで働く女性同士のネットワークの構築

○第3回 平成31年2月4日 場所：アスト津 4階 アストホール

目的：今後県内企業等の事業所において研修講師やアドバイザー、社外取締役等の「社外メンター」としてロールモデルをお役立ていただくための県内企業とロールモデルのマッチング交流会

〔みえの輝くロールモデル創出事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

アワード開催の様様や創出したロールモデルについて、インターネット動画サイトや各種メディア、WEB媒体等を活用し広く発信するとともに、三重県のホームページにおいて、これまでに創出した30人のロールモデルの取組を特集するページを作成し、ロールモデルの今後の活用に向けた「見える化」を行いました。今後もロールモデルを県内に浸透させ、さまざまな分野での活用を促すほか、新たなロールモデルの掘り起こしも視野に入れながら、県内の女性活躍推進の一助としていく必要があります。〔みえの輝くロールモデル創出事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

これまでの「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度をリニューアルし、長時間労働の是正や休暇取得の促進、多様な勤務制度などの導入によりワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでいる企業等を「みえの働き方改革推進企業」として48法人登録するとともに、特に意欲的な取組を行っている6法人を表彰し、その取組事例を広く紹介しました。また、関係機関と連携してセミナーを開催する等企業への啓発を行いました。引き続き、働きやすい職場環境づくりに向けて、より多くの企業で取り込まれるよう制度のさらなる周知啓発を行う必要があります。〔働きやすい職場づくり事業／雇用経済部雇用対策課〕

県が実施した調査結果等もふまえて、就職活動に際して自身のライフイベントにお

いて考慮すべきことや、将来のキャリアをデザインすることについて考えていただく機会を、県内大学等（鈴鹿大学、鈴鹿大学短期大学部）の授業の一環として提供することで、男子学生の育児参画意識も含め、女性の就労継続に向けたライフプラン・キャリア形成を支援しました。今後も、県内の高等教育機関において、学生向けセミナー（ライフプラン・キャリア形成講座）を実施し、女性の就労継続に関する意識啓発を図る必要があります。〔女性の就労継続支援事業／雇用経済部雇用対策課〕

- ・ 女子学生が将来、妊娠・出産・子育て等で離職せずに、働き続けることができる労働環境づくりに向けて、企業（人事担当者、ロールモデルとなる女性社員等）と女子学生との意見交換会等を、県内2か所（高田短期大学、四日市大学・四日市看護医療大学合同）で2回開催しました。今後も、高等教育機関の学生に対して就労継続に関する意識を醸成するとともに、子育て期等においても就労継続に必要な環境づくりを促進する必要があります。〔女性の就労継続支援事業／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ 昼間保護者のいない小学生を対象に、小学校の余裕教室、児童館などの身近な社会資源を活用して適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブを設置する市町に対し設置や運営の助成を行いました。引き続き、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行い、設置を進めていく必要があります。〔放課後児童対策事業費補助金／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域との交流活動を実施しました。引き続き、ボランティアや活動場所を確保していく必要があります。〔放課後子ども教室推進事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 三重県の母子保健計画「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」に基づき、市町の母子保健体制を整備するため、母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣し、母子保健体制整備への支援を行うとともに、保健所単位の情報交換会を実施しました。引き続き、各市町の実情に応じた母子保健体制整備に向けた支援が必要です。〔健やか親子支援事業／子ども・福祉部子育て支援課〕
- ・ 特定不妊治療や不育症、一般不妊治療等への助成を実施しました。また、不妊や不育に悩む夫婦への専門相談に応じるとともに、不妊や不育に対する正しい知識の普及を進めるための講演会を実施しました。今後も、不妊治療に対する助成制度や専門相談の周知に努めるとともに、治療を受けやすい環境づくりが必要です。〔不妊相談・治療支援事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

(4) 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成と暴力から女性の人権を守る環境づくり

- ① あらゆる暴力から女性を守るための関係機関の連携の強化及び相談体制の充実
- ② 暴力を許さない意識の醸成及び暴力が人権侵害であるという認識の普及に向けた取組
- ③ DV被害者の保護及び自立支援に向けた関係機関との連携した取組の推進
- ④ 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進

- ・ 性犯罪・性暴力被害者からの相談に関し、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」と関係機関や警察、行政が相互に緊密な連携を図り、迅速かつ適切に支援が行えることを目的に、性犯罪・性暴力被害者支援事業に係る連携機関会議を開催しました。また、相談員による電話相談、面接相談をはじめ、インターネットを利用したメール

相談、相談室を有した車両を用いた出張相談、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。また、「よりこ」とその支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を実施しました。(15回開催、参加延べ人数 998人)

〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕

- ・ DV被害者からの相談を三重県女性相談所(配偶者暴力相談支援センター)等で受けるとともに、DV被害に遭った母子の一時保護を行いました。一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多いため、児童指導員がDVを目撃した児童のケア等、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあることも多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。〔女性相談事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

- ・ 名刺サイズの「DV相談機関一覧」カード(日本語および多言語版)を県内関係機関に配布し、加害者の目を気にせず相談窓口の情報を入手できる環境を作りました。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「女性に対する暴力防止セミナー」(参加者 69人)を開催するとともに、女性に対する暴力の根絶メッセージとなる「パープル・ライトアップ」を三重県総合文化センターで実施しました。また、女性が自らの持つ性別役割分担意識に気づき、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養う「自己尊重・自己主張トレーニング」(10回、参加者延べ 184人)や高等学校等へのデートDV出前講座(9回、参加者延べ 2,027人)を実施しました。今後もDVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けて周知・啓発に継続して取り組み、DVが起こらない社会、DV被害に気づくことができる社会にしていく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ DV被害者支援について、関係機関による「配偶者からの暴力防止等連絡会議」を開催し、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」の進捗状況の確認や情報共有を行いました。今後も、DVを防止するための啓発や被害者支援を一層推進する必要があります。〔DV対策基本計画推進事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間(企業、住民組織、NPO・団体等)の取組事例

(事例1) 三重県が登録を行う「みえの働き方改革推進企業」に平成30年度は44社が登録されました。なお、平成30年度の登録企業の中から、「国立大学法人三重大学」「一般財団法人食品分析開発センター SUNATEC」「日本トランスシティ株式会社」「株式会社赤福」が知事表彰を受けました。

(2) 市町の取組事例

- 鈴鹿市では、市内の幼稚園・小学校で「男女平等教育」、中学校で「デートDV予防教育」を行いました。
- 東員町では、出産する母親が出産や育児に少しでも不安を感じた時に、いつでも

父親がサポートしてあげられるよう、妊娠期から出産、子育ての情報誌として父親のための「パパBook」を作成しています。

- 伊賀市では、女性活躍を応援できる男性を育成し「みんなを活かし隊」として活躍してもらうため、「みんなを活かす男性リーダー養成連続講座」を開催しました。
- 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と市町とで「男女共同参画連携映画祭」を共同開催しています。映画を通じ、県民に男女共同参画について考えてもらい、気運を高める機会を提供しています。

■ 今後の取組方向（令和元年度以降の取組方向）

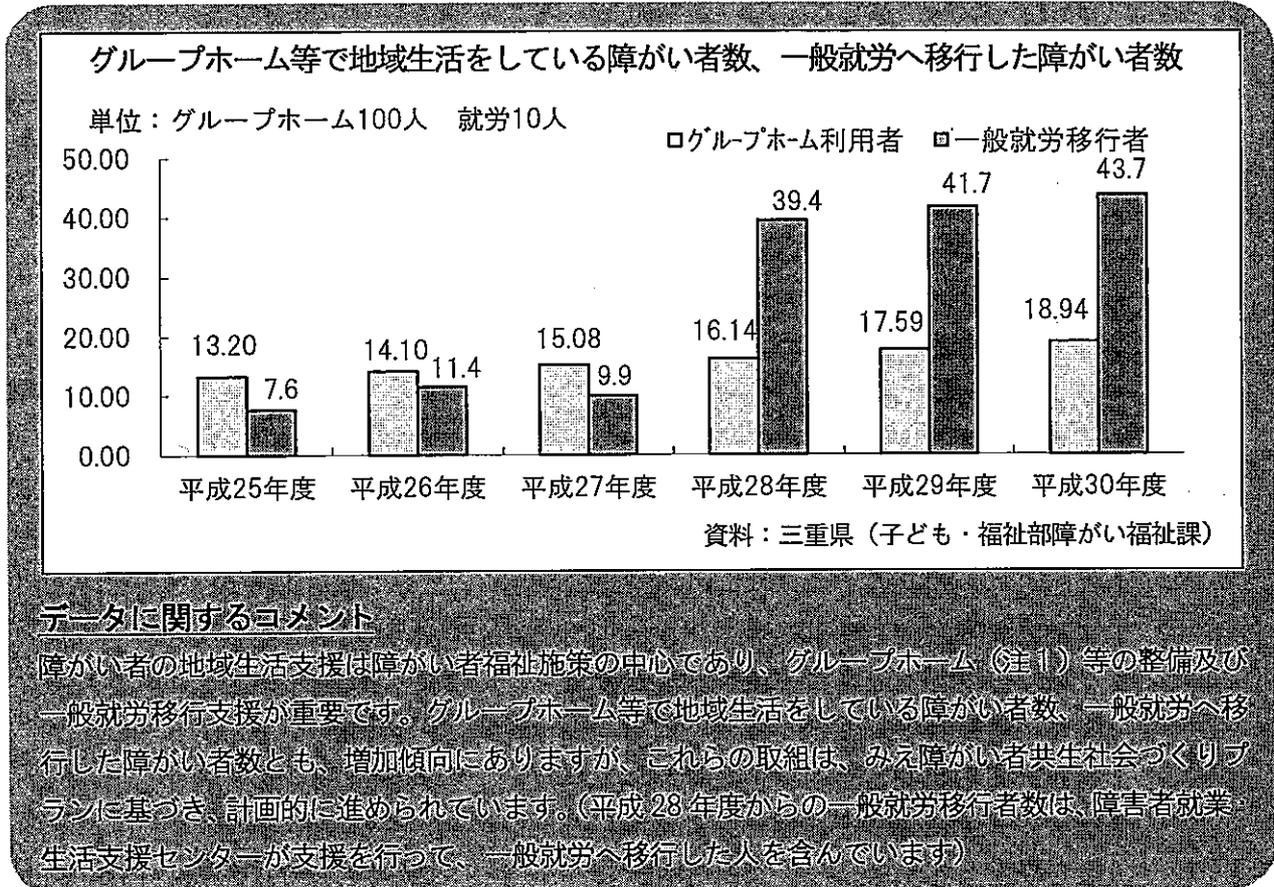
- 「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」の着実な推進を図るため、第二期実施計画（改訂版）に基づき、さまざまな取組を一層推進していきます。
- 政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するため、県及び市町における審議会等への女性の参画を働きかけるとともに、女性のエンパワーメントを促進する各種取組を進めます。
- 三重県会議会員数の着実な増加や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定数の増加など、本県の女性活躍推進の気運は徐々に高まっているため、今後も県内企業や関係機関等と連携を図りながら女性活躍推進のネットワーク拡大に取り組みます。
- 女性の管理職比率が低い傾向にあるなか、経営者や管理職等のリーダー層として将来を担う若手女性人材の育成支援に取り組みるとともに、国連等の関係機関と連携し、「HeForShe」の理念の浸透を通じたトップ及び男性の行動改革に取り組み、女性が一層活躍できる環境整備や風土の確立につなげます。
- 固定的な性別役割分担意識の解消や男女が共に多様な働き方を実現できる環境づくりを推進するため、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県民の関心の高いテーマでのイベント開催や実践型・課題解決型の講座実施等を通して、男女共同参画意識の啓発に引き続き取り組みます。
- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できるワンストップ窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、相談員による電話相談や面接相談を行うほか、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等、関係機関・団体と協力し、相談者の心身の早期回復などが図られるよう、切れ目のない支援を行っていきます。
- 長時間労働の是正や休暇取得の促進、多様な勤務制度などの導入によりワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでいる企業等を「みえの働き方改革推進企業」として登録するとともに、特に意欲的な取組を行っている企業等を表彰し、その取組事例を広く紹介します。また、関係機関と連携してセミナーを開催し企業への啓発を行うなど、男女がともに働きやすい職場環境づくりの実現に向け、引き続き「働き方改革」の推進に取り組みます。
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第5次計画）」に基づき、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けて啓発を行い、関係機関と連携した取組を推進するとともに、同計画に基づく取組や実績をふまえながら、次期計画（令和2年度～令和4年度）の策定に取り組みます。

〔施策分野4〕人権課題のための施策

人権施策 404

障がい者

■ データからみた状況



1 県の主な取組状況（平成30年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 障がいに対する理解を深める取組や啓発活動の推進

- ① 障がいに関する理解の促進と正しい知識の普及のための啓発・広報活動の推進
- ② 障がいに関する人権教育等の推進

・ 内閣府との共催により、「障害者週間（12月3日～9日）」に関する啓発広報活動として、「出会い、ふれあい、心の輪—障害のある人となない人との心のふれあい体験を広げよう—」をテーマとした「心の輪を広げる体験作文」や、障がいのある人となない人との間の相互理解・交流等に関する「障害者週間のポスター」を幅広く募集し、障がいのある人に対する理解を深めるための普及・啓発を行いました。〔障害者週間普及啓発事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕

・ 県内各保健所において、精神科医療機関、市町、障害者相談支援事業所等の関係機関と連携し、精神保健連絡協議会を開催しました。その中では地域精神保健福祉体制の課題が協議され、人材育成のための研修会等を開催しました。また、地域で暮らす

精神障がい者が、安心して自分らしい生活ができるために「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築のために、全障害保健福祉圏域及び全市町に構築のための協議の場を設置しました。今後は、協議を行う中で具体的にシステム構築を進める必要があります。〔精神障がい者保健福祉相談指導事業／医療保健部健康づくり課〕

・ 「よしもとクリエイティブエージェンシーとの《笑い》による共に生きる社会づくりプロジェクト」を立ち上げ、よしもと芸人と精神障がい当事者とのコラボ新喜劇を地域や学校で上演するなど、精神障がいの偏見を解消する取組を行いました。

また、精神障がい当事者の企画・運営・出演による「お笑いこころサミット」を開催するとともに、「みえ発！こころのバリアフリー大使」啓発パフォーマンスを行いました。〔精神障がい者保健福祉相談指導事業／医療保健部健康づくり課〕

(2) 障がいの社会参加、参画の環境づくり

① 障がいの社会参加が促進される基盤づくり

② 障がいのある人もない人も共に働ける社会の実現

- ・ 障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(2018年度～2020年度)に基づき、障がいの自立および社会参加の支援等のための施策に取り組みました。共生社会の実現をめざして、引き続き、プランに基づく取組を進めていくことが必要です。〔障がい福祉総務費／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 三重県障害者社会参加推進センターに、障がい者等の移動支援、生活訓練等さまざまな障がいにわたる各種事業の実施を委託して、障がいの社会参加を促進しました。〔障がい者社会参加促進事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 障がいの自立と社会参加を推進し、障がいへの理解促進を図るため、全国障害者スポーツ大会に選手を派遣するとともに、ふれあいスポレク祭や県障がい者スポーツ大会を開催しました。2020年の東京パラリンピックや2021年の三重とこわか大会の開催を好機ととらえ、障がい者スポーツの裾野の拡大に向けた取組を進める必要があります。〔障がい者スポーツ推進事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 平成30年9月には「県営鈴鹿スポーツガーデン」水泳場において、英国パラスイミングチームが東京パラリンピックに向けた施設の視察も兼ねた合宿を行い、2019年および2020年において、本県では初となる海外競技団体によるパラリンピック事前キャンプの実施が決定しました。〔障がい者スポーツ推進事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 伊賀市で「障がい者芸術文化祭」を開催(11月30日～12月1日)するとともに、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がいの芸術文化活動推進知事連盟」に参加し、他県との情報共有を図りました。〔障がいの持つ県民力を発揮する事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎(3駅)のバリアフリー化に支援しました。バリアフリー法に基づく基本方針に沿って鉄道駅・バス等のバリアフリー化が進むよう、国、関係市町、事業者等と協議、調整を進める必要があります。〔地域公共交通バリア解消促進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 農福連携マルシェ(1回)によるノウフク商品のPRやスーパー、百貨店での販売(3店舗)、その他イベント出店(3回)を通じて農福連携によって生産される農産物

農産加工品（農福連携商品）の販路開拓に取り組むとともに、売れる商品づくりに向けた新商品の開発等を支援しました。今後、より一層の販路拡大につなげるためには、福祉事業所の生産体制の確立や商品力の向上を図る必要があります。また、農福連携のステップアップに向けた福祉施設外就労の拡大のためには、地域単位でコーディネートを行う仕組みが必要です。

農福連携全国都道府県ネットワークの活動を通じて、都道府県間の情報共有、先進事例の調査、農福連携マルシェの開催などに取り組みました。さらに、農福連携の全国的な定着と発展を目指す上では、都道府県間、日本農福連携協会等との連携を進める必要があります。〔農福連携による次世代型農業モデル構築事業／農林水産部担い手支援課〕

林業普及指導員等による福祉事業所と林業事業者とのコーディネート等の働きかけとして、キノコ事業者に対し福祉との連携に向けた技術指導や、木工事業者・市町職員と連携し、商品開発に向けた検討会や試作品作成等に取り組んできたことから、具体的な連携取組につながっています。今後も、林業分野への障がい者就労を進めるため、林福連携の取組の拡大を図る必要があります。〔林業分野における福祉との連携推進事業／農林水産部森林・林業経営課〕

水福連携の取組として就労機会の拡大を図ってきたところ、福祉事業所に委託される漁労関連作業等の取組5件が創出されました。これにより、3年間での新規連携取組数の目標が9件のところ、実績は18件となりました。今後は、漁業者と福祉事業所等との連携強化や障がい者に漁労作業を指導できる人材の育成が必要です。

〔水福連携による担い手育成事業、水産業と福祉との連携による次世代型モデル構築事業／農林水産部水産資源・経営課〕

障がい者の働く場を拡充するため、県内4か所に設置されている社会的事業所（注2）の運営を支援しました。また、障害福祉施設から一般就労した障がい者の職場定着を支援しました。〔障がい者就労支援事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕

障がい者の雇用の促進と職場定着を図るため、ステップアップカフェ「Cottic菜」を活用し、県民や企業の障がい者雇用への理解を深める「ステップアップ大学」の開催、職場実習・視察等の受け入れや就労支援事業所で製作した商品の販売支援などにより障がい者の就労意欲の醸成に努めました。また、多様な機関で構成する「三重県障がい者雇用推進協議会」において、それぞれの取組に関する情報交換を実施するなど、障がい者の就労への環境づくりに努めました。

そのほか、三重県障がい者雇用推進企業ネットワークの登録企業等を対象とした企業見学会や、障がい者就労支援機関との意見交換会の開催のほか、障がい者雇用アドバイザーによる雇用支援制度の周知、ハローワークと連携した就職面接会の開催により企業の障がい者雇用への支援に努めました。

また、企業や社会福祉法人等の多様な委託先による障がい者の態様に応じた能力開発の機会を提供するなど、円滑な就労に向けた支援を行いました。〔障がい者の雇用促進・障がい者委託訓練／雇用経済部雇用対策課〕

(3) 障がい者の権利擁護の推進

- ① 障がいを理由とする差別の解消
- ② 障がい者虐待の防止

③ 権利擁護のための体制の充実

- ・ 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び「障害者差別解消法」に関する取組として、相談窓口の設置や三重県障がい者差別解消支援協議会を開催しました。また、「こころのバリアフリー推進イベント」を計2回（三重県人権センター、県庁講堂）開催したほか、みえ出前トークや障害者相談員等研修会における説明など、県や関係団体等におけるさまざまな機会をとらえ、普及啓発を行いました。〔障がい者権利擁護推進事業（障がい者差別解消対策事業）／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 三重労働局や県内のハローワークと連携を図りながら、さまざまな機会を通じ雇用の分野における合理的配慮の提供義務等について周知を図りました。〔障がい者の雇用促進／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ 虐待の未然防止と適切な虐待対応を行うため、障がい者虐待防止・権利擁護研修会を3回開催し、事業管理者や市町職員等の意識の醸成を図りました。〔障がい者権利擁護推進事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 専門家チーム会議を4回開催し、虐待対応事例の検討を行いました。また、事案に対する助言をいただき事業所への指導の参考としました。〔障がい者虐待防止対策（専門性強化）支援事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 判断能力が不十分な障がい者や高齢者等について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用促進等に向け、市町担当職員に対する研修会を開催しました。〔成年後見制度利用推進事業／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 「障害者差別解消法」等について理解していただくため、啓発ポスターを作成し、関係機関等に配付し、掲示しました。〔平成28年に施行された「障害者差別解消法」等の啓発／環境生活部人権課〕

(4) 地域生活への移行と地域生活の支援

① 地域生活への移行と地域生活の支援

② 地域生活への移行を支える相談支援体制の整備

- ・ 障がい者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、居住の場や日中活動の場の整備を促進しました。〔障がい者の地域移行受け皿整備事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 事業所からの問い合わせ・相談への対応や、新規事業所研修会や集団指導等を通じ、適切なサービスの提供が行われるよう、情報提供を行うことにより事業所を支援しました。〔障がい福祉サービス事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい等の専門的な相談支援を実施するとともに、障がい者就業・生活支援センター等の広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援しました。また、相談支援専門員等の研修を実施し、人材育成と資質の向上に努めました。引き続き、より効果的な相談支援体制となるよう見直しを進めるとともに、人材育成による相談支援の質の向上に努める必要があります。〔障がい者相談支援体制強化事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 24時間、365日、精神科医療を提供するため、精神科救急医療体制を整備し、精神疾患を有する方の支援を行いました。一方、一般救急との連携を密にすることなどにより、身体合併症患者の医療提供体制を確保していく必要があります。〔精神科救急

医療システム運用事業／医療保健部健康づくり課]

- ・ 判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう支援するため、県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う事業に要する経費の補助を行いました。〔日常生活自立支援事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 適切な福祉サービスの提供を確保するため、三重県社会福祉協議会に設置される日常生活自立支援事業の運営を監視する「運営監視委員会」及び福祉サービス利用者等からの苦情解決を支援する「苦情解決委員会」の運営に要する経費を補助しました。〔福祉サービス運営適正化事業／子ども・福祉部地域福祉課〕

(5) インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

- ① 障がいのある子どもたちの自立と社会参画を実現するための早期からの一貫した支援の推進
 - ② 特別支援学校のキャリア教育の推進
 - ③ 交流及び共同学習の推進
- ・ 特別支援学校のセンター的機能として、小・中・高等学校の教員に対して子どもの特性に応じた指導・支援の方法や個別の指導計画の作成について助言などを行いました。また、通級による指導を担当する教員等を対象にした研修講座(11回)を実施し、発達障がいのある子どもへの指導と支援について理解を深めました。引き続き、障がいのある子どもたちへの早期からの一貫した支援を進めるためには、小・中・高等学校教員の専門性の向上を図る必要があります。〔早期からの一貫した教育支援体制整備事業／教育委員会特別支援教育課〕
 - ・ 特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、特別支援学校版キャリア教育プログラムの作成と活用の促進や企業等と連携した技能検定の実施等を行いました。引き続き、高等部生徒が希望する進路を選択していけるよう、計画的・組織的なキャリア教育を推進していく必要があります。〔特別支援学校就労推進事業／教育委員会特別支援教育課〕
 - ・ 各特別支援学校において、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが共に学ぶ機会として、交流及び共同学習を継続的・計画的に実施することができました。引き続き、交流及び共同学習を実施し、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが相互理解を図る必要があります。〔早期からの一貫した教育支援体制整備事業／教育委員会特別支援教育課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間(企業、住民組織、NPO・団体等)の取組事例

(事例1) 社会福祉法人志摩市社会福祉協議会は、鳥羽磯部漁協三ヶ所支所の准組合員になり、障がい者によるカキ養殖に取り組んでいます。

(事例2) 一般社団法人三重県聴覚障害者協会では、手話に関わる芸術活動等を発表し、手話に対する理解をより広めることを目的として、平成31年3月3日に「みみの日

記念第5回手話フェスティバル」を名張市で開催しました。

(事例3) 地元産の野菜等を活用した料理をビュッフェ形式で提供している就労支援A型作業所のレストランがあります。自分の特性にあった持ち場を担当することで、新たな可能性を見つけて、生き生きと働くことにつながっています。

(事例4) NPO法人三重県精神保健福祉会では、精神障がい者が社会の中で自分らしく暮らし、家族が安心して生活できる社会の創生をめざして、「第43回三家連精神保健福祉大会」を開催しました。

(事例5) 松阪市中心街の公共施設で手すりや多目的トイレなどの普及状況をまとめた「バリアフリーマップ」を作成しているバリアフリー推進団体があります。

(事例6) 農福連携で六次産業化にとりくんでいる団体があります。

(2) 市町の取組事例

- 松阪市、伊勢市、名張市、鈴鹿市は、手話を言語として位置付け、普及を図る「手話言語条例」を制定しています。
- 津市では、市内在住の障がい者と要支援者世帯を対象にした粗大ゴミの無料回収事業を始めました。
- 鈴鹿市では、市とハローワーク鈴鹿等が主催し、共生社会実現へ向け、障がい者に就労機会を提供し、福祉事業所の商品、サービスを応援するため、多くの方が出会う場所として、障がい者の就労マルシェを開催しています。
- 伊勢市では、これまで障がいについて知る機会がなかったり、障がいのある人と接する機会がなかったりした皆さんに、障がいへの理解を深めてもらい、障がいのある人への支援につなげるために、「障がい者サポーター制度」に取り組んでいます。
- 伊賀市では、学校現場で障がい者差別につながる言葉が多く使われていることを受け、児童生徒の周囲の大人に向けたパンフレット「子どもたちが言葉で人を傷つけないために」を作成し、家庭訪問、地区別懇談会、人権学習の場などで配布、説明を行いました。

■ 今後の取組方向 (令和元年度以降の取組方向)

- 「三重県障害者施策推進協議会」等を開催し、意見や助言を得ながら「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(2018年度～2020年度)に沿った障がい者福祉施策の推進に取り組みます。
- 精神保健福祉分野の地域連携体制の充実のため、各種研修会や連絡協議会を開催し、精神保健福祉分野の課題を整理するとともに、人材育成のための取組を進めます。また、精神障がい者が地域で安心して自分らしい生活ができるための「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を市町等関係機関と協働して推進します。
- 三重県障害者社会参加推進センターに委託して、さまざまな障がいにつながる各種事業を総合的に実施し、地域と連携して取組を進めることにより、障がい者の理解促進を図ります。
- 障がい者の自立と社会参加を推進し、障がいへの理解促進を図るため、全国障害者スポーツ大会に選手を派遣するとともに、ふれあいスポレク祭や県障がい者スポーツ大会を開催します。また、さまざまな機会をとらえ、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組みます。
- 三重とこわか大会に向けて、引き続き選手や競技団体の育成、練習環境の整備を進めるとともに、障がい者スポーツ指導員など、障がい者スポーツを支える関係者の養成に取り組みます。

- 障がい者団体等と連携して「障がい者芸術文化祭」を開催するとともに、知事連盟に参加している都道府県との連携を図ること等により、障がい者の社会参加の促進に向けて取り組みます。
- 精神疾患、精神障がい者の正しい理解を啓発するため、「よしもとクリエイティブエージェンシーとの《笑い》による共に生きる社会づくりプロジェクト」による取組を進めるほか、「みえ発！こころのバリアフリー大使」による啓発や精神障がい当事者が企画・運営する「お笑いこころサミット」を開催します。
- 障がい者の一般就労の促進や福祉的就労を支援するための取組を進めます。
- 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び「障害者差別解消法」の普及啓発を進めるとともに、相談員の配置及び諮問機関として調査・審議を行う三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。そして、相談事例などについて、三重県障がい者差別解消支援協議会における情報共有や検証の取組を進めます。
- 障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームを活用しながら虐待事案の発生した施設等に対し改善に向けた指導を行い、障がい者虐待の防止に向けた取組を進めます。
- 平成 28 年度に策定した「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行い、手話を使いやすい環境の整備を進めます。
- より効果的な相談支援体制となるよう見直しを図りながら、専門的・広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援します。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づいた研修を実施し、相談支援専門員等の人材育成を図り、相談支援の質の向上に努めます。
- 三重県精神保健福祉審議会精神科救急医療システム検討部会等により、一般救急との連携も含めた精神科救急医療システムの課題について協議します。
- 県内の障がい者の雇用を促進するため、障がい者雇用への理解促進、雇用支援制度の周知、障がい者の職場定着の推進に向けた支援、障がい者雇用促進に係る課題への対応策の検討に取り組みます。
- 一般就労を希望する障がい者等を対象に、民間企業等への委託により、職業訓練を実施します。
- 農林水産分野において、福祉事業所等と連携し、生産事業者、加工事業者等での、障がい者の雇用、就労の拡大を図るため、ジョブトレーナーの育成、就労体験やモデル事業の実施、あっせん体制の整備、両者のマッチング支援等を進め、取組事例の情報発信を含め、関係者への普及啓発を行います。
- 就学前、小・中・高等学校、特別支援学校等の中で指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう、パーソナルカルテの活用を一層促進するとともに、一人ひとりの障がいの状態に応じた指導・支援の充実を図ります。
- 特別支援学校高等部の生徒が、進路希望を実現し、地域生活に円滑に移行できるよう、各学校で作成している特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用を進めるとともに、企業の連携のもと、各種技能検定や職場実習の実施に取り組みます。

 注1) グループホーム 障がい者が地域生活への移行や家族からの自立を促進するため、少人数で生活する住居。

注2) 社会的事業所 障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や就労継続支援事業所等における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。

〔施策分野4〕 人権課題のための施策

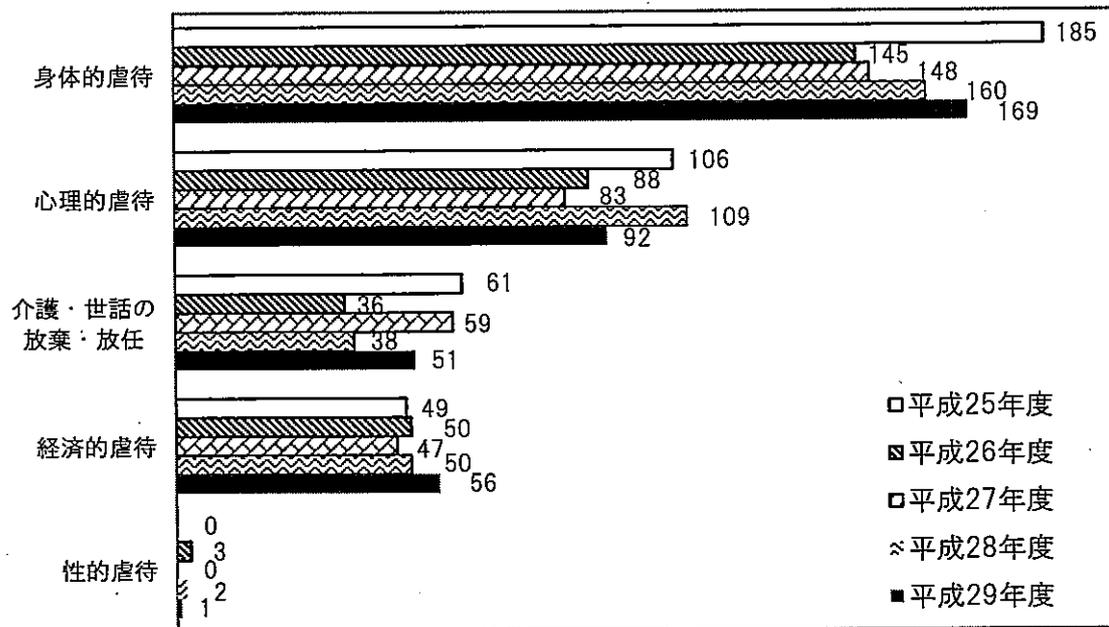
人権施策 405

高 齢 者

■ データからみた状況

高齢者虐待（養護者による）の事実確認状況

単位：人



（複数種類の虐待を受けている場合は、重複して計上しています。）
資料：三重県（医療保健部長寿介護課）

データに関するコメント

県では、平成18年度から高齢者虐待の状況について、ホームページで公表しています。県内での平成29年度中の虐待に関する相談・通報受理件数は471件ありましたが、このうち237件が虐待と判断されました。

1 県の主な取組状況（平成30年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 高齢者の社会参加、参画の促進と交流

- ① 老いや介護に関する正しい理解の普及
- ② 文化、スポーツ、地域活動等の多様な活動へ参加するための環境整備
- ③ 多様な雇用・就業機会の確保とシルバー人材センターの機能強化

高齢者の社会参加の促進や、地域における生活支援サービスの担い手となる高齢者団体の養成に向けて、市町を通じて老人クラブ（1,573クラブ）の活動費の助成を行うとともに、三重県社会福祉協議会に委託して地域シニアリーダー養成研修（15団体養成）を実施しました。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ選手・監督（127人）を派遣しました。一人暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加し、ゴミ出し等の生

活支援サービスのニーズが高まっている中で、元気な高齢者が生活支援の担い手となることが期待されています。〔高齢者健康・生きがいづくり支援事業、老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金／医療保健部長寿介護課〕

- ・ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎（3駅）のバリアフリー化に支援しました。バリアフリー法に基づく基本方針に沿って鉄道駅・バス等のバリアフリー化が進むよう、国・関係市町、事業者等と協議、調整を進める必要があります。〔地域公共交通バリア解消促進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 働く意欲のある高齢者に対して地域生活に密着した就業の機会を提供するため、三重県シルバー人材センター連合会の運営に対して支援するとともに、三重労働局等の関係機関と連携し、就職面接会による求職者と求人企業とのマッチング支援に取り組みました。また、地域の多様な主体による高齢者の雇用・就業への新たな仕組みを作るため、経済団体をはじめとした関係機関と連携し、事業内容の検討を進めていきます。〔シルバー人材センター促進事業／雇用経済部雇用対策課〕

（2）高齢者福祉・介護サービスの充実に係る計画的な施設整備の推進

① 地域包括ケアシステムの構築と介護保険サービス提供基盤の整備の推進

- ・ 「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第7期三重県介護保険事業支援計画・第8次三重県高齢者福祉計画）」（平成30～令和2年度）に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を進めています。同時に策定された「第7次三重県医療計画」と一体となって取組を進める必要があります。〔介護保険制度施行経費／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 地域包括支援センター職員への研修（4回、134人）を実施するとともに、市町や地域包括支援センターの要請を受けて地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣（24回）しました。また、各市町が介護予防・自立支援に係る事業を円滑に実施できるよう勉強会（2回、103人）や事業所担当者の研修会（1回、193人）を開催しました。さらに、市町の在宅医療・介護連携体制の構築に向け、市町ヒアリングを行い現状や課題等を把握するとともに、市町の在宅医療・介護連携コーディネーターの意見交換会の開催等に取り組みました。引き続き、地域ケア会議や介護予防・自立支援に係る事業の充実、在宅医療・介護連携体制の構築に向けて市町を支援する必要があります。〔地域包括ケア推進・支援事業／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 特別養護老人ホーム等の施設サービスを真に必要な高齢者が円滑に入所できるよう、入所基準の適正な運用に向けた施設の訪問調査（25施設）を行うとともに、広域型特別養護老人ホーム（50床）の整備を進めました。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域密着型特別養護老人ホーム（1施設）や認知症高齢者グループホーム（3施設）、看護小規模多機能型居宅介護（1施設）等の地域密着型サービスの整備について、市町を支援しました。引き続き、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、認知症高齢者や中重度の要介護者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービスを整備する市町を支援する必要があります。〔介護サービス基盤整備補助金／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 軽費老人ホーム（35施設）の運営に対して補助を行いました。今後も居宅での生活

が困難な高齢者が、低額な料金で安心して生活できるよう、安定した施設運営を支援する必要があります。〔軽費老人ホーム運営費補助金／医療保健部長寿介護課〕

(3) 住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスや生活支援サービス等の充実

① 質の高い介護サービス提供への取組

② 福祉人材の安定的確保

③ 健康づくり活動の展開と効果的な介護予防事業の実施

- ・ 介護保険を利用する低所得者の利用者負担を軽減することにより介護サービスを利用することができるよう、ホームヘルプサービス、通所介護サービス等の利用者負担の軽減を行う社会福祉法人（147 法人）を支援しました。利用者負担の軽減を実施する法人をさらに増やしていく必要があります。〔ホームヘルプ等利用者負担軽減事業費補助金／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 判断能力に不安のある高齢者等が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう支援するため、三重県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う事業に要する経費の補助を行いました。〔日常生活自立支援事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 適切な福祉サービスの提供を確保するため、三重県社会福祉協議会に設置される日常生活自立支援事業の運営を監視する「運営監視委員会」及び福祉サービス利用者等からの苦情解決を支援する「苦情解決委員会」の運営に要する経費を補助しました。〔福祉サービス運営適正化事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 介護従事者を確保するため、県福祉人材センターにおいて無料職業紹介やマッチング支援等の事業を実施しました。〔福祉人材センター運営事業／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 平成 28 年度から拡充した研修制度に基づき、介護支援専門員専門研修（参加者 579 人）や主任介護支援専門員更新研修（参加者 139 人）等を実施しました。また、認定調査員の育成のため、新任認定調査員研修を実施するとともに、要介護認定の適正化を図るため、介護認定審査会運営適正化研修を実施しました。さらに、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員の養成にも取り組みました。引き続き、介護支援専門員の資質向上や、要介護認定の適正な実施等に向けて取り組む必要があります。〔介護支援専門員資質向上事業、認定調査員等研修事業、介護施設等職員研修事業／医療保健部長寿介護課〕

(4) 高齢者の人権に配慮した社会環境の整備

① 高齢者虐待の防止と適切な対応

② 認知症総合対策の推進

- ・ 家庭や介護施設等での高齢者虐待を防止するため、市町や介護施設職員等を対象とした権利擁護研修等を実施しました。今後も、高齢者の権利擁護のための取組を強化する必要があります。〔認知症地域生活安心サポート事業／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 平成 28 年度の「認知症サミット in Mie」で採択されたパール宣言に基づき、認知症疾患医療センターを 9 か所指定するとともに、認知症サポート医の養成（33 人）や、かかりつけ医（2 回、59 人）、歯科医師（1 回、32 人）、薬剤師（1 回、34 人）、看護師（2 回、54 人）、病院勤務の医療従事者（2 回、111 人）を対象とした認知症対応力向上研修等を実施しました。また、認知症コールセンターの設置や若年性

認知症コーディネーターの配置、認知症サポーターの養成（平成 30 年度末現在 180,839 人）に取り組みました。「認知症サミット in Mie」におけるパール宣言に基づく取組状況を把握しつつ、さらなる支援体制の充実を図る必要があります。〔認知症ケア医療介護連携事業、認知症地域生活安心サポート事業／医療保健部長寿介護課〕

判断能力が不十分な高齢者や障がい者等について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用促進等に向け、市町担当職員に対する研修会を開催しました。〔成年後見制度利用推進事業／医療保健部長寿介護課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例 1）さまざまな企業で、従業員が認知症サポーター養成講座を受講し、認知症への正しい理解に基づく対応等を学んでいます。

（事例 2）高齢者の介護予防や家族支援に取り組んでいる認知症サポーターの自主活動グループがあります。

（事例 3）三重県文化会館（公益財団法人三重県文化振興事業団）では、平成 29 年度年度より、演技の手法を認知症の介護現場に生かすアートプロジェクトを立ち上げ、「介護」と「老い」の視点から、県内各地で 3 年にわたる事業を展開しています。

（事例 4）高齢化が進んできた団地で福祉バスを自主運行している自治会があります。複数の病院、スーパーマーケット等を経由するさまざまなルートを設定し、利便性を高め、利用する高齢者間のつながりを作り出しています。

（事例 5）宅配会員のうち金融機関に向くのが困難な高齢者などを対象に、現金を宅配するサービスを一部地域で始めたスーパーマーケットがあります。

（事例 6）NPO 法人「みなみいせ市民活動ネット」が図書室を運営しています。図書の貸し出しだけでなく、高齢者のコミュニティ作りにもつながっています。

（事例 7）四日市市内では、介護等に係る住民主体のサービス団体が活動しています。

(2) 市町の取組事例

○ 平成 30 年度から介護保険法に規定された在宅医療・介護連携推進事業のすべての項目を実施することとされる中、各市町において、地域の課題抽出や対応策の検討、多職種参加による事例検討会等の実施、情報共有のための ICT の活用、医療・介護関係者からの相談対応や連携推進等を担う拠点の設置などの取組が進められています。

○ 平成 30 年度からすべての市町に認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員が配置され、認知症の早期診断・早期対応を図るとともに、認知症の人や家族、地域の方々が集える場である「認知症カフェ」を開催するなど、認知症の人と家族を支える体制づくりを進めています。

○ 平成 30 年度からすべての市町に生活支援コーディネーターが配置され、元気な

高齢者にごみ出し、見守りなどの生活支援サービスを行ってもらうなど、地域の多様な資源をつないで高齢者の生活を支える取組が進められています。

- 鈴鹿市では、所定の要件を満たす認知症カフェを「医療や介護のはなしができるカフェ」として登録する事業を実施しています。登録された認知症カフェには、目印となるステッカーやのぼり旗を交付するなど、運営の支援を行っています。

■ 今後の取組方向（令和元年度以降の取組方向）

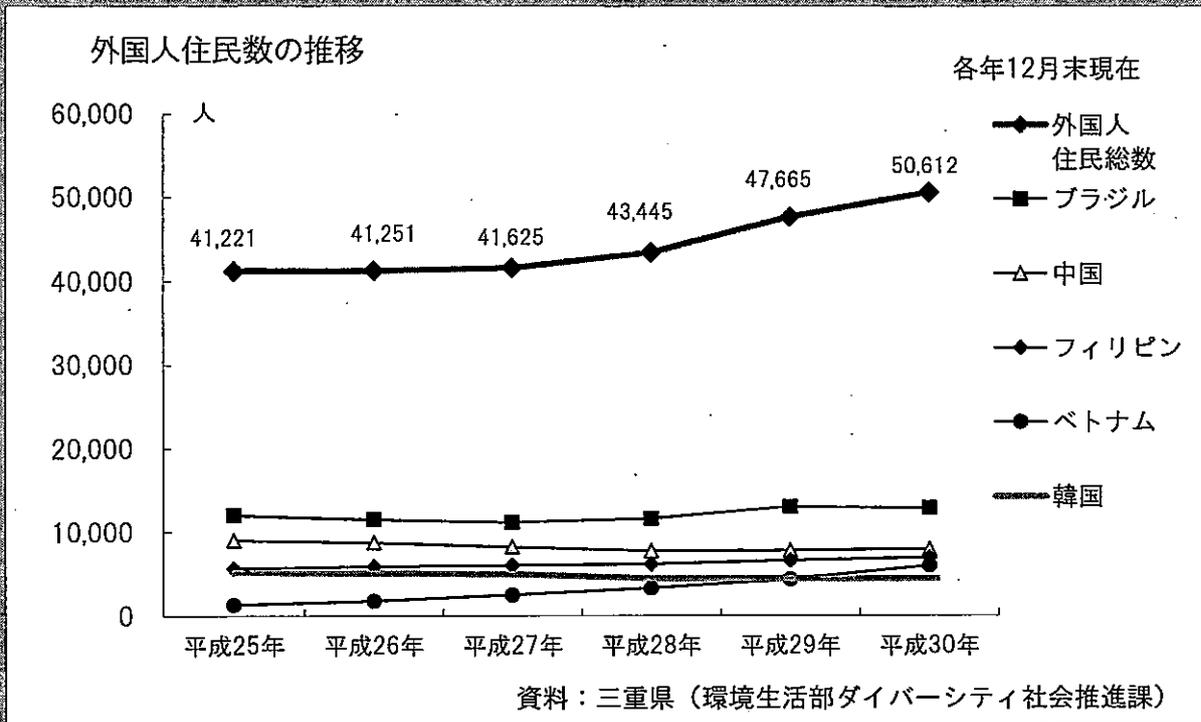
- 公共交通機関を利用する際に誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化に対し支援します。
- 元気な高齢者が生活支援サービスの担い手として活躍できるよう研修を実施するとともに、老人クラブによる地域貢献等の活動を支援します。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に三重県選手団を派遣します。「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第7期三重県介護保険事業支援計画・第8次三重県高齢者福祉計画）」（平成30～令和2年度）に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- 在宅生活支援の中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員への研修を実施します。また、介護予防・自立支援に向けた市町の取組の充実を図るため、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣するとともに、市町や地域包括支援センターの職員等への地域支援事業に係る研修会について内容の充実を図りつつ市町を支援します。さらに、在宅医療・介護連携の推進に向け、各市町において地域の状況をふまえた取組が推進されるよう研修会を開催するなど、市町の取組を支援します。
- 施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、施設に対し入所基準に沿って優先度の高い人が適正に入所できるよう指導していきます。また、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるよう、地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援します。
- 介護サービスを充実させるため、引き続き、介護支援専門員の資質向上に向けた研修を実施するとともに、要介護認定の一層の適正化を図るため、認定調査員等を対象とした研修を実施します。また、介護サービス情報の公表等に取り組みます。
- 認知症の早期発見・早期治療に向けて、認知症疾患医療センターの更新、認知症サポート医の養成等を行うとともに、医療と介護の連携を図るため、レセプトデータを活用した認知症患者の実態分析を行います。また、認知症コールセンターの設置、認知症サポーターの養成等により、地域における相談・支援体制の充実を図るとともに、「認知症サミット in Mie」から3年が経過することから、「パール宣言」に基づく取組の進捗状況について把握しつつ、今後の認知症施策のあり方について検討します。
- 働く意欲のある高齢者が、培ってきた経験や能力を発揮することができるよう、地域に密着した就業の機会を提供する取組を支援します。

〔施策分野4〕 人権課題のための施策

人権施策 406

外国人

■ データからみた状況



データに関するコメント

平成30年12月末現在の三重県の外国人住民数は、50,612人(前年比2,947人、6.29%増)で5年連続の増加となりました。県内総人口に占める外国人住民の比率は、2.77%になりました。本県の外国人住民数を国籍別にみると、ブラジルが12,879人で全体の25.4%を占め、以下中国、フィリピン、ベトナム、韓国と続いており、上位5か国で75.3%を占めています。なお、平成29年末の法務省統計によると、三重県は、全国で4番目に外国人比率が高くなっています。

1 県の主な取組状況（平成30年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進

- ① 多文化共生への環境づくり
- ② 国際理解教育及び国際理解等に関する啓発の推進
- ③ 外国人住民に関する歴史や現状等についての学習・啓発の推進

- ・ 東海4県1市が連携して開催する「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」普及セミナーを、愛知県で開催しました。日本で働く外国人が増えていることから、外国人労働者の適正雇用について企業関係者等に働きかけていく必要があります。〔多文化共生がもつ力の活用事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 多文化共生に関する教育・普及を推進するキーパーソンとなる学校職員等の人材育

成を目的とした国際理解教育研修を実施しました。〔情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 多文化共生啓発イベントでは、各団体ブースやステージイベントを通じて、地域住民の多文化共生への理解につなげることができました。地域で開催される多文化共生に関するイベント等に参画していくことで、多文化共生の意識の浸透を図ります。〔情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨を周知する啓発パンフレット、ポスター等を関係機関等に配付するとともに、県民人権講座等を開催し啓発に努めました。今後も、外国人差別を解消する取組を通じて、ヘイトスピーチは許されない行為であるという県民意識の醸成に努めていきます。〔平成 28 年に施行された「ヘイトスピーチ解消法」等の啓発／環境生活部人権課〕

(2) 文化的背景の異なる住民と一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活の支援

- ① 外国人労働者の相談窓口の充実
 - ② 外国人住民に対する保健・医療・福祉等の環境整備
 - ③ 外国人住民への情報提供、相談窓口の充実
 - ④ 外国人住民の居住の安定確保に関する支援
 - ⑤ 外国人住民への防災に関する支援
- ・ 三重県労働相談室において、外国人住民から寄せられるさまざまな労働相談に対してアドバイスをを行うとともに、ポルトガル語・スペイン語通訳による電話相談に対応しました。引き続き、外国人住民向け労働相談の効果的な周知に努めていく必要があります。〔中小企業労働相談事業（ポルトガル語・スペイン語通訳による相談等）／雇用経済部雇用対策課〕
 - ・ 外国人労働者の大量離職など、地域における外国人労働者の雇用等に関する諸課題について、国と県が連携し、情報共有及び課題解決の方策検討を行い、必要な対策を講じていくことを目的に、国・県による連絡会議を新たに設置しました。〔三重県における外国人労働者雇用等に関する国・県連絡会議／雇用経済部雇用対策課〕
 - ・ ポルトガル語及び中国語の医療通訳者を育成する研修を開催しました。研修受講者には実際に通訳者として活動できるよう、通訳ボランティアの派遣を行っている団体等を紹介しました。また、医療機関（3 機関）に医療通訳者を試行的に配置しました。育成した医療通訳者が活躍する場（医療機関等）を広げる必要があります。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
 - ・ 外国人エイズ患者の診療が円滑に行われるよう医療機関に通訳（ポルトガル語）を派遣しました。新規外国人エイズ患者・HIV感染者の割合は、近年10%程度を推移していることから、今後も通訳派遣を継続していく必要があります。〔エイズ等対策事業／医療保健部薬務感染症対策課〕
 - ・ 外国人住民が地域社会の担い手となるために必要な、健康、安全、教育、文化等の行政・生活情報を、多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語）で提供しました。健康や防災、税に関する情報に多くの閲覧がありました。より多くの外国人住民に対して、より関心が高い話題を取り上げてい

- ・ 必要があります。〔情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 必要な情報を外国人住民にもわかりやすい日本語で伝える「やさしい日本語」の普及を図るため、国際交流員による出前講座を行いました。〔情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 外国人入居者に共同生活ルールを理解してもらえるよう「県営住宅だより」の外国語版（ポルトガル語、スペイン語版）を配布しました。また、外国人入居者からの問い合わせ等に対して迅速な対応ができるよう、「通訳付き電話相談窓口（3者通話可能）」を1回線設けるとともに、来庁された外国人入居者と円滑にコミュニケーションがとれるよう携帯翻訳機を導入しました。〔公営住宅管理事業／県土整備部住宅政策課〕
- ・ 大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行う「災害時語学サポーター」を養成する研修と、災害時の情報提供に特化した図上訓練を開催しました。外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境をつくる必要があります。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

（3）外国人の権利擁護と社会参画の促進

① 外国人住民による行政への参画の促進

② 外国人児童生徒への教育支援

③ 学習内容・指導方法及び教材の開発・普及、研修の充実

- ・ 有識者、NPO、経済団体、外国人住民、市町等で構成する「三重県多文化共生推進会議」を開催して、多文化共生社会づくりに向けた取組の成果を検証しました。また、外国人住民等が地域住民の一員としての認識を持ち、責任を果たしていく土壌をつくとともに、外国人住民等の意見を取組に反映させるため「三重県外国人住民会議」を開催しました。外国人住民には、アクティブシチズンとして、地域への参加・参画が求められています。〔多文化共生がもつ力の活用事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 外国人児童生徒が、日本の学校生活に適応し、日本語で学ぶ力を身につけられるよう、県内7市において、「初期適応指導教室」の開設や「特別の教育課程」における日本語指導の取組を進めました。また、進路ガイダンスを開催し、外国人児童生徒やその保護者に進路の情報を提供する等、将来、社会で自立できる力を育成するための支援を行いました。〔就学を支援する外国人児童生徒受入促進事業／教育委員会小中学校教育課〕
- ・ 外国人の先輩のメッセージを紹介するキャリアガイドDVDを学校現場でも活用していただくため、外国人児童生徒教育担当者会議において説明し、希望者に配布しました。外国につながる子どもたちや保護者が、職業について理解を深め、夢や目標を持って学校での学習や日本語、母国語の習得に意欲的に取り組めるよう、啓発事業等さまざまな機会を通じて活用していきます。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 日本語指導が必要な外国人生徒等に関する学習状況等について、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、伊賀市、松阪市の教育委員会と連携し、関係中学校から関係

高等学校に情報を引き継ぎ、各高等学校における指導の充実を図りました。〔社会的自立を目指す外国人生徒支援事業／教育委員会事務局高校教育課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 公益財団法人三重県国際交流財団では、外国につながる子どもたちの適切な進路保障のために、国籍・在留資格に関する知識をまとめた「外国につながる子どもたちを見守るためのハンドブック」を作成して、県内の公立保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に配布しています。

(事例2) 国際交流の推進を目的とする団体が、行政等と連携し、来場者が一体となり、歌や踊りを楽しんだり、さまざまな国の食べ物を食べたりして、外国人住民と日本人住民及び外国人住民同士の親睦を図り、それぞれの文化を理解し交流を深めるイベントを開催しています。

(事例3) 子ども食堂を隣保館で開催している住民協議会があります。地域には外国籍の子どもも多いことから、開催チラシの配付にあたっては、ルビをふったり、母国語に翻訳したりして、学校と連携しながら取り組んでいます。

(2) 市町の取組事例

- ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政及び国際交流協会により平成13年に設立された「外国人集住都市会議」では、外国人住民に係る施策や活動状況の情報交換や国、県及び関係機関への提言等を行っています。
- 鈴鹿市では、多言語化への対応のための試験的な取組として、三重県内の自治体では初めてのタブレット端末を用いた「多言語通訳システム」を導入しました。

■ 今後の取組方向（令和元年度以降の取組方向）

- 「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づいて、県内市町や他県等さまざまな主体と連携して、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりなどに取り組めます。また、新たな在留資格の創設など多文化共生をめぐる社会情勢の大きな変化を踏まえ、「三重県多文化共生社会づくり指針」を改定します。
- 外国人住民が地域社会の担い手（アクティブ・シチズン）として活躍できるよう、必要な情報を多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語）で提供します。また、外国につながる子どもに対する就学前支援（プレスクール）の実施に必要な人材の育成、教材やマニュアルの作成を行います。
- 外国人住民の生活上のさまざまな相談に対応する窓口を設置するとともに、広域で解決すべき、医療通訳や災害発生時に外国人住民の支援等を行う人材の育成、消費者被害の防止等について、市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して、外国人住民等の安全・安心な暮らしに向けた支援に引き続き取り組めます。
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍する学校は、依然増加傾向にあり、広域化

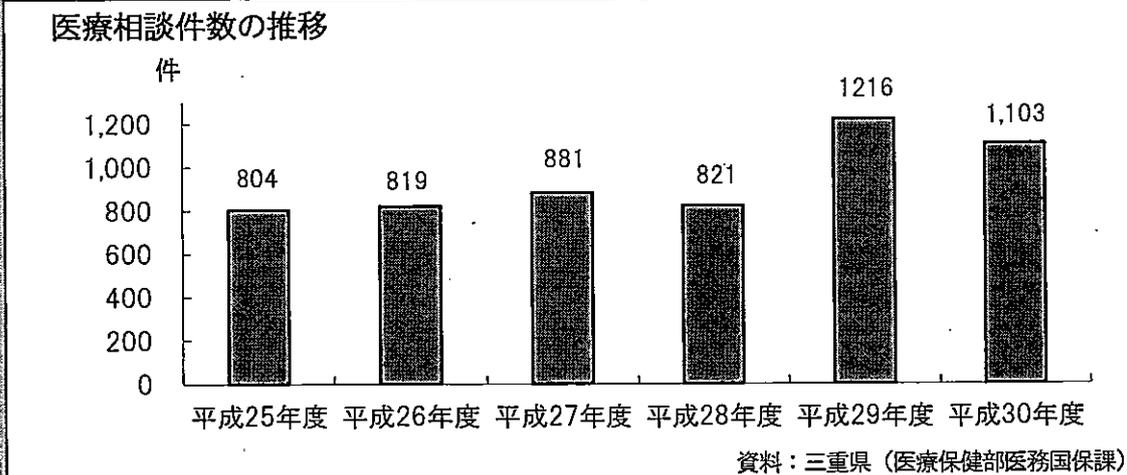
も進む中、多文化共生の視点に立った教育の充実を図り、外国人児童生徒が日本語で学ぶ力を身につけられるよう支援を行っていきます。また、就学の案内や教育相談への対応等の就学支援や進路選択の支援等の充実を図ります。

- 三重県労働相談室において、外国人住民から寄せられるさまざまな労働相談に対応するとともに、外国人住民向け労働相談の周知に努めます。
- 留学生等の外国人材の就職を支援するため、外国人留学生等を対象に県内企業へのインターンシップや現地見学を実施します。また、外国人材の県内企業への円滑な就職を支援するため、採用ノウハウの提供や労働関係法令の遵守に向けたセミナーを開催するなど、企業側の受入態勢の整備を図ります。
- 引き続き、国に対して、全国人権同和行政促進協議会を通じ、ヘイトスピーチの解消に向けた取組の充実強化を求めていくとともに、今後も、ヘイトスピーチは許されない行為であるという県民意識の醸成に努めます。

〔施策分野4〕 人権課題のための施策

人権施策 407 **患者等** (患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等)

■ データからみた状況



データに関するコメント

医療に関する県民からの相談に対応するため、医療相談の専門員を配置し、患者・家族と医療機関との信頼関係の構築を支援しています。県民の医療に対する関心の高まり、医療相談窓口の周知が進んだことなどから、近年の相談件数は高い水準で推移しており、平成30年度の相談件数は1,103件となりました。

1. 県の主な取組状況（平成30年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 患者本位の医療体制づくりの推進

- ① インフォームド・コンセントの推進
- ② 患者本位の切れ目のない医療提供体制の構築
- ③ 医療情報の提供による医療機関の適切な選択の支援
- ④ 医療従事者への啓発の推進

・ 医療安全関係研修に医療相談員が積極的に参加することにより相談窓口の対応力向上を図りました。また、県内医療関係団体とも連携し、迅速かつ的確な医療安全相談対応に努めました。〔医療安全支援事業／医療保健部医務国保課〕

・ 三重県がん相談支援センターにおいて、がん患者及びその家族の悩みや不安等の相談に対応するとともに、県内の各がん診療連携拠点等の病院や患者会等との連携を進めました。社会保険労務士によるがん患者の就労相談を実施するとともに、企業の人事担当者に対してがん患者の就労支援に関する説明を行うなど、仕事とがん治療の両立を支援する体制の充実に努めました。今後は、がん患者のみならず、広く県民に周知していくとともに、がん診療に係る医療機関の情報等の提供体制を充実していきます。〔がん患者等相談支援事業／医療保健部健康づくり課〕

- ・ 救急医療情報システムの充実を図るため、新規開業者を中心にシステムへの参加を働きかけました。新たな参加医療機関はあったものの、廃業等による医療機関の減少もあり、全体としては若干の増加となりました。〔救急医療体制推進・医療情報提供充実事業／医療保健部地域医療推進課〕
- ・ 医療機関従事者等の医療安全意識や、医療安全対応力の向上を図るため、医療安全に関する研修会の開催等により、患者の視点に立った医療の安全・安心に関する情報を関係機関に提供しました。〔医療安全支援事業／医療保健部医務国保課〕

(2) 病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

- ① HIV感染症・エイズに対する正しい知識の普及・啓発活動の推進
- ② ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進
- ③ 難病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

- ・ 「HIV検査普及週間」(6月1日～7日)及び「世界エイズデー」(12月1日)等に、研修会、パネル展、街頭キャンペーンの実施やラジオ、ホームページ、広報誌等によって、県民に対し正しい知識の普及、啓発を行い、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図るよう取り組みました。新規HIV感染者・エイズ患者の報告は、近年10件程度で推移していることから、今後も、継続的に普及啓発活動を行っていく必要があります。〔エイズ等対策事業／医療保健部薬務感染症対策課〕
- ・ ハンセン病問題の歴史と三重県との関わりなども含めたハンセン病の理解啓発に関するパネル展示、パンフレットの掲示を行い、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発に努めました。また、四日市市及び市民団体と共催で「ハンセン病問題を考える集い」を開催し、自分の信念にもとづきハンセン病患者の通院治療や入院治療を実践し続けた小笠原登をテーマとして講演と演劇を行いました。今もなお、多くのハンセン病元患者が家族や友人、地域から分断されたまま過ごしているように、依然として差別は残っており、引き続きハンセン病の正しい知識の普及・啓発に努めていく必要があります。〔ハンセン病に対する理解の推進／医療保健部医務国保課〕
- ・ 三重県難病相談支援センターにおいて、各患者会との協力のもと、難病患者を対象とした学習会及び交流会を開催しました。また、「三重県難病医療連絡協議会」では、医療従事者及び介護従事者を対象とした、難病研修会を開催し、難病への理解を深めました。引き続き、難病に対する正しい知識の普及・啓発に努めていく必要があります。〔難病相談・支援センター事業、難病在宅支援事業／医療保健部健康づくり課〕

(3) 医療・生活支援体制の充実

- ① 医療相談体制の充実
- ② HIV検査体制・エイズ相談及び患者への医療・社会生活支援の充実
- ③ ハンセン病元患者のための療養生活の支援
- ④ 難病患者への医療・生活支援

- ・ 医療安全関係研修に医療相談員が積極的に参加することにより相談窓口の対応力向上を図りました。また、県内医療関係団体とも連携し、迅速かつ的確な医療安全相談対応に努めました。〔医療安全支援事業／医療保健部医務国保課〕
- ・ 県内各保健所(四日市市保健所を含む)において、感染の心配のある方に無料・匿名の検査・相談を実施し、平成30年度の検査件数は1,529件、相談件数は328件で

した。受検者は増加傾向にあります。新規HIV感染者・エイズ患者報告数に占めるエイズ患者の割合（いきなりエイズ：約40%）は、全国平均（約30%）を超えていることから、普及啓発活動の継続と検査体制の強化が必要です。〔エイズ等対策事業／医療保健部薬務感染症対策課〕

- ・ 長期にわたり強制隔離されたハンセン病元患者への療養生活支援のため、県出身者が入所している療養所への訪問や集団里帰りを実施しました。また、療養所退所者等に対する相談窓口の設置や療養所入所者家族に対しての生活援護を行いました。今後も引き続き療養所入所者等の高齢化に伴うニーズの変化をふまえた支援が必要となっています。〔ハンセン病元患者への生活支援事業／医療保健部医務国保課〕
- ・ 三重県難病相談支援センターにおいて、在宅難病患者等の相談・支援、患者会活動の促進及び就労支援等を行い、難病患者及びその家族の療養上・日常生活の悩みや不安解消に努めました。引き続き、地域の医療機関、市町との連携のもとに、難病患者等の療養上の不安解消を図り、適切な難病在宅支援を行っていく必要があります。〔難病相談・支援センター事業〕／医療保健部健康づくり課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

- （事例1）薬物依存症についての理解を深めるフォーラムが、薬物依存からの回復を支援するNPO法人と県が共催し、津市で開催されました。
- （事例2）難病や患者数が少ない疾患の啓発イベント「Rare Disease Day 2019 in 三重」が、当事者団体の主催により、桑名市で開催されました。
- （事例3）動作補助用具を製作・提供し、自立した生活につなげてもらおうとしている団体があります。利用者のニーズを丁寧に聞き取り、試作品に改良を重ねて完成させています。利用者の笑顔が活動を続ける原動力になっています。

■ 今後の取組方向（令和元年度以降の取組方向）

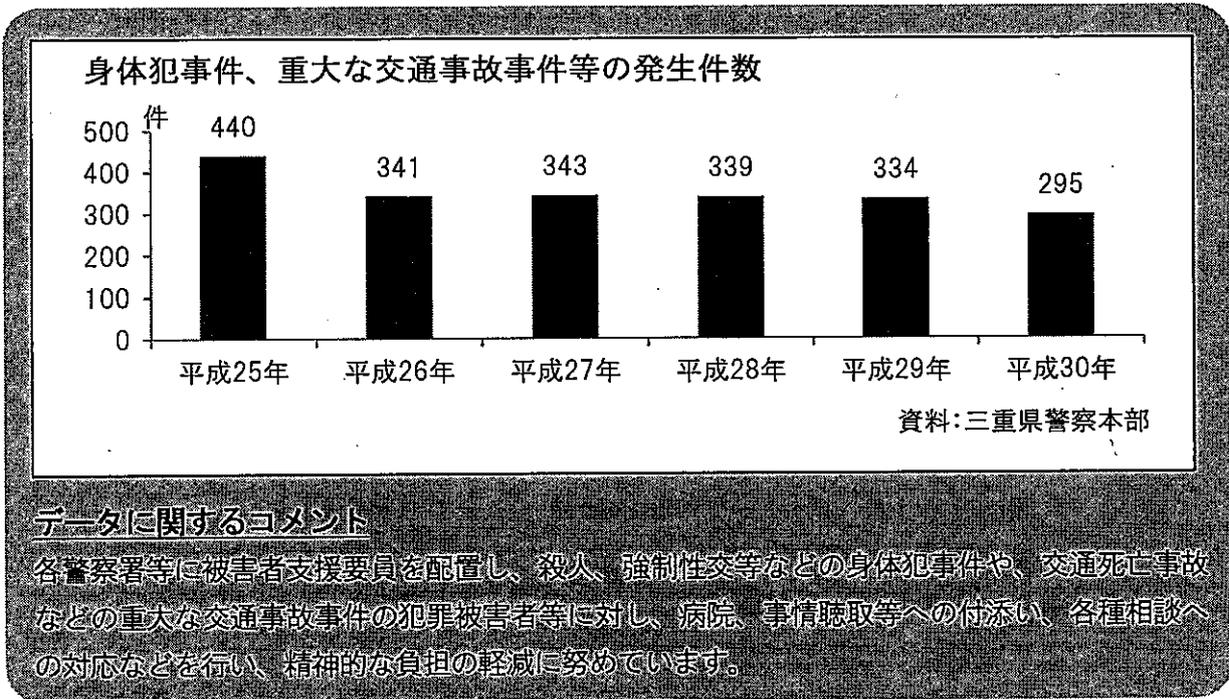
- 難病対策については、関係機関との連携強化を図りながら、患者及びその家族の療養上の不安を解消するため、引き続き難病についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、相談支援や情報提供を行い、患者の在宅療養生活を支援していきます。
- がん対策については、県内の拠点病院、準拠点病院及び連携病院を中心として、がん医療水準の向上をめざします。また、患者の立場に立った医療を推進するために、さまざまな機会をとらえた啓発活動を実施します。
- 引き続き、エイズに関する正しい知識の普及啓発、相談、検査、医療体制の充実等の取組を進めていきます。
- ハンセン病に対する地域における偏見・差別を解消するため、病気に対する正しい知識の普及・啓発活動を引き続き推進します。

（施策分野4）人権課題のための施策

人権施策 408

犯罪被害者等

■ データからみた状況



1 県の主な取組状況（平成30年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進

- ① 関係機関相互や民間団体との連携推進
- ② 相談窓口の充実と広報の実施
- ③ 犯罪被害等の早期軽減

- ・ 犯罪被害者等の心情に寄り添い、犯罪被害の早期回復や軽減などを目的として、「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。〔「三重県犯罪被害者等支援条例」の制定／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 「三重県犯罪被害者支援連絡協議会」において、三重県犯罪被害者等支援条例の平成31年4月施行に向けた検討を行うとともに、関係機関・団体と被害者支援業務に関する情報共有を行い、連携強化を図りました。〔三重県犯罪被害者支援連絡協議会の運営／警察本部広聴広報課〕
- ・ 法に基づき、犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに対し、犯罪被害者等の同意を得た上で、当該犯罪被害の概要に関する情報を提供しました。〔犯罪被害者等早期援助団体への情報提供／警察本部広聴広報課〕
- ・ 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターが開催する研修会に職員を派遣し、犯罪被害者等の多様なニーズに応え、支援全体をマネジメントできるコーディネーターの育成に努めました。〔みえ犯罪被害者総合支援センターとの連携／警察本部広聴広報課〕

- ・ 関係機関・団体との連携強化に努め、円滑な犯罪被害者等支援を推進する必要があります。〔三重県犯罪被害者支援連絡協議会の運営／警察本部広聴広報課〕

(2) 犯罪被害者等の人権問題についての幅広い啓発活動の推進

- ① 幅広い啓発と情報提供
- ② 犯罪被害者等による講演等を取り入れた研修会の開催
- ③ 積極的な広報啓発活動の推進

- ・ 「犯罪被害者支援を考える集い」を開催し、約 200 人の参加者に対し、性犯罪被害者の講演、県内の自助グループの活動報告等を行いました。〔犯罪被害者支援にかかる広報啓発事業／警察本部広聴広報課〕
- ・ 社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するため、中学生、高校生、大学生等を対象に「命の大切さを学ぶ教室」を合計 12 校（約 5,100 人）において開催しました。〔命の大切さを学ぶ教室事業／警察本部広聴広報課〕
- ・ 社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するため、引き続き広報啓発活動を実施する必要があります。〔犯罪被害者支援にかかる広報啓発事業／警察本部広聴広報課〕

(3) 犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援

- ① 各種相談やカウンセリングによる精神的ケアによる支援
- ② 犯罪被害者への経済的支援
- ③ 犯罪被害者等の安全確保
- ④ DV被害者への県営住宅入居の配慮

- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援体制として、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を運営開設し、相談員による電話相談、面接相談をはじめ、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めています。平成 30 年度は、390 件の相談件数がありました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ カウンセリング費用の公費支出を周知し運用するとともに、部内カウンセラーによる犯罪被害者等のカウンセリングを積極的に行いました。〔犯罪被害者に対するカウンセリング／警察本部広聴広報課〕
- ・ 犯罪被害者等に対し、診断書料等の公費支出による経済的支援を行いました。また、ハウスクリーニング費用等の公費支出の拡充を行いました。〔犯罪被害者支援にかかる公費支出事業、犯罪被害給付制度の運用／警察本部広聴広報課〕
- ・ 拡充したハウスクリーニング費用の公費支出等、制度の確実な運用を行う必要があります。〔犯罪被害者支援にかかる公費支出事業／警察本部広聴広報課〕
- ・ DV被害者からの相談を三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）等で受けるとともに、DV被害に遭った母子の一時保護を行いました。また、昼間に仕事等で相談できない人のための夜間の電話相談や、心的外傷を有する被害女性に対して心理相談や心理療法等を行い、心のケアに努めました。一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多いため、児童指導員がDVを目撃した児童のケア等、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、母親が子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあることも多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。〔女性相談事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

DV被害者からの優先入居希望はありませんでしたが、引き続き、DV等犯罪被害者及び新たに優先入居の対象者となった交通事故被害者が県営住宅へ優先入居できる制度の周知に努める必要があります。〔公営住宅管理事業／県土整備部住宅政策課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、相談対応、付添支援、各種啓発事業を実施するなど、犯罪被害者支援の中心的な役割を担っています。また、支援の中心となるボランティア支援員に対しては、ボランティア支援員の養成講座および同継続研修会を開催し、相談機能の充実に努めています。

(事例2) 犯罪や非行をした人の就労を支援し、その改善、更生を援助するとともに、再犯、再非行を防止し、法秩序の維持に寄与することを目的として活動している団体があります。

(2) 市町の取組事例

- 鈴鹿市では、重大事案が発生した際に犯罪被害者等の置かれた事情を考慮して相談や支援に関して関係課が連携したワンストップ・サービスを行うための臨時窓口を設置しています。
- 松阪市では、平成30年9月に犯罪被害者支援窓口を設けました。

■ 今後の取組方向（令和元年度以降の取組方向）

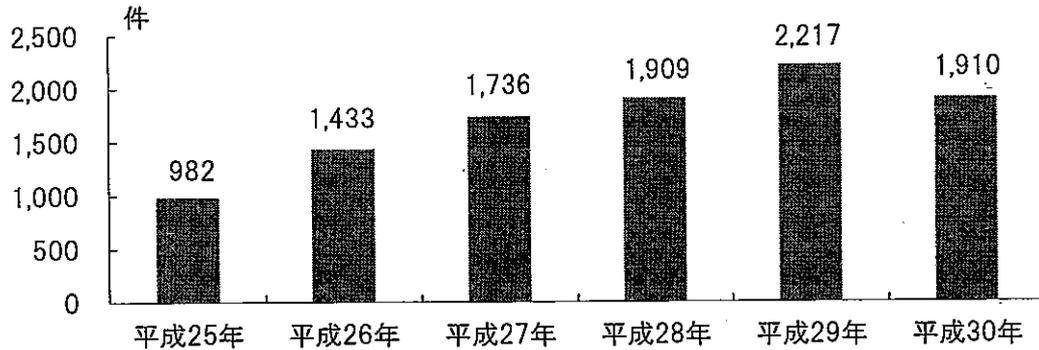
- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できるワンストップ窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、相談員による電話相談や面接相談、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等を行い、相談者の心身の早期回復などが図られるよう、関係機関・団体と連携し、切れ目のない支援を行っていきます。
- 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターが行う事業に積極的に協力するとともに、センター職員のスキルアップに努めます。
- 引き続き、広報啓発活動を実施して、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するとともに、効果的な啓発を行います。
- 地域で孤立し悩んでいる犯罪被害者等を支援するため、拠点施設である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターにおいて、さまざまな制度や支援策について情報提供を行います。
- 県警察本部では、被害者支援要員が犯罪被害後間もない時期から、犯罪被害者等に付き添い、個々の被害者等が抱える事情に即した柔軟な支援を行い、精神的被害の回復や軽減を図っていきます。
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第5次計画）」に基づき、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進するとともに、同計画に基づく取組や実績をふまえながら、次期計画（令和2年度～令和4年度）の策定に取り組みます。
- 犯罪被害者等支援施策を総合的、計画的に推進するため、「三重県犯罪被害者等支援条例」に基づき、「三重県犯罪被害者等施策推進計画」（仮称）を策定します。
- 「三重県犯罪被害者等見舞金」を創設し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。

〔施策分野4〕 人権課題のための施策

人権施策 409 インターネットによる人権侵害

■ データからみた状況

インターネットによる人権侵害事件（プライバシー）～法務局人権侵害事件の受理件数（総数）



資料：「人権侵害事件の受理及び処理件数」法務省

データに関するコメント

平成30年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続きを開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件は、前年の2,217件を307件下回る1,910件（13.8%減少）でした。これは、前年に次いで過去2番目に多い件数です。このうち、プライバシー侵害事案が849件（対前年比25.6%減少）、名誉毀損事案が667件（対前年比10.6%減少）となっており、この両事案で全体の79.4%を占めています。

1 県の主な取組状況（平成30年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり

① インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握

② インターネット上での差別事象・人権侵害等への対応のための体制づくりに向けた取組

- ・ インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、人権侵害に関わる書き込みを発見した場合は、県内に関わる事象は津地方法務局、他府県にわたるものは全国人権同和行政促進協議会へ通報し、削除に向けた取組を進めています。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

- ・ インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、インターネット上の差別書き込みの現状や人権課題についての理解、差別表現発見方法の習得と削除要請などの演習を行い協力者の養成に取り組みました。インターネット上の差別的な書き込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるよう支援していく必要があります。〔イ

- インターネット人権モニター事業（ソーシャルウォッチャー）／環境生活部人権センター）
- インターネット上に同和地区と称する県内の写真と差別を助長、拡散させかねない文章が相次いで掲載されたことから、平成 30 年 9 月津地方法務局に対して、当該ウェブサイト掲載記事の削除要請をするとともに、総務省総合通信基盤局に対しては、インターネット上の人権侵害等への対策強化について要望しました。〔インターネット上の差別的表現への対応／環境生活部人権課〕

（２）インターネット上での人権問題及び適正な利用に関する啓発と教育の推進

① インターネット上における人権尊重の意識を高める啓発の推進

② インターネットの特徴と正しい理解、利用、モラル等についての教育の推進

- 児童生徒に対する情報モラル教育を行うとともに、小中学校を対象に、情報モラル・リスクに対する能力を把握する「みえネットスキルアップサポート」を実施（小学校 40 校、中学校 20 校）するとともに、また、公立の全小・中・高等学校・特別支援学校を対象として、専門業者によるネット上での問題のある書き込みの検索・監視等（ネットパトロール）を実施（15 日間×3 回）し、現状把握等を進めました。

また、保護者等による「ネット啓発チーム」を編成し、県内各地でネット啓発講座を開催（29 講座）するなど、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築を図りました。〔インターネット社会を生き抜く力の育成事業／教育委員会生徒指導課〕

- インターネットの適正な利用とメディアへの接し方等をテーマに教育・啓発・広報活動に取り組みました。今後とも、インターネットや SNS における人権侵害に対しては、メディア・リテラシーの向上を図るための啓発・広報に取り組んでいくことが必要です。〔インターネット人権モニター事業・地域人権相談支援事業、人権啓発事業／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- 児童生徒のネットモラルを育成するための資料を教職員に対してホームページで情報提供しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

（１）民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例 1）総務省の保護者、教職員及び児童生徒を対象とした、子どもたちの安心・安全なインターネット利用のための啓発講座「e-ネットキャラバン」を活用し、インターネットの安心・安全利用についての講習会を開いている学校や保護者組織があります。県内では 61 回開催されました。

（事例 2）小学校、中学校に出前授業を行い、インターネット、電子掲示板等による誹謗中傷、ネットオークションに関わるトラブル等、さまざまな問題を伝えている企業があります。

（事例 3）インターネット掲示板上の差別書き込みに対し、削除要請活動に取り組んでいる公益法人があります。これらの取組により、削除ルールを示している掲示板においては、掲示板管理者により削除された事例もあります。

(事例4) インターネットについての基本的な事柄や、子どもたちの間でどんなことが起きているかを学び、子どもたちの支援に生かしている団体があります。

(2) 市町の取組事例

- 桑名市では、職員が毎週1回以上、インターネットでの差別書き込みモニタリングをしています。また、事業委託先である外部の事業者もモニタリングを実施しており、その結果について報告を受けています。
- インターネット上の人権侵害に対応するため、伊賀市及び名張市と伊賀地域防災総合事務所が連携する「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」で、「伊賀地域インターネット差別表現書き込み分析調査研究事業」に取り組んでいます。

■ 今後の取組方向 (令和元年度以降の取組方向)

- インターネット上に同和地区と称する地名を書き込むなどの差別を助長、拡散させる行為に対しては、引き続き全国人権同和行政促進協議会を通じて、インターネット等を利用した差別行為の防止についての取組を国に対して要望していきます。
- インターネット上の差別的な表現の書き込み等に対してモニタリングを実施し、早期発見・早期広がり防止、国等と連携した早期削除活動に努めます。また、インターネットの適正な利用や社会全体で有害情報から子どもたちを守るためにインターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、SNS環境の中で発生しているいじめや、個人への誹謗中傷による被害の早期発見、子どもたちに対しての直接の対応ばかりでなく、学校や相談機関へ通報していただけるような協力者を養成します。
- 平成30年度「スマートフォン等の使用に関する実態調査」(以下、実態調査)結果によって明らかになったネットトラブル等を踏まえ、「インターネットトラブル対応事例集」にネットいじめや不適切な画像等の投稿等への具体的な対応を追加作成し、各学校に配付するとともに、研修会でその内容や活用法を周知して、教職員の指導力の向上を図ります。
- 児童生徒の実態を踏まえた効果的な指導ができるよう、スマートフォンの特性や適切な使用方法について、児童生徒がどの程度理解しているのかを確認できる「みえネットスキルアップサポート」や、保護者に対して、インターネットの危険性や家庭でのルールづくりの必要性等を周知・啓発する「ネット啓発講座」の実施資料を県教育委員会のホームページに掲載するとともに、教職員が実施できるよう研修会等を通じて全県的な取組に広がっていきます。
- 実態調査結果から、メールやメッセージのやりとりが終わらず、寝不足や勉強に集中できず困っている児童生徒がいることを把握したことから、児童会や生徒会が中心となって、スマートフォンの適切な使用に係るルールづくりに取り組むなど、児童生徒の主体的な取組を推進していきます。
- インターネットと人権に関する学習が小中学校、義務教育学校、県立学校で積極的に行われるよう支援し、子どものネットモラルの育成を図ります。

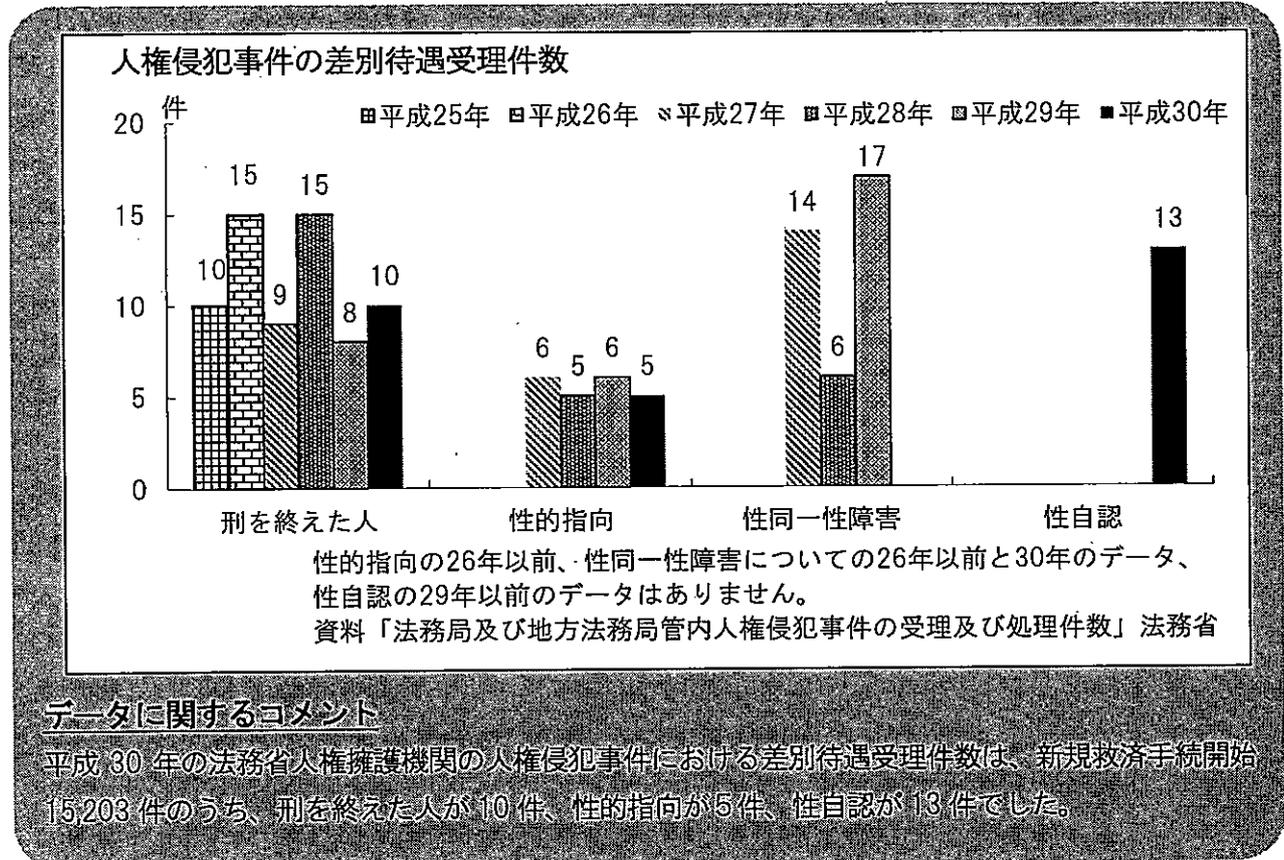
（施策分野4）人権課題のための施策

人権施策 410

さまざまな人権課題

（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的マイノリティの人びと、貧困等に
係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等）

■ データからみた状況



1 県の主な取組状況（平成30年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) さまざまな人権課題の現状と課題認識のための取組の推進

- ① 多様な人権課題の現状と課題認識のための取組
- ② 自殺者やニート・ひきこもり等、人権と密接に関わる社会問題への取組
- ③ 性的マイノリティの人びと（注）が自分らしく生きることができる環境づくり
- ④ 生活困窮者の自立を支える取組の推進

- ・ 人権をめぐる社会の状況を把握し、現状への理解と課題認識を深めるため、企業、団体等を訪問し、活動状況の収集・整理を行いました。今後も、民間の取組等を幅広く情報収集することが必要です。〔人権をめぐる状況把握／環境生活部人権課〕
- ・ 人権に関する県民の意識の概要を把握するため、e-モニターによるアンケート調査を11月22日～12月6日の期間で実施し、742人から回答を得ました。その結果、「三重県は人権尊重社会になっている」と感じている方は19.2%でした。今後も、人

権に関する県民の意識について把握していく必要があります。〔人権に関する県民意識の把握／環境生活部人権課〕

- ・ インターネット掲示板の差別的な書き込みのモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めるとともに、関係機関への通報等により対応しました。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 平成 28 年 4 月 1 日に施行された自殺対策基本法の一部を改正する法律において、3 月を「自殺対策強化月間」と位置づけ、国および地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものと規定されています。これを受け、県においても、関係団体、民間団体等が連携し、啓発活動やこころの健康に関する講演会の開催等に取り組みました。
三重県自殺対策推進センターを中心に、うつ病等こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、地域における人材育成や関係機関・団体による自殺対策ネットワークの構築に取り組みました。また、地域の絆を生かした自殺対策を推進していく必要があります。〔地域自殺対策緊急強化事業／医療保健部健康づくり課〕
- ・ 高齢又は障がいをもつ矯正施設の入所者が、退所後に適切に福祉サービスを受けられるよう支援するため、「三重県地域生活定着支援センター」を設置し、受入施設等のあつせん、福祉サービス等に係る申請支援等の援助を行いました。〔地域生活定着支援事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ ひきこもりの方への支援として、専門相談の実施や家族教室や家族のつどいの開催、また、支援者への人材育成としてスキルアップ研修会や支援者ネットワーク会議の開催等に取り組みました。〔ひきこもり対策推進事業／医療保健部健康づくり課〕
- ・ 性的マイノリティの人びとの人権問題について、人権センターにおいてパネル展示を行うとともに、パネルを冊子にして配布したほか、地域防災総合事務所主催の啓発セミナーでも取り上げ、理解を深めるための取組を進めました。〔人権啓発事業ほか／環境生活部人権センターほか〕
- ・ 生活困窮者の自立促進を図るため、福祉事務所設置自治体（県、14 市、多気町）の生活困窮者を対象とした相談窓口（自立相談支援機関）において、生活困窮者の相談に応じ、相談者の個々の状況に応じた支援を行いました。〔生活困窮者自立支援事業／子ども・福祉部地域福祉課〕

(2) さまざまな人権課題に対する理解を深めるための教育・啓発活動の推進

① さまざまな人権課題の認識を深め、正しく理解を進める人権教育・啓発の取組

- ・ さまざまな人権問題への正しい理解を図るため、パネル展やパンフレットの配布を行いました。〔人権啓発事業ほか／環境生活部人権センターほか〕
- ・ 「北海道の名付け親」であり、アイヌの人びとの文化やその多様性を尊重した松浦武四郎が生誕 200 年を迎えたことから、企画展「幕末維新を生きた旅の巨人 松浦武四郎」を三重県総合博物館において開催しました。〔環境生活部文化振興課〕
- ・ L G B T 等の方々を含め誰もが平等に尊重され、自分らしく安心して暮らせる社会をめざし、人権尊重及びダイバーシティ社会推進に向け、県職員自身が L G B T をはじめ多様な性的指向・性自認（S O G I）について理解を深め、適切な行動ができるよう、職員向けのガイドライン「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン～L G B T をはじめ多様な性的指向・性自認（S O G I）について理解を深

め、行動する～」を作成しました。〔ガイドライン作成／環境生活部人権課、ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 三重県人権教育基本方針が示す、学校教育としてその解決に向けて取り組むべき16の人権問題に対する学習内容を掲載した中学校向け人権学習指導資料「みらいをひらく」を作成し、公立中学校及び特別支援学校中学部等に配付しました。〔指導資料作成事業／教育委員会事務局人権教育課〕
- ・ さまざまな人権問題に対する取組を進める視点や指導内容等を示した「人権教育ガイドライン」をホームページで公開するとともに、教職員を対象に、人権学習教材や人権学習指導資料の活用を促進するための研修講座を開催しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 避難所運営に男女共同参画や障がい者、外国人など要配慮者の視点が入り入れられるよう、避難所単位の「避難所運営マニュアル」の作成支援に取り組みました。〔地域防災力向上支援事業費／防災対策部防災企画・地域支援課〕
- ・ 大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行うため、各市町単位で外国人住民への支援活動を行う「災害時外国人サポーター」を養成する研修と、外国人住民を主な対象とした避難所訓練を、市町、市町国際交流協会、NPO、企業等さまざまな主体と連携して開催しました。外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境をつくる必要があります。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 北朝鮮当局による拉致問題の解決を願う気持ちを込めたブルーリボンの着用やホームページでの情報発信、ポスターの県施設等への掲示のほか、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）」を中心にパネル展示、写真展開催、ラジオ・データ放送による啓発等を行いました。〔北朝鮮による日本人拉致問題に係る啓発／戦略企画部戦略企画総務課〕

(3) 人権侵害に対応するための取組の推進

① 人権侵害に対する適切な対応

- ・ 県人権センターにおいて、人権に関する相談機能の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら適切な対応に努めました。また、人権に関わる相談員の資質向上とさまざまな人権課題への相談機能を強化するため、相談員スキルアップ講座（12講座、669人参加）を開催しました。今後も、相談員等の資質向上を図る支援と他の相談機関との連携が必要です。〔人権相談事業・地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 人権侵害（差別事象）に関わる課題の解決のための取組が適切に行われるよう、学校や市町の教育委員会等に対し指導・助言を行いました。今後も、学校における人権侵害（差別事象）の発生や対応状況を把握するとともに、課題解決や未然防止に向けて、危機管理マニュアルに基づき指導・助言を行います。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ インターネット上にある三重県に関わる差別的な書き込みについてモニタリングを行い、早期発見・早期広がり防止・早期削除活動を行うとともに、これら差別事象の実態把握を行いました。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 性的マイノリティへの理解を深めてもらうことで、当事者が自分らしく生きていくことができるよう、講演活動やSNSを活用した相談等に取り組んでいる団体があります。この団体が中心となった実行委員会が、平成30年10月に四日市市で「みえレインボーフェスタ2018」を開催しました。

(事例2) 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」では、LGBT電話相談を毎月第3金曜日13時00分から19時00分を実施しています。

(事例3) 食べられるにも関わらず廃棄されてしまう食品を企業や個人から寄附を受け、フードバンク事業により生活困窮者等の支援を必要としている人に対して生活支援を行い、地域の福祉環境の向上と相互扶助の社会づくりに寄与することを目的に活動しているNPOがあります。

(事例4) 地域子どもたちが気軽に集まれるよう、子ども食堂を開いている地域があります。

(2) 市町の取組事例

○ 松阪市では、平成30年が松浦武四郎の生誕200年、松浦武四郎の提案に基づいて蝦夷地が北海道と改称されてから150年の節目となるから、北海道と三重県で松浦武四郎の特別移動展示を行ったり、松浦武四郎のフォーラムを開催したりするさまざまな記念事業を行いました。

○ 熊野市では、高齢者や障がいのある人等の特に配慮を要する要配慮者が避難できる場所として、福祉施設を福祉避難所として協定を結び、福祉避難所運営マニュアルを策定しました。また、地域の実情や要配慮者、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営マニュアルを策定しました。

■ 今後の取組方向（令和元年度以降の取組方向）

○ 引き続き「三重県人権施策基本方針」や「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づいた施策を推進していきます。引き続き、人権をめぐる社会の動向やさまざまな人権課題の把握に努め、現状への理解と課題認識を深めるとともに、啓発・広報に取り組んでいきます。

○ 「アイヌ新法」をふまえ、アイヌの人々の文化や歴史的な経緯や差別の実態、多様性を尊重する生き方に学ぶ人権教育・啓発を、関係機関等と連携して進めます。

○ 引き続き、避難所開設訓練やHUG（避難所運営ゲーム）の実施について、市町とともに各地域における取組を進め、「避難所運営マニュアル」の作成を支援します。

注) 性的マイノリティの人びと 生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しない性同一性障がい者、人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向に係る同性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭な方等をいいます。

Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組① Viva あみーご (四日市市)

関連する県の 人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策 202 人権教育の推進 人権施策 406 外国人の人権
取組の概要	外国にルーツを持つ住民が約 2 割を占める笹川地区で 2000 (平成 12) 年から活動している日本語教室です。活動を通じて、互いの文化や習慣等を理解し、誰もが豊かに暮らす社会をめざしています

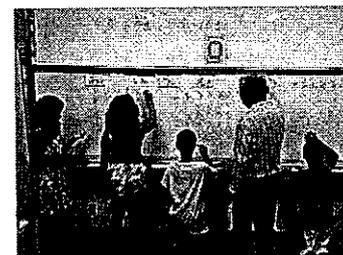
① 国籍や民族にかかわらず、誰もが豊かに暮らす社会をめざす

四日市市の笹川団地には約 1 万人が暮らしています。その約 2 割が外国人です。地域で豊かに暮らすための日本語教室、Viva あみーごは、当初、朝の教室と夜の教室をそれぞれ月 2 回、四郷地区市民センターで開設してきました。現在は団地内の笹川小学校 (旧笹川東小学校) で、毎週火曜日の夜に開講しています。参加登録者数は 14 か国 352 人 (平成 22 年から)。日本語の理解も人によってまちまちです。参加者のニーズに合わせてマンツーマンや一斉指導を行っています。参加者の中には、日本語検定試験や社内試験に向けて学習する人や、豊かなコミュニケーションを利用者にとりたいという介護職の人もいます。また、災害時には日本語が理解できないと困ると想定されることから、情報を少しでも理解できるように、簡単な言葉だけでも覚えてもらえればと考えています。



② 参加者に応じて学習を支援する、日本語指導ボランティア

ボランティアの一人、後藤さんが小学校のPTA会長を務めていたころには、クラスの半分ほどを外国人児童が占めるようになってきました。保護者が集まるPTA活動では、コミュニケーションがとれずに困ることがありました。外国人の保護者と親しくなり、「他の人たちとも日本語で話ができるようになれば」と思い、ボランティアを始めました。後藤さんは、「やりがいは、人とのつながりができたり、日本語能力試験に合格した人から「ありがとう」と言われること」と話します。現在、50 人を超える日本語指導ボランティアが登録しています。



③ 活動を地域に開くことで

Viva あみーごは、市と協働して、学校との連携、会場の確保、「よっかいち日本語レベルチェックシート」の試用と活用、就学前の子どもと保護者を対象にした絵本の読み聞かせ会での 3 か国語での読み聞かせ等の取組を行っています。また、地域の文化祭や夏祭り等にバザー出店しています。そこでは、日本語の学習をがんばっている人がいることもアピールできます。

今後も地域に暮らす外国人が、日本で豊かに暮らしていくために、誰とでもコミュニケーションがとれ、日本語を使うことに抵抗を感じないようにしていけばと考えています。



Viva あみーご 連絡先(四日市市多文化共生サロン内) ●電話/FAX059-322-6811 電子メール kyouseimodel@city.yokkaichi.mie.jp

Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組② カフェむすび (津市)

関連する県の 人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策405 高齢者
取組の概要	一人暮らし世帯が増え、高齢化も進んできた明合団地。先を見据え、住みよい 楽しそうな町にするため、誰もが立ち寄りたくなる「カフェむすび」を始めま した。住民主体によるカフェの存在が、住民相互の交流を促進し、共助のまち づくりにつながっています。

① 5年先・10年先も安心して暮らせる地域コミュニティを

津市の明合団地には約1,100人が暮らしています。明合団地では、高齢化や少子化、過疎化も進んでおり、自治会ではこれから先を見据え、住みよい楽しそうな町にと考えていました。

2014(平成26)年4月、16人のボランティアスタッフで、子どもたちから高齢者までが集う「カフェむすび」(以下、カフェ)を始めました。

カフェは、毎月第3日曜日の午前中に集会所で開店します。一人暮らしの高齢者には、カフェの無料券を配っています。また、カフェの様子がわかる写真や参加を呼びかける案内チラシを各戸配布しています。



② 笑顔あふれるカフェにするために

カフェでは、手品やバルーンアート・音楽鑑賞等の催し、団地内の看護学校の協力による血圧チェックを行っています。また、参加者の会話のきっかけになればと、会場には住民や子どもたちの絵画等の作品や行事の写真が飾られています。テーブルは話がしやすいように三角形に配置。常連の参加者は「ここに来て、たくさんの人と話をするのが楽しみです」と話しています。ボランティアスタッフ間のつながりを深めることも大切だと考え、カフェの最後にスタッフどうして次回のアイデアを出し合ったり、情報共有や情報交換をしたりしています。



③ カフェを通して強い地域コミュニティに

ボランティアスタッフ、カフェに来た参加者に自分の作品を見てほしいという人、カフェでアコーディオンの演奏をしたいという人がいます。自治会の役員は、「このような人に支えられてカフェむすびは続いています。今まで続けてきて、子どもから高齢者までの一人ひとりが、自分はこの地域の住人という思いを持ってもらうことが、地域の結びつきを強くすることがわかりました」と話します。

地域でともに生きるという実感が住民相互のつながりを生みだします。自治会では、このつながりを生かして、災害時等を含め、住民一人ひとりが助け合える、強い地域コミュニティにしていきたいと考えています。



カフェむすび 連絡先 ● ysigeo25@yahoo.co.jp (事務局長安川さん)

Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組③ しらさぎ識字学級 (伊賀市)

関連する県の 人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策201 人権啓発の推進 人権施策202 人権教育の推進 人権施策401 同和問題
取組の概要	1990(平成2)年、伊賀町文化センター(現 いがまち人権センター)の職員が地域の人に「識字で文字を学び、生き方を取り戻そう」と一人ひとりに呼びかけて開講しました。学級生の生活や社会状況の変化に対応して柔軟に運営しています。

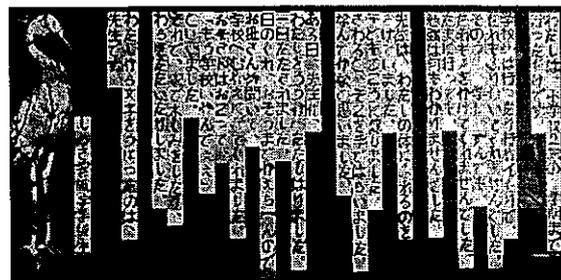
① 学ぶことで人として生きる喜びを取り戻す

伊賀町文化センター(当時)の職員が地域の人に手紙を届けたとき、「ここで開封して、読んでほしい」や「文字が読めないから、いけない」などと話されたそうです。文字を獲得し、人間らしい生活を取り戻すために、1990(平成2)年7月18日、しらさぎ識字学級を開講しました。当初、4人の学級生から始まり、その後、地域の集まりなどで募集したり、口コミで集まったりして仲間を増やしました。識字学級では、「今まで大きな病院にかかりとうてもいろんなことを書かなあかんから、行けへんだわ」「字が書けるようになって、選挙へ行けるようになった」などの体験も語られました。学級生は文字を取り戻すことで、これまで生きる権利を奪われてきたことに気づき、文字で表現することや、人とつながる喜びを獲得してきました。



② 想いをわかち合えるなかまがいることで

開講から数年後には1対1での学習に加え、月1回のグループ活動を取り入れ、学級生たちの経験を切り絵などで表現する共同制作に取り組んでいます。ここでは、似たような経験を持つ人たちがともに作品を創りあげる大切な時間となっています。



また、「夜は見えにくくて出にくい。昼にしてほしい」という学級生の願いを受け、2009(平成21)年からは昼の部を開講。ここでは、俳句、絵手紙、料理、社会見学などの文化・体験活動や、同和問題(部落差別)を学習しています。また、若い世代の就労保障に向けては、パソコンを活用した学習も行っています。

③ 「学び始めるのに遅すぎることはない。」

識字学級では90歳代の学級生、40歳代の保護者たち、20歳代の青年などが集まって社会見学に行くなどの交流もしています。そこでのつながりが識字学級の意義の継承の場になっています。



ある20歳代の青年は、小学生から「お兄ちゃん、勉強も教えて」と言われたことから、「間違えやんと教えられんのだろうか。もう一回、勉強し直そう」と識字学級に通い始めました。他にも「夢を叶えるために、大学へ行きたい」という30歳代の人もあります。また、学級生たちの経験に学ぼうと、近隣の学校から子どもたちが訪れています。学級生の「学び始めるのに、遅すぎることはない」「人生は死ぬまで勉強や。今、勉強しやんたら後悔するよ」という言葉が、子どもたちの胸に響いています。

しらさぎ識字学級 連絡先(いがまち人権センター) ● 電話 0595-45-4482 FAX0595-45-9130

Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組④ ナーシングホームもも (四日市市)

関連する県の人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり	人権施策301 相談体制の充実
	人権施策201 人権啓発の推進	人権施策405 高齢者の人権
取組の概要	人権施策404 障がい者の人権	人権施策407 患者の人権
	医療依存度の高い人が、自宅で看護・介護を受け、自分らしく日々を過ごすことができるよう、看護・介護で連携してサービスを行っています。	

① 自然な形なのに「新しい」看護・介護

看護と介護に連携して取り組む事業所、ナーシングホームももは、医療依存度の高い人が人生の最後の締めくくりを自宅で過ごす支援等のために、平成15年1月、東員町に開設されました。その後、四日市市やいなべ市、桑名市でも事業所を開設しました。ナーシングホームももでは、「個人の尊重」「自己実現」「正義」を企業理念として掲げ、「プロとしてのサービスの提供」「介護・看護は人の温かさ」「コミュニケーション力」を大切に、利用者の利益(幸福)を最優先にしてサービスを展開しています。



② 在宅看護には「力」がある

代表の福本さんは、「赤ちゃんが産まれてくるのはみんな喜ぶけど、亡くなるのってとてもつらい感じがする。しかし、在宅だと「がんばって生きてくれて、ありがとう」という思いで送ることができる。それぞれの家族にドラマがあるんです。自宅で高齢者や障がい者が生活することはあたりまえのことです。例えば、今夜にも命が危ないという状態で、病院から家に帰った人の中には、約1か月間、家族と過ごすことができた人もいます。それほど、自宅で過ごすことには力があるんです。私たちスタッフはそれぞれの力を駆使して、在宅ケアに最高の力を注ぎたいと思っています」と話します。

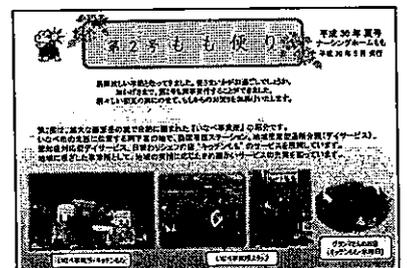


③ よりよい看護・介護をめざして

ナーシングホームももの全職員は看護と介護が協力できなければよいケアはできないと考え、「自分の仕事は、プロ意識にかなっているか」「利用者の利益(幸福)につながっているか」を常に振り返っています。そして、職場として、自分も大事な役割を果たしていると感じられるように、また、みんなでやりがいや生きがいを感じ合うようにもしています。

11月には、職員による「事業所発表会」を開催。それぞれの事業所が課題意識を持って取り組んだことを振り返り、意味づけし、事業所として団結して発信することで、職員の資質向上と職場の一体感を醸成しています。また、『もも便り』を発行し、事業とサービスの概要を利用者やケアマネジャー等に配付しています。

今後は、働きやすい職場風土を基盤に、現在の介護保険・医療保険事業にしっかりと対応していくとともに、常に利用者の利益(幸福)を最優先に、医療依存度の高い人の増加という社会の変化にも応じていきたいと考えています。



ナーシングホームもも 連絡先 ● 電話・FAX 0594-75-0302 電子メール daichi79@intsurf.ne.jp

Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組⑤ 特定非営利活動法人 まぐのりあ (尾鷲市)

関連する県の 人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策201 人権啓発の推進 人権施策202 人権教育の推進 人権施策404 障がい者
取組の概要	まぐのりあは、障がいのある子どもをもつ親と福祉関係者らでつくるNPO法人で、重度の障がい者が安心して暮らせるグループホーム「和家(わや)」を建設しました。「誰も置いてきぼりにしない社会」の実現に向けて、地域との交流を大切にしながら活動しています。

① 重度の障がい者が、生まれ育った地域で一生幸せに暮らす家・家族をつくりたい

理事長の伊藤さんらは、「親亡き後、生まれ育った尾鷲で、これまでの人とのつながりの中で暮らすためには、グループホームが不可欠」と考え、重度の障害者が安心して暮らすことができるグループホーム「和家(わや)」を設立するために、福祉関係者と連携してNPO法人まぐのりあを立ち上げました。和家は、住民有志やボランティア、保護者や役員の寄付により、尾鷲市の高台にある向井地区に開設。建設にあたっては先進地の建築事例に学び、計画を練り上げてきました。着工にあたっては、地域住民の理解を得たり、隣接する小学校から、「グループホームとの交流が楽しみ」と言われたりしてきました。和家という名前には、「入居者や職員、家族、ボランティア、地域のみなさんが仲良く和む家になりたい」という思いが込められています。



② 「誰も置いてきぼりにしない社会」をめざして

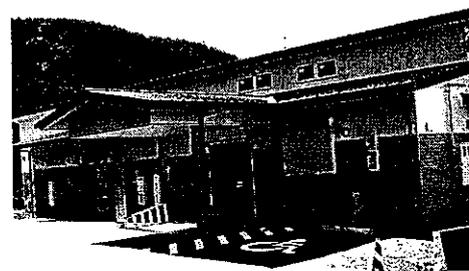
和家では、一人ひとりが部屋で自分の時間を楽しむことはもちろん、買い物や散歩、地域のイベントへ出かけたり、生きる喜びや人と関わる楽しさも感じたりできる生活をめざしています。そのためには、人員配置や経済的な課題等、解決すべきこともありますが、「誰も置いてきぼりにしたくない。挑戦して社会を切り拓いていこう」と考えています。



③ 『まぐのりあ』があるから、大丈夫』そう思える日が来るまで

和家を知ってもらうために、パンフレットには設立への思いや運営方針等を書き込み、「わや便り」でも情報を発信しています。また、運営資金を確保するために、賛助会員や正会員、寄付金を募るとともに、11月の尾鷲節コンクールではバザーを出店。資金を集めつつ、活動を広く知ってもらい、支援につなげました。

伊藤さんたちは、「和家は、『隔離』『孤独』の存在ではなく、地域に開かれた場所にしていきたい。どのような障がいがあっても、親や家族だけに依存する生活ではなく、一人ひとりが望む地域で社会参加できる社会を築きたい。そして、まぐのりあがあるから大丈夫と思える日が来るまで活動を続けていきたい」と考えています。



和家 連絡先 ● 電話 0597-37-4030 FAX 0597-37-4031 電子メール magumagu@gaea.ocn.ne.jp

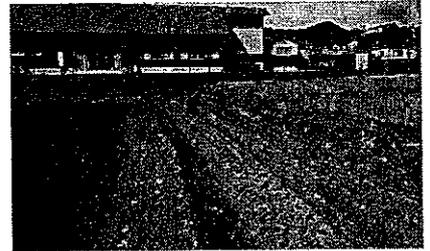
Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組⑥ 特定非営利活動法人みのり (南伊勢町)

関連する県の 人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策404 障がい者
取組の概要	みかん園での作業や野菜作りで、農福連携による就労保障を行っています。利用者が農作業に慣れれば、作業量が拡大できることから、農協等と連携し、安定した作業と収益の確保をめざしています。

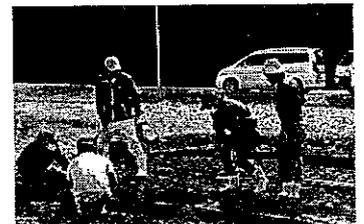
① 働きたいと希望する一人ひとりの個性が発揮できるように

代表の世古さんは、南伊勢町で約40年間みかん農園を営んできました。2016(平成28)年12月、働きたいという希望を自然の力を活用して実現させたいと、就労継続支援A型事業所みのりを開設しました。開設当初は4人の支援員と5人程度の利用者でしたが、口コミや求人で、現在は16人の利用者で運営しています。1日4時間の勤務は、みかん畑や野菜畑における農作業が中心。細かい作業が合わない利用者には広い畑の草刈り作業を任せたり、高い所が苦手な利用者にはみかんの木の低い部分の収穫を任せたりするなど、利用者と作業のマッチングを工夫しています。「うまくいかない時には原因を考えて、改善策を模索する」という世古さんは考えています。それぞれの特性に合わせて、作業を割り振っていくことで、利用者が負担を感じることなく、多くの利用者が働き続けています。



② 安定した収入の確保をめざして

農業は天候や塩害のような自然状況に左右されるとともに、獣害も受けるため、収益が安定しないことがあります。安定した収益のために、みかんの品種や収穫時期をずらす等の工夫をしていますが、成育期間に5~6年かかったり、土壌が異なることから、なかなか収益には結びつきにくい状況です。



世古さんは安定した収益確保のために、スーパーマーケットに出荷しているベテランの人から、売れる野菜、育てやすい野菜、収益をあげる方法等を尋ね、実践しています。野菜作りは、利用者も支援員も初めてで、慣れるまで戸惑いもありました。他にも、南伊勢町の気候を生かし、冬のネギを栽培を進めています。農協から頼まれた伊勢ねぎは、収穫物を買って上げてもらえることから、安定した収益につながると考えられます。今後も、農協やスーパーマーケットなどと連携して取組を進めていきたいと考えています。

③ 地域に根差した事業所として

3年目を迎えるみのりは、地域での認知度が少しずつ上がっています。当初は、休耕地や荒れた畑を貸すことを戸惑っていた近隣の方から、「普段の作業を見ていて安心する。うちの畑でも野菜を作ってほしい」という申し出が増えてきたそうです。



今後も、働きたいと希望する人がその特性を発揮し、地域貢献できる地域の事業所として発展していきたいと考えています。

特定非営利活動法人 みのり 連絡先 ● 電話・FAX 059-966-0303 gokasyominori@gmail.com

Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組⑦ 子ども食堂 りんごの家 (鈴鹿市)

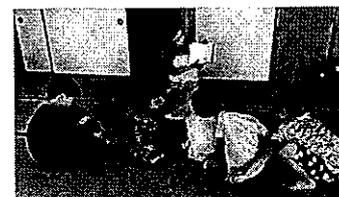
関連する県の 人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり	人権施策301 相談体制の充実
	人権施策202 人権教育の推進	人権施策403 女性
取組の概要	小中学校・地域・企業等と連携して、月に1回の子ども食堂を運営しています。社会貢献をしたいと思っている人が自己実現を図るようなボランティア運営で、活動を持続可能なものとしています。	

① 子どもたちの自立をめざして

代表の岡田さんは、かつてタイの孤児院でボランティアスタッフとして過ごした際、様々な価値観や広い視野を持って生き生きと過ごす子どもたちに出会いました。岡田さんは、日本の子どもたちも多くの人と関わることで、大人に対する安心感を持ち、他者とのコミュニケーション力をつけながら成長してほしいと願ってNPO法人 shining を立ち上げました。そして、社会全体で子育てするために、2016(平成28)年8月、鈴鹿市三日市の集会所で子ども食堂を始めました。開設にあたっては、近隣の小中学校からは子ども食堂の案内チラシを配布・掲示してもらいました。その後、社会福祉協議会と共同開催するようになり、現在に至っています。



子ども食堂に参加する人たちのニーズを受け止めて、子育てに悩みを抱える親たちが悩みを話せる場である「ママのお悩みシェア会」や子どもの自立をめざした体験活動や学習支援など、様々な企画も行っています。



② 商店や企業、地元の賛同してくれる人の支え

子ども食堂の参加者も回を重ねるごとに増えてきました。食材を確保するために多くの企業に協力を呼びかけたところ、「子どものために、何らかの形で協力したい」「地元の役に立ちたい」という企業から提供を受けることができました。提供される食材が直前までわからないこともあり、主なメニューだけを決めておき、その場で臨機応変に調理しています。

③ 「ゆるいボランティア」を自主的に楽しもう

岡田さんは「社会貢献をしたいと思っている人はたくさんいるんです」と言います。岡田さんは、働きながらできるボランティアを提案しています。一人ひとりの状況に合わせ、できる時にできる内容で活動することを基本にしています。また、子ども食堂には高齢者も参加しています。自分も役に立っている実感が自己有用感につながっています。



今後は、複数の子育て支援団体と居場所を整備し、その中の一つに子ども食堂を位置づけたいと考えています。「子育て支援団体が集まれば集まるほど、子どもにとって安心できる時間と空間ができるんです」と岡田さんは語ります。

子ども食堂 りんごの家 連絡先 (NPO 法人 shining 岡田さん) ● nposhiningjapan@gmail.com

Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組⑧ 有限会社 田園 (松阪市)

関連する県の 人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策403 女性
取組の概要	子育て中の女性が農業に携わり、活躍できる職場を作っています。多様な働き方ができる体制を作ることで、従業員がお互いの状況を理解しあいながら、働きやすい職場づくりを進めています。

① 食の安全・安心を提供するために

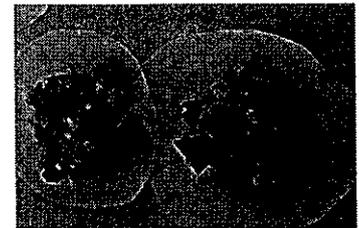
古御門さんは、北京から松阪市に来て、4人の子どもを育てながら、夫が経営する(株)古御門ライスのグループ企業として(有)田園を起ち上げ、米やいちご、野菜の生産販売も行ってきました。農産物検査員の資格を取得し、その後、「みえの安心食材」の認定を受けたり、「JGAP」の認定農場になったりと、食の安全・安心を提供するための努力を重ねてきました。



② 新しい手段・方法の模索～6次産業化

農業について勉強していた頃、どこに行っても男性ばかりという状況がありました。次世代の農業を担う人材の不足という課題の解決のために、子育て中の女性も農業で活躍できないかと、9時～13時の時間帯で週に3～5日の勤務体制を組みました。現在、社員4人(うち男性1人)と女性アルバイト約20人で運営しています。

子育て世代の女性が食への意識が高いことを活用して、餃子づくりで6次産業化にも取り組みました。栽培してきた野菜の香りや食感が楽しめる餃子となるよう、工夫を重ね、外食に出かけにくい家庭でも味わってもらえるようにと、通信販売も導入しました。



③ 働き続けられる環境が充実すれば、子育て中の女性が活躍する職場にできる

週4日の短時間の勤務では、野菜作りの技術を習得しにくかったり、収穫時期の作業量が追いつかなかつたりと課題がありました。また、働くことに責任感を持つことも課題でした。古御門さんは、これらの課題解決のために、子育て中の女性が長く働ける安心感が不可欠だと考えました。

女性アルバイトに働き方についてのアンケートをとってみると、多くの人が「今後も農業に携わって働きたい」と回答しました。古御門さんは、農業に携わる人材が極端に減少する中だからこそ、働き続けられる環境が充実すれば、子育て中の女性が活躍する職場にできるのではないかと考えました。収穫時期には多めにアルバイトを採用し、子育てをしながら働き続けられるモデルを育成するために、要望を細かく把握しました。また、子どもを連れて出勤することも認め、状況を理解しあいながら、働きやすい職場を従業員たちどうしで作ることを進めてきました。従業員の中には、「子育て・介護が大変な時は、毎日出勤できなかった。その時期を柔軟に対応してもらったおかげで、辞めることなく働き続けられた。そして今、また復帰して毎日勤務しています」という人もいます。



有限会社 田園 連絡先 ● 電話0598-58-0987 電子メール denen@mctv.ne.jp